

輪島市地域防災計画

一般災害対策編

令和4年12月修正

輪島市防災会議

沿革

旧輪島市

昭和41年 7月15日作成
昭和37年10月 1日作成
昭和48年 6月29日修正
昭和50年 6月28日修正
昭和52年 6月30日修正
昭和54年 7月 6日修正
昭和55年 8月13日修正
昭和56年 9月 3日修正
昭和58年 9月 3日修正
昭和59年 6月22日修正
昭和60年11月 5日修正
昭和61年 7月 5日修正
昭和62年 8月 6日修正
昭和63年10月27日修正
平成 元年12月25日修正
平成 4年 2月17日修正
平成 5年10月20日修正
平成 6年11月30日修正
平成 8年 3月 5日修正
平成14年 3月20日修正

旧門前町

平成 9年10月 5日修正

合併

平成18年 2月 1日 暫定輪島市地域防災計画
平成18年10月12日修正
平成23年10月 4日修正
平成25年 3月25日修正
平成26年 1月24日修正
平成26年12月15日修正
平成28年 2月26日修正
平成29年 2月21日修正
平成29年 8月 9日修正
平成30年 8月10日修正
令和 元年 8月 9日修正
令和 4年 3月18日修正
令和 4年12月 5日修正

輪島市地域防災計画（一般災害対策編） 目 次

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	性格及び基本理念	1
第3節	防災計画、防災会議	2
第4節	防災関係機関等の処理すべき事務又は大綱	4
第5節	本市の特質と既往の災害	8

第2章 一般災害予防計画

災害予防計画の体系	1 1
災害に強い市民の育成	1 1
第1節 防災知識の普及	1 2
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	1 5
第3節 自主防災組織の育成	1 8
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	2 1
第5節 防災訓練の充実	2 3
災害に備える強い組織体制づくり	2 5
第6節 防災体制の整備	2 6
第7節 防災気象等観測網の整備	2 9
第8節 通信体制及び放送施設災害予防	3 0
第9節 消防力の充実、強化	3 3
第10節 水害予防	3 8
第11節 風害予防	4 3
第12節 雪害予防	4 4
第13節 避難体制の整備	4 6
第14節 緊急輸送体制の整備	5 0
第15節 医療体制の整備	5 2
第16節 健康管理活動体制の整備	5 5
第17節 こころのケア体制の整備	5 6
第18節 食料及び生活必需品等の確保	5 7
第19節 要配慮者対策	5 9
第20節 農林水産災害予防	6 2
第21節 干ばつ災害予防	6 5
第22節 防災パトロール	6 6
第23節 積雪・寒冷対策	6 7

災害に強いまちづくり	69
第24節 建築物等灾害予防	70
第25節 公共施設灾害予防	73
第26節 地盤灾害予防	78
第27節 防災資機材等の点検整備	81

第3章 一般災害応急対策計画

第1節 初動体制の確立	83
第2節 事前措置及び応急措置	89
第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域 及び種類並びに発表基準	93
第4節 災害予警報別の伝達	108
第5節 災害情報の収集及び伝達	111
第6節 通信手段の確保	124
第7節 消防防災ヘリコプターの活用	126
第8節 災害広報	127
第9節 消防活動	129
第10節 自衛隊の災害派遣	133
第11節 救援隊等の受入	140
第12節 救助・救急活動	141
第13節 災害医療及び救急医療	142
第14節 健康管理活動	146
第15節 水防活動	148
第16節 災害救助法の適用	151
第17節 災害警備及び交通規制	156
第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	159
第19節 ライフライン施設の応急対策	161
第20節 公共土木施設等の応急対策	162
第21節 避難誘導等	164
第22節 給水活動	172
第23節 食料の供給	175
第24節 生活必需品の供給	177
第25節 障害物の除去	179
第26節 輸送手段の確保	181
第27節 こころのケア活動	184
第28節 防疫、保健衛生活動	185

第29節	要配慮者の安全確保	187
第30節	ボランティア活動の支援	191
第31節	災害廃棄物等の処理	192
第32節	住宅の応急対策	195
第33節	文教対策	199
第34節	農林水産物災害応急対策	202
第35節	労務供給計画	203

第4章 一般災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧	207
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	209
第3節	被災者への支給	211
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	213
第5節	災害義援金及び義援物資の配分計画	215
第6節	復興計画	216

第5章 複合災害対策

第1節	基本方針	217
第2節	災害予防対策	217
第3節	災害応急対策	218
第4節	災害復旧対策	218

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地すべり、がけ崩れ、土石流、高潮などの一般災害（海難、油流出、航空機、道路、危険物等の大規模な事故災害は除く。）から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 性格及び基本理念

1 性格

この計画は、本市の地域において、災害（地震、津波及び海難、油流出、航空機、道路、危険物等の大規模な事故災害は別に定める。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の対策等を次のとおり体系化したもので、「輪島市地域防災計画」の「一般災害対策編」とする。

2 基本理念等

（1）用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次の示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では次に定める機関をいう。

北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）

大阪航空局（能登空港・航空路監視レーダー事務所）

東京管区気象台（金沢地方気象台）

第九管区海上保安本部（七尾海上保安部）

ウ 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定める公共機関で、この計画では次に定める機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、北陸電力株式会社（輪島営業所）及び北陸電力送配電株式会社（輪島配電センター）

エ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第6号に定める公共機関で、この計画では次に定める機関をいう。

北鉄奥能登バス株式会社、能登北部医師会

オ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では次に定める機関をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等、

一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、

危険物関係施設の管理者

(2) 基本理念

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民がとるべき基本的事項を定めたものである。

市及び防災関係機関は、地震及び津波災害を除く災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に發揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び防災関係機関は、実施計画の作成等により本計画の具体化を図るとともに、常に本市をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど弾力的にその運用を図る。

また、事業者及び市民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施にあたっては、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、防災関係機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、市は、災害対策基金等の積立、運用等に努め、基本理念に基づいて次の計画等を作成する。

ア 災害を未然に防止するための災害予防計画

イ 災害発生時において被害の拡大を防ぐための災害応急対策計画

ウ 災害からの復旧及び復興を図るための復旧・復興計画

エ 各種の事故災害が発生した場合に予防・応急対策を実施するための事故災害対策

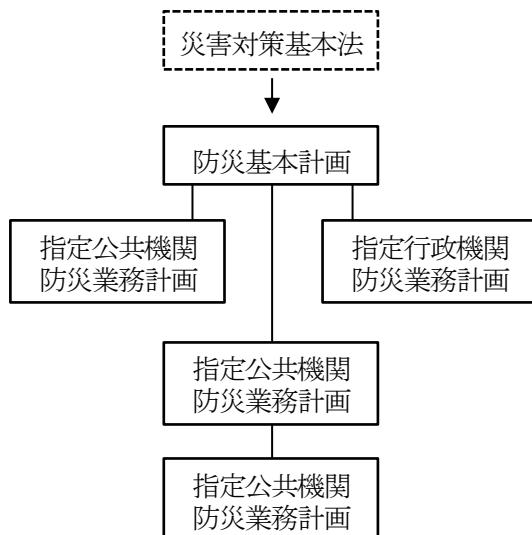
第3節 防災計画、防災会議

1 防災計画

防災計画は、各行政区域内の地域や、その地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここで「防災」という語には3つの要素が含まれている。まず第1に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第2に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第3に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

防災に関しては、国、県及び市町村がそれぞれ地域や職能に応じて責務を有している。

2 防災計画のつながり



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいべきものである（災害対策基本法第34条及び第35条）。

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第36条から第39条まで）。

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関するである（災害対策基本法第40条から第42条まで）。

3 防災業務計画と県地域防災計画との関係

県地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容を省き、分担する基本的事項のみとし、更に災害対策基本法第70条（都道府県の応急措置）に基づく当該機関に対する応急措置の実施要請については、計画ごとに明示し運用の整合性を図るものとする。

4 市町地域防災計画と県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）に定めるとおり、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は不可分の関係にある。

県地域防災計画は、市町が市町地域防災計画に基づいて応急対策を実施する事務事業を助け、かつ総合調整を行うための措置及びその措置が推進できるよう、市町地域防災計画において配慮すべき事項を定めている。

5 関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

6 輪島市防災会議

輪島市防災会議は輪島市の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第107号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関である。

防災会議は、市長を会長として輪島市防災会議条例第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を任務とする。

(1) 所掌事務（災害対策基本法第16条第1項）

- 輪島市防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 輪島市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
 - イ 輪島市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
 - ウ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - エ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - オ 前各号までに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 組織（災害対策基本法第16条）

・会長 市長

・委員
(28人以内)

・専門委員

- 第1号委員（指定地方行政機関の職員）
- 第2号委員（航空自衛隊輪島分屯基地の自衛官）
- 第3号委員（石川県知事の部内の職員）
- 第4号委員（市を管轄する警察署の警察官）
- 第5号委員（市長の部内の職員）
- 第6号委員（教育長）
- 第7号委員（奥能登広域圏事務組合消防長及び消防団長）
- 第8号委員（指定公共機関・指定地方公共機関の職員）
- 第9号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）

防災会議の委員が所属する機関の職員

市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理団体に属する者

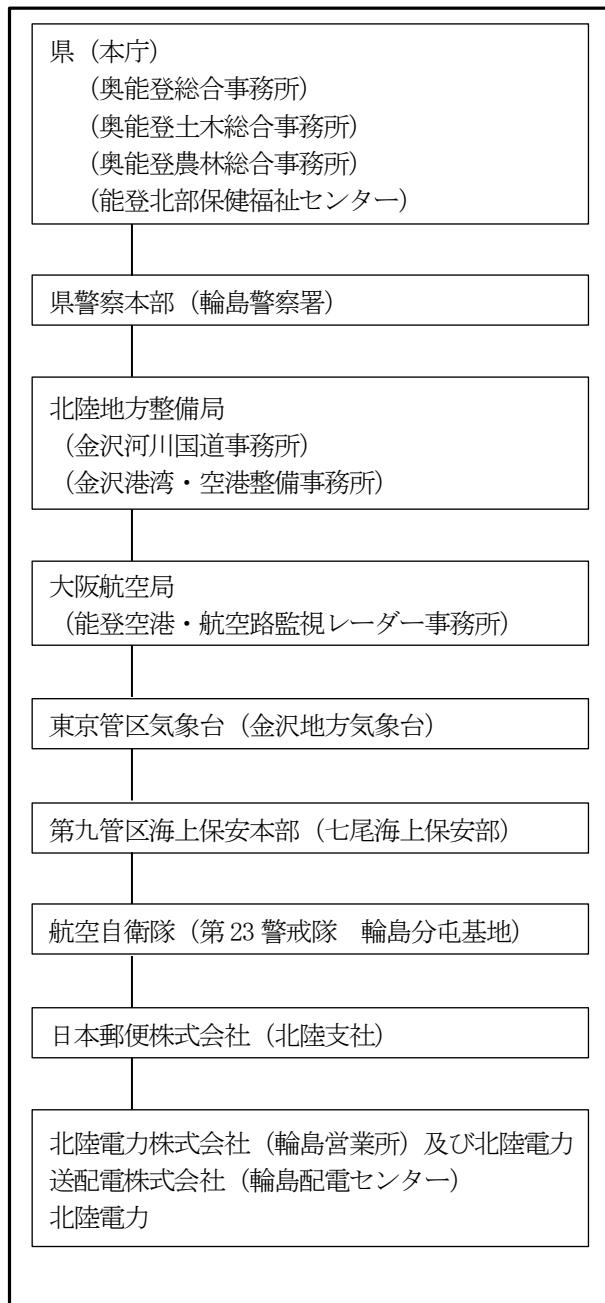
学識経験のある者

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

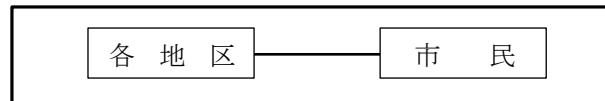
本市において防災に関与する機関等は、おおむね下図のとおりである。市及び市内の公共的団体の処理すべき事務又は業務は次のとおりである。

なお、県等防災関係機関の事務又は業務については、石川県地域防災計画による。

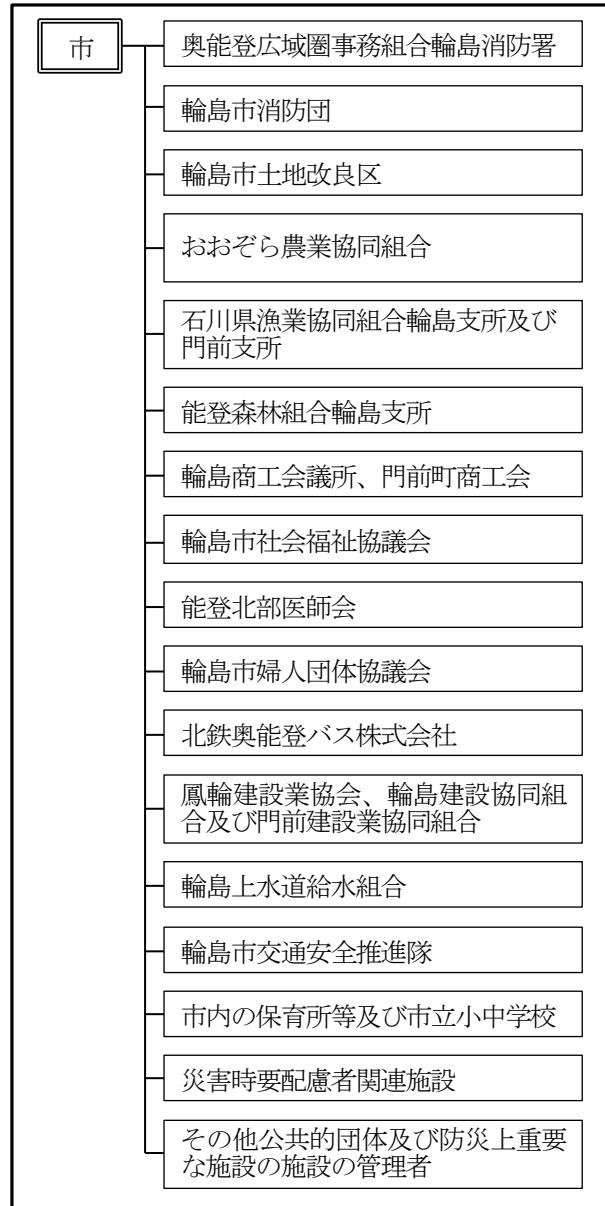
◇県等防災関係機関



◇各地区及び市民



◇市及び市内の公共的団体



※ 要配慮者とは高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等の災害に際して必要な情報を得ることや適切な行動をとることが困難であり、災害時に犠牲になりやすい人々

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
輪島市	<p>(災害予防)</p> <p>1 輪島市防災会議の事務</p> <p>2 災害対策本部等防災対策組織の整備</p> <p>3 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備</p> <p>5 防災に関する訓練並びに防災思想及び知識の普及</p> <p>6 県及び防災関係機関との連絡調整</p> <p>7 生活必需品、応急食料等の備蓄</p> <p>8 市民等への防災情報（気象に関する注意報、警報等）</p> <p>9 自主防災組織の育成</p> <p>10 災害危険区域の把握</p> <p>11 各種災害予防事業の推進</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>12 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査</p> <p>13 避難指示の発令、避難誘導並びに避難所（福祉避難所を含む。）の開設</p> <p>14 被災者の救助及び救護措置</p> <p>15 被災者に対する医療及び助産の支援</p> <p>16 災害時における食糧、飲料水等の供給対策</p> <p>17 災害時における文教対策</p> <p>18 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生対策</p> <p>19 災害時における緊急輸送の確保</p> <p>20 被災施設及び被災設備の応急復旧並びに被害拡大防止措置</p> <p>21 復旧資機材の確保</p> <p>22 災害対策要員の確保及び動員</p> <p>23 災害時における他市町村との相互応援措置</p> <p>24 本市の地域を管轄する防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の援助及び調整</p> <p>(災害復旧)</p> <p>25 災害弔慰金及び災害傷害見舞金の給付、災害援助金の貸付等</p> <p>26 市民税等公的徴収金の猶予及び減免措置</p> <p>27 義援金等の受領及び配分</p>
奥能登広域圏事務組合 輪島消防署	<p>(災害予防)</p> <p>1 消防力の維持及び向上</p> <p>2 市が行う防災対策への協力</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>3 災害情報の収集、伝達及び広報活動</p> <p>4 消防、救助及び救急活動</p> <p>5 避難誘導活動</p> <p>6 行方不明者の捜索</p> <p>7 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策</p>

輪島市消防団	(災害予防) 1 団員の能力の維持及び向上 2 市及び奥能登広域圏事務組合輪島消防署が行う防災対策への協力 (災害応急対策) 3 その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
輪島市土地改良区	(災害応急対策) 1 被害状況調査及び応急対策に関する協力 2 農地及び農業用施設の災害応急対策
おおぞら農業協同組合	(災害応急対策) 1 県及び市が行う被害状況調査及び農畜産物の災害応急対策に関する協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 被災組合員に対する物資及び融資のあっせん
能登森林組合輪島支所	(災害予防対策) 1 市が実施する災害予防対策の推進への協力 (災害応急対策) 2 被害状況調査に関する協力 3 風倒木、漂流木、被害木等処理の協力 4 救出活動等における重機、車両等貸出の協力 5 被災組合員に対する物資及び融資のあっせん
石川県漁業協同組合 輪島支所及び門前支所	(災害応急対策) 1 被害状況調査に関する協力 2 津波発生状況の把握及び伝達に関する協力 3 災害応急対策に要する船舶等の調整に関すること 4 漁船等の災害応急対策 5 被災組合員に対する物資及び融資のあっせん
輪島商工会議所 門前町商工会	(災害応急対策) 1 被害状況調査に関する協力 2 災害時における物価安定についての協力及び徹底 3 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力及びあっせん 4 被災会員への融資のあっせんに関すること。
北鉄奥能登バス株式会社	(災害予防) 1 市が実施する災害予防対策の推進への協力 (災害応急対策) 2 災害時における避難住民の輸送協力
能登北部医師会	(災害応急対策) 1 災害時における医療救護活動 2 災害時における救護班の編成及び派遣

輪島市社会福祉協議会	(災害予防) 1 市が実施する災害予防対策の推進への協力 2 要配慮者対策 (災害応急対策) 3 災害時における要配慮者の応急対策 4 災害時におけるボランティア活動への支援及び協力
輪島市婦人団体協議会	(災害予防) 1 市が実施する災害予防対策の推進への協力 (災害応急対策) 2 市が実施する災害応急対策への協力
鳳輪建設業協会 輪島建設協同組合及び 門前建設業協同組合	(災害応急対策) 1 救出救助活動等における重機、車両等の協力 2 道路、橋梁等の災害復旧協力 3 応急仮設住宅の建設等への協力
輪島上水道給水組合	(災害応急対策) 上水道の災害復旧協力
輪島市交通安全推進隊	(災害応急対策) 災害時の交通統制への協力
市内の保育所等及び 市立小中学校	(災害予防) 1 学校避難体制の整備及び避難訓練の実施 (災害応急対策) 2 災害時における園児、入所児童及び生徒の保護並びに避難誘導 3 避難所の開設、管理及び運営に関すること。
要配慮者関連施設	(災害予防) 1 施設の避難体制の整備及び避難訓練の実施 (災害応急対策) 2 災害時における入所者の保護及び避難誘導 3 在宅の要配慮者の緊急入所等

第5節 本市の特質と既往の災害

1 位置・地勢

本市は、本州中央部日本海に突出した能登半島の北端に位置し、東西に約42km、南北に約31km、面積426.29km²である。

市域の東は珠洲市、能登町、南は穴水町、志賀町に接している。

地勢は高洲山（標高567m）を頂点とする山地が全市面積の約78%を占め、東西に連なって海に迫っている。

山間丘陵地を源とする小河川は、いずれも樹枝状になって日本海に注ぎ、それぞれ沖積平野を形成し市街地や農耕地が開けている。

また、海岸線は、81.8km余に及び、北方海上に七ツ島（23km沖）、舳倉島（48km沖）がある。

2 地質及び地盤等の特性

能登北部における地層及び岩石の分布は、大部分が第三紀中新世の火山岩類及び堆積岩類からなり、しばしば地すべりが発生している。また、邑知潟地溝帯や輪島、珠洲、七尾の平野部には、軟弱な沖積層が厚く堆積している。

3 気候

(1) 春

冬の西高東低の気圧配置は2月の終わり頃から次第に崩れ始め、北西の季節風も弱まり気温は上昇しやすくなりやがて春を迎える。

春は低気圧と高気圧が交互に本州付近を通過するため、天候は周期的に変化し、次第に晴れの日が多くなる。4月中旬までは高気圧が本州付近を覆うと、晴れて夜間の放射冷却によって気温が下がり、「晩霜」が降りる。

また、低気圧が発達しながら日本海を進むと、「フェーン現象」で気温が急上昇し、寒暖の変動が大きい時期もある。

(2) 夏

北陸地方は太平洋側に比べて梅雨の現象は弱いと考えられているが、それでも梅雨期と盛夏期とでは天候に大きな差異がある。梅雨の初めは比較的天気が良いが、6月下旬からは曇雨天の日が多くなり梅雨本番となる。梅雨末期は、梅雨前線が北陸地方に北上して集中豪雨が起こりやすい時期である。

(3) 秋

太平洋高気圧が後退し始め、初秋の頃は約1か月にわたって、本州の南岸に秋雨前線が停滞して、天気のぐずつく時期がある。

また、10月を中心に春と同じように現れる移動性高気圧、11月の晚秋には、北西の季節風による「しぐれ」現象、8月から10月にかけては、接近する「台風」が多く、変化に富んだ季節である。

(4) 冬

西高東低の気圧配置が多くなり、大陸からの寒気が流れ込みやすくなる。このため、降雪日数も多くなり、海上ではしける日が続く。

また、一時的に強い寒気が流れ込む北陸特有の冬季雷も観測され、大雪となることもある。

4 社会的要因とその変化

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害があり、本市における被害を拡大する社会的要因としては、次の点が指摘される。

(1) 過疎化等の進展

人口流出、高齢化等により消防防災活動に支障をきたすおそれがある。

(2) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本市を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在市・来市外国人も増加している。したがって、災害時に要配慮者として旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(3) 生活環境の変化

近代生活を営むにあたっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん災害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

(4) 住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化等により、地域住民の連帶意識が希薄になってきている。

このためいったん災害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大するおそれがある。

(5) 交通機関の発達

自動車保有台数が増加してきており、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因となるとともに、交通混亂によって被害が著しく拡大するおそれがある。

(6) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(7) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

5 過去に本市で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された風水害等

発生年月日（西暦）	災害の種類	概要
昭和24(1949)年5月17日	火 災	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況：人的被害 負傷者1名、住家被害24棟など 被害総額：5,067万円 5月17日、鳳至郡大屋村に災害救助法適用
昭和25(1950)年9月3日	ジエーン台風	<ul style="list-style-type: none"> ジエーン台風は、9月3日、神戸市付近に上陸し、若狭湾にぬけて、夕刻、能登沖を通過した。 金沢：気圧 981.5hPa 最大瞬間風速 42.8m/s 被害状況：人的被害 死者18名、行方不明者6名、負傷者298名 住家被害 全壊390棟、半壊3,868棟 床上浸水459棟、床下浸水1,071棟 被害総額：414,270万円 9月5日、県下全域に災害救助法適用
昭和31(1956)年7月16日	水 害	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島を襲った雨は、猛烈な雷鳴を伴う豪雨となり、大水害となった。 各地の雨量：輪島183mm、七尾122mm、門前167mm、三井235mm、柳田189mm、宇出津237mmなど 被害状況：人的被害 死者8名、負傷者2名、 住家被害 全壊26棟、流出6棟、半壊85棟 床上浸水2,273棟、床下浸水4,211棟 被害総額：225,928万円 7月16日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、珠洲市 鳳至郡（能都町、穴水町、門前町、町野町、鵜川町、柳田村） 珠洲郡（松波町）
昭和33(1958)年7月24日～26日	水 害	<ul style="list-style-type: none"> 7月24日未明に奥能登に大雨が降り、輪島地方に大きな水害を出した。 各地の雨量：金沢172mm、輪島321mm、九谷278mm、新保263mm、白峰250mm、宇ノ気245mm、羽咋306mm、七尾352mm、向田349mm、富来348mm、三井318mm、柳田353mm、飯田293mm、宇出津316mmなど 被害状況：人的被害 死者5名、負傷者32名 住家被害 全壊20棟、流出4棟、半壊92棟 床上浸水6,385棟、床下浸水8,359棟 被害総額：499,925万円 7月24日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市、珠洲市、七尾市、加賀市 鳳至郡（穴水町、門前町、柳田村） 鹿島郡（中島町、田鶴浜町） 羽咋郡（志賀町）
昭和34(1959)年8月26日	水 害	<ul style="list-style-type: none"> 8月26日未明に能登一帯を雷を伴う集中豪雨が襲い大被害が発生した。 各地の雨量：輪島191.5mm、木原岳219mm、穴水220mm以上、門前262mm、飯田119mm、宇出津193mmなど 被害状況：人的被害 死者37名、負傷者949名 住家被害 全壊206棟、流出62棟、半壊554棟 床上浸水6,642棟、床下浸水5,783棟 被害総額：990,238万円 8月26日、次の市町村に災害救助法適用 輪島市 鳳至郡（能都町、穴水町、門前町）

※ その他の災害に関しては、輪島市地域防災計画付属資料参照

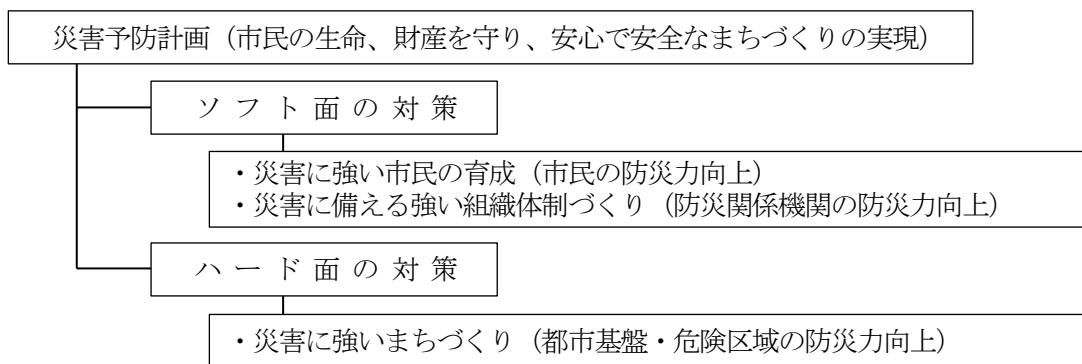
第2章 一般災害予防計画

【災害予防計画の体系】

風水害等の災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するために必要な対策を市及び防災関係機関等が一丸となって講ずるもの。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

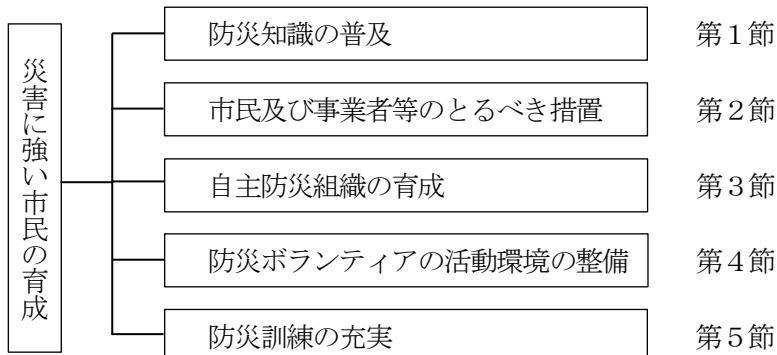


【災害に強い市民の育成】

市及び防災関係機関は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施等を通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を發揮するなど適切な行動がとれるようにする。

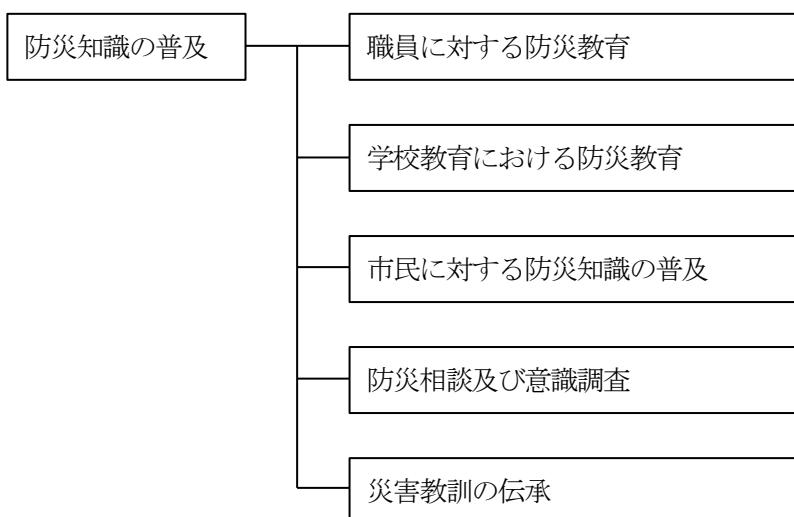


1 基本方針

災害対策は、人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクとるべき避難行動、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

体 系



2 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における的確な判断力を養い、円滑な防災活動を行うため、職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象、火災その他災害発生原因についての知識及びその特性
- ウ 防災知識及び技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童、生徒が正しい防災知識を身につけ、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うことは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、児童、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動ができるよう学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童、生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童、生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。

また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

- イ 登下校中及び在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- ウ 避難の際の留意事項
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 災害危険区域、避難場所等の情報
- キ その他災害対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、市民に対して、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期すため、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

- (1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

(ア) インターネット、ケーブルテレビ、携帯電話等による普及

(イ) 新聞、雑誌による普及

(ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及

- (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 図画、作文等の募集による普及
- (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
- (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

(2) 普及内容

- ア 災害についての知識及びその特性
- イ 火災の発生防止及び初期消火並びに応急救護の方法
- ウ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 防災士、自主防災組織の活動
- カ 地域防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制
- キ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に市民及び事業所の取るべき措置
- ク 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ケ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- コ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ス その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について市民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

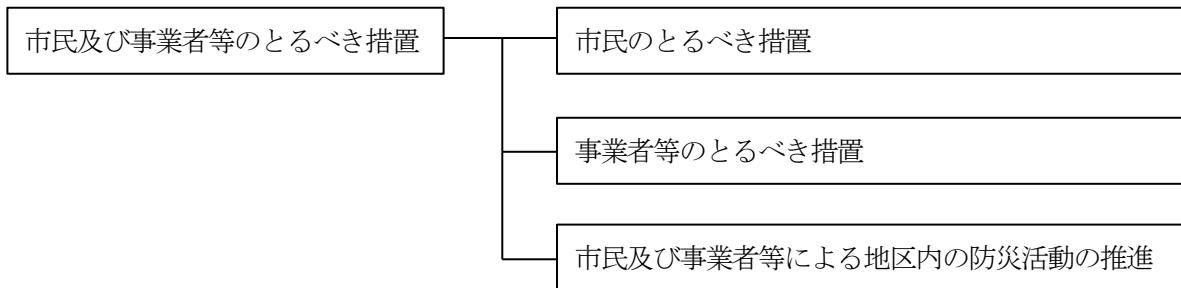
6 災害教訓の伝承

- (1) 市は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり冷静かつ的確な行動をとる。

体 系



2 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のこと留意し災害時に備えておく。

平 常 時 の 心 得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から出火防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所に注意する。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み及び腐食を点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火用具を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓ガラス、看板等の落下防止の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物、看板等の落下防止の措置をする。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 側溝や家の周りの溝を清掃する。 <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から側溝や家の周りの溝を清掃し、流れをよくしておく。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料や非常持ち出し品など次のものを備蓄しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角巾、ばんそうこう等の医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具類 ・自動車へのこまめな満タン給油
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の役割分担をする。 ・避難場所等、避難路の事前確認をする。 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先及び連絡方法
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none">○ まず、わが身の安全を図る。○ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。○ 外出は見合わせる。○ あわてて外へ飛び出す、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。○ すばやく火の始末をする。○ 火が出たら隣近所で初期消火をする。○ 浸水のおそれのある場所は、家財道具を安全な場所へ移す。○ 避難は歩いて、荷物は少なく。○ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川岸に近づかない。○ 協力しあって応急救護をする。
--------	--

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画〈B C P〉、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（B CM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none">○ 自主防災体制の確立を図る。○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。○ 事務所の耐震化・耐浪化に努める。○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。○ 防火用品等の備蓄をしておく。○ 出火防止対策を講ずる。○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。○ 傷害保険への加入など資金の確保を図ること。○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結に努める。
--------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none">○ 市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造、周辺市街地の状況等）及び事業内容を考慮した実効性のあるものとする。○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等第二次災害の防止、事業の継続、地域貢献並びに地域との共生についての対策を重点に作成する。○ 責任者の不在時についても考慮する。○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。○ 他の防災、保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。○ 事業所内外の情勢に応じて逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用施設等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。○ 商品、設備器具、窓ガラス等の転倒落下及び破損の防止措置を講ずる。
--------------	--

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災害時 心得	<ul style="list-style-type: none">○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動及び防災要員の動員、配備等の体制をとる。○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火並びに危険物等の流出及び漏えいの防止に努める。○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、警察、消防等に対する問い合わせは控える。○ バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。○ 救助及び救急資機材並びに飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。○ 建築工事、隧道工事、金属溶接作業、高速回転機械の運転等災害発生により危険が予想される作業は、原則中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
-----------	---

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として輪島市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

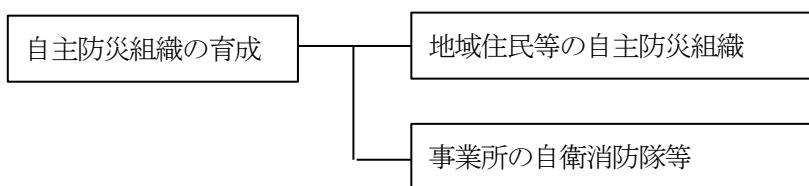
1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

このため、被害の拡大防止を図るためにには、防災関係機関のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもと、初期における自主的な防災活動が重要である。

市は、市民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織、自警団及び自衛消防組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

体 系



2 地域住民等の自主防災組織

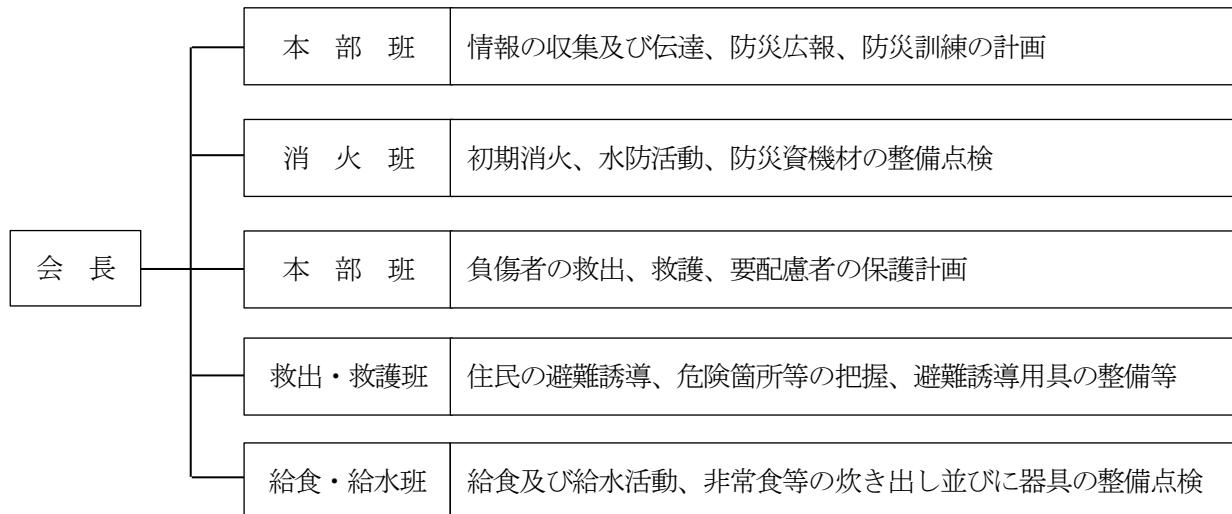
(1) 組織の育成

市は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災士等リーダーの育成及び強化を図り、組織率の向上及び活動の活性化を促進する。その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災リーダーが必要であることから、研修の実施などを通じて特にその育成に努めるとともに、女性の参画促進や地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努め、必要な財政措置を講ずる。

なお、自主防災組織の設立及び育成にあたっては、次の事項に留意して指導するものとする。

- ア 組織の規模は、組織活動が円滑に行える程度の規模で、住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有する単位とすることが適当であること。
- イ 組織の編成及び事業は、地域の実情に応じて、次のような組織を編成し、組織の名称、編成、活動内容等を規約等に定めておくこと。

組織の編成と分担任務



(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、市は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集伝達体制の確立 ・防災知識の普及及び防災訓練の実施 ・火気使用設備器具等の点検 ・防災資機材の備蓄及び管理点検 ・地域における避難行動要支援者の把握 ・避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止措置、初期消火活動 ・地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ・救出救護の実施及び協力 ・避難場所の解錠・開放の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ・避難所運営の実施及び協力 ・避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあっては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

さらに自ら防災施設や消防施設を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

総務部、市民生活部、防災関係機関

1 基本方針

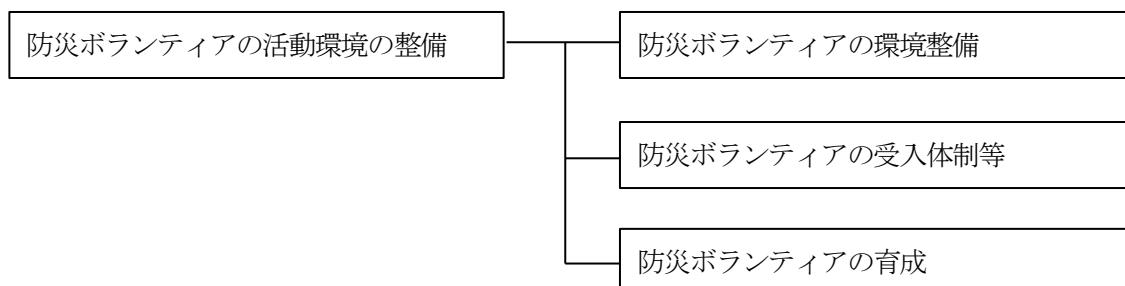
(1) 災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行えるような活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町内会（自治会）、民生・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑に行えるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

体 系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動としては、無線通信、医療看護、建築物及び宅地の危険度判定など、一定の知識、経験、特定の資格を要するものや、避難所における炊き出し、清掃作業等の特に資格や経験を必要としないものがあるが、おおむね、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行なったうえで、その効果的な活用が十分図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関と連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務

オ 通訳業務

カ その他の専門的な技術、知識を要する業務

キ その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受入れ

市及び防災関係機関は、災害時における2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター(以下「県民ボランティアセンター」という。)は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部(以下「ボランティア現地本部」という。)の運営訓練を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

県は、緊急の判定活動に速やかに対応するため、石川県被災建築物応急危険度判定協議会(以下「判定協議会」という。)を組織し、市及び協力団体の連絡網の整備、技術の向上等のための研修等を実施する。なお、市は全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町内会(自治会)、民生・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなどの地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。

(3) 市は、災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(4) 市は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即した専門のボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

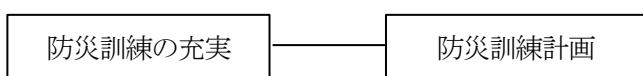
1 基本方針

市及び防災関係機関は、一般災害予防に万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方法を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特により多くの市民に参加を求めて、自主防災組織と協力し、災害発生時における初期消火、避難等を身をもって体験できるように努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

体 系



2 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、災害予防に万全を期すため、県及び他の防災関係機関等と密接な連携のもとに、単独又は共同して次に定めるところにより訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練実施にも努める。

(1) 図上訓練

次の項目について、災害応急対策を地図等を利用して、状況付与方式、ロールプレイング方式等で訓練を実施する。

- ア 迅速かつ的確な情報の収集及び伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練災害の発生を想定し、災害応急対策を実地にて行う。

ア 総合防災訓練

市は、県及び他の防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と密接に連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所設置・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と密接な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で年1回以上訓練を実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の動員訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

住民においては、「自らの身は自らで守る」、自主防災組織においては、「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護、避難訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。また、新型コロナウィルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

【災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な災害に、市及び防災関係機関が迅速、的確に対処できるようにするために、日頃からの備えが重要であり、災害時における通信や避難、緊急輸送、医療等の体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う

災 害 に 強 い 市 民 の 育 成	防災体制の整備	第 6 節
	防災気象観測網の整備	第 7 節
	通信体制及び放送設備災害予防	第 8 節
	消防力の充実、強化	第 9 節
	消防力の充実、強化	第 10 節
	水害予防	第 11 節
	水害予防	第 12 節
	雪害予防	第 13 節
	緊急輸送体制の整備	第 14 節
	医療体制の整備	第 15 節
	健康管理活動体制の整備	第 16 節
	こころのケア体制の整備	第 17 節
	食料及び生活必需品等の確保	第 18 節
	要配慮者対策	第 19 節
	農林水産災害予防	第 20 節
	干ばつ災害予防	第 21 節
	防災パトロール	第 22 節
	積雪・寒冷対策	第 23 節

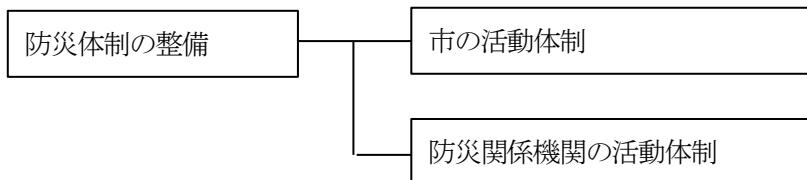
1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化して、応急活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・整備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

体 系



2 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地域拠点の整備に努める。

災害対策本部室の位置等については、資料「輪島市災害対策本部条例施行規則」による。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

市は、災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町内会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

市は、避難所、地区・町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大など配慮するよう努める。

オ 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 受援計画の策定等

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(7) 罹災証明交付体制の確立

速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付は総務部税務課が行う。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やG I S、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討する。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民への周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業継続計画（B C P）の策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（B C P）策定及び事業継続マネジメント（B C M）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動が速やかに行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

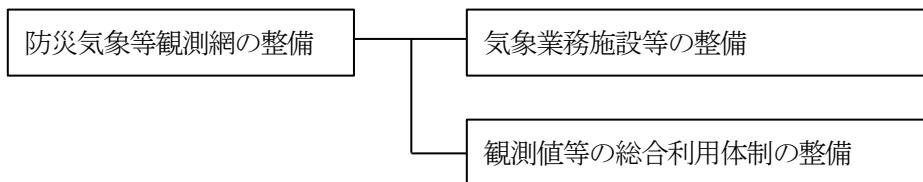
4 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対策、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

1 基本方針

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通信体制等の整備を図る。

体 系



2 気象業務施設等の整備

予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予報及び警報等を適時に発表できるよう、気象官署は自然現象の観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努める。

3 観測値等の総合利用体制の整備

豪雨時における雨量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るために、災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議の上、災害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信体制及び放送施設災害予防

総務部、企画振興部、防災関係機関

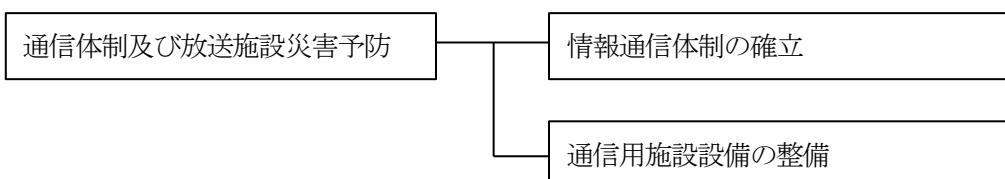
1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

また、平常時から定期及び隨時に保守点検を実施し、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

体 系



2 情報通信体制の確立

(1) 防災行政無線

ア 石川県防災行政無線

災害発生時においては衛星通信を活用して迅速かつ的確な情報の収集、伝達を図る。

相 手 方	衛 星 電 話
石川県危機管理監室	外線1-111-4290
	外線1-111-4291
	外線1-111-4289
石川県危機管理監室FAX	1-(ポーズ)111-(ポーズ)6743

イ 輪島市防災行政無線

災害発時における情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備拡充に努める。

名称等		数量
同報系	親局	1局
	送信局	3局
	屋外拡声設備（子局）	213局

(2) 消防及び防災関係機関の防災用無線

消防及び防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充に努める。

名 称 等			数 量
奥能登広域圏事務組合	基地局		5 局
	可搬型		1 台
	移動局	車載型	4 台
		携帯型	6 台
輪島消防署	可搬型		2 台
	移動局	車載型	11 台
		携帯型	12 台
門前分署	可搬型		1 台
	移動局	車載型	3 台
		携帯型	4 台
町野分署	可搬型		1 台
	移動局	車載型	3 台
		携帯型	4 台
輪島市消防団	移動局	車載型	17 台

(3) 衛星携帯電話

市は、それぞれ通信の確保を図るため、衛星携帯電話の整備拡充に努める。

名 称 等		数量	備 考
防災対策課	衛星携帯電話 1	1	0 9 0 - 5 6 8 8 - 3 0 3 6
門前地区	イリジウム衛星携帯	3	① 0 0 8 8 1 6 - 2 3 4 - 1 7 8 2 3
輪島地区			② 0 0 8 8 1 6 - 2 3 4 - 1 7 8 2 4
舳倉島			③ 0 0 8 8 1 6 - 2 3 4 - 1 7 8 2 5
消防署	衛星携帯電話 2	1	0 9 0 - 4 6 8 6 - 1 8 6 8

(4) 防災関係機関相互通信用無線等

防災関係機関は、災害現地において災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災関係機関相互通信用無線局の整備に努める。

(5) 石川県総合防災情報システム

市は、「石川県総合防災情報システム（防災端末）」により災害時の災害情報を迅速かつ的確に県へ報告するとともに防災関係機関とのネットワークにより災害情報を共有化する。

3 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、L アラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信確保に努める。

また、IP 通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 消防本部は、119 番通報回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講ずるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに、平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(3) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市はNTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

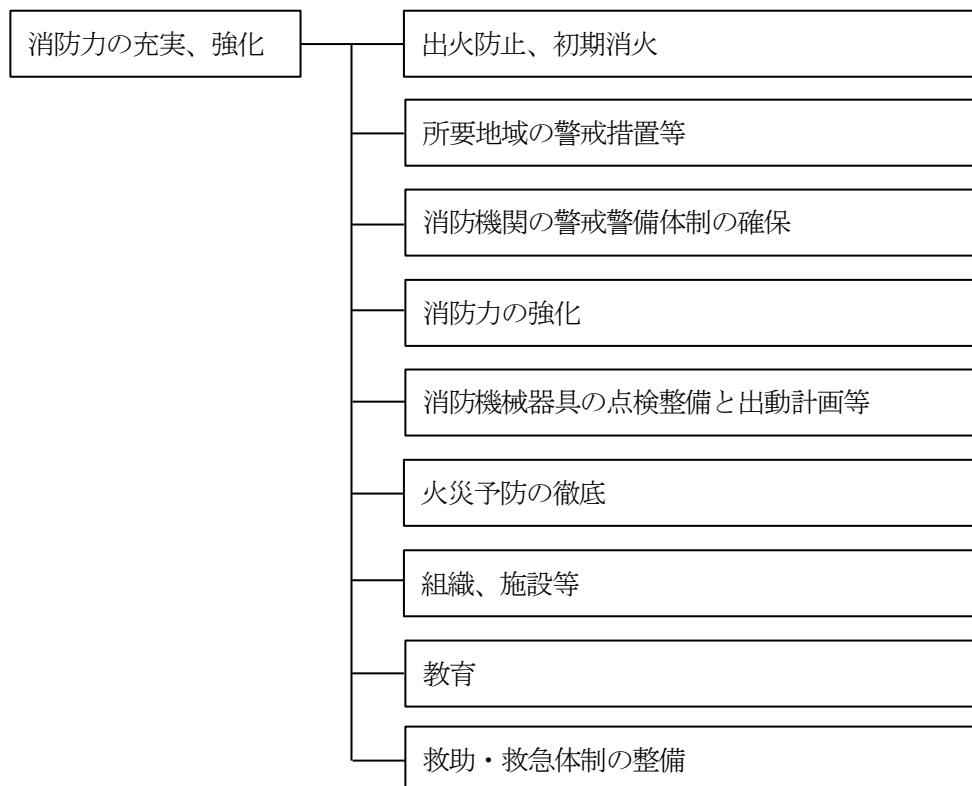
(4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

1 基本方針

市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底並びに危険物等の安全対策に努める。

体 系



2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、奥能登広域圏事務組合の組合火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者及び使用者は、出火防止についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。市は、防火思想の普及、火気器具の取り扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。

市は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの配備及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

特に、一般住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模な火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のため、警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 火災注意報発令基準

気象状況等が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めるときは、奥能登広域圏事務組合消防長が火災注意報を発令する。

(ア) 実効湿度が 65%以下、最少湿度が 40%以下となる見込みのとき。

(イ) 風速が毎秒 7 m以上となる見込みのとき

(ウ) 気象庁及びその関係機関から奥能登広域圏事務組合圏域内を対象とする気象に関する注意報又は警報が発せられたとき

(エ) その他奥能登広域圏事務組合消防長が必要と認めたとき。

ウ 火災警報の発令基準

市長は、消防法第 22 条の規定により、石川県知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域的気象状況が火災の予防上危険であるときは、次の基準により火災警報を発令する。

(ア) 実効湿度が 60%以下、最少湿度が 40%を下り、最大風速が 7 mを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(ウ) その他市長において必要と認めるとき。

エ 市は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合に著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物及び文化財等について、防火管理者の協力等により特別警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎよ線の設定等

市は、火災被害の想定のもとに、破壊消防による火災防ぎよ線の設定場所、その方法、それに伴う補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し計画しておく。

4 消防機関の警戒警備体制の確保

消防機関は、火災警報を発した場合に行う警戒措置として、あらかじめ次の事項について策定する。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

(4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制

(5) 消防無線、防災行政無線、ケーブルテレビ等の通信体系確保及び上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

5 消防力の強化

市は、消防施設装備等の強化、消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分に果たすために必要な消防体制の確立に努める。輪島消防署町野分署においては、耐震性が十分でないことから早急に耐震化を行う必要がある。

(2) 消防水利の強化

市は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水等も、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

(3) 消防団の活性化

市は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

6 消防機械器具点検整備と出動計画等

市は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、あらかじめ次の事項について計画を定めておく。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の態勢をとり必要な招集待機の計画を定めておく。

なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛び火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

7 火災予防の徹底

市及び消防機関は、市民に火災発生防止の徹底を図るため次の措置を講ずる。

(1) 予防査察及び指導の推進

火災発生危険、延焼拡大危険及び人命危険の度合に応じた重点的査察並びに指導を強化し、次の事項を推進することにより、火災予防の効果を期待する。

- ア 火災予防上の制限事項又は禁止行為、消防活動支障物件等に対する処理
- イ 火災発生危険の除去処理
- ウ 人命危険の除去及び安全対策処理
- エ 建築物、施設、器具等の防火的改善及び処置
- オ 危険物等の安全管理処置

(2) 防火管理者の能力向上

防火対象物における防火管理者に対し、現地講習、座談会、研究会等の実施により防火管理者の質の向上を図り、当該防火対象物における火災予防に万全を期す。

(3) 危険物等の安全管理処理の強化

火災発生危険及び火災発生の際の延焼拡大危険が極めて大きい危険物、準危険物並びに特殊可燃物の製造貯蔵取扱運搬等の適法かつ安全な管理処置を徹底強化するため、次の事項を推進し火災予防に万全を期す。

- ア 危険物施設の管理者及び取扱責任者の保安監督についての指導強化
- イ 危険物の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱いについての指導
- エ 危険物の運搬及び積載の方法についての検査の強化
- オ 少量危険物、準危険物及び特殊可燃物の貯蔵又は取扱いに対する防災施設及び設備の検査並びに保安規則の徹底

(4) 予防広報

異常気象時、水道減断水時、防災の日、春秋2回の火災予防週間等あらゆる機会をとらえ、広報車等による巡回予防広報、防災行政無線及び音声告知放送、ケーブルテレビ等を利用して一斉広報等により火災予防上必要な事項について市民に徹底する。

8 組織、施設等

組織、人員、施設及び設備については、現有のものの効果的運用及び適正な整備保安を図るとともに逐次消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、増強整備を行う。

- (1) 消防団組織及び人員 資料参照
- (2) 消防団の主要な装備 資料参照
- (3) 消防自動車等装備状況 資料参照
- (4) 消防水利 資料参照
- (5) 自主防災組織（自衛消防隊） 資料参照

複雑化の一途をたどる火災に対応するため各種放水器具、破壊器具、防火被服、救助資機材等の整備充実を図る。

9 教育

(1) 消防職員の教養

消防職員の教養を分けて、一般教養と委託教養とする。

ア 一般教養

消防職員に対して実務上履修すべき教科目を修得させ資質の向上、学術、技能の修習規律並びに体力の鍛錬を図り、人格の向上と実力のかん養に努める。

イ 委託教養

消防職員の教養について県消防学校、消防大学等の教養機関に委託する。

(2) 消防団員の教養

消防職員の教養に準じてこれを実施する。

(3) 消防団員の訓練

消防団員の訓練については月1回機関整備の時、並びに訓練大会及び春秋2回の火災予防週間等の機会を利用して適時実施する。

10 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。

なお、必要に応じ、民間事業者との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市は、大規模災害時には、同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別表）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMI S）の活用を図る。

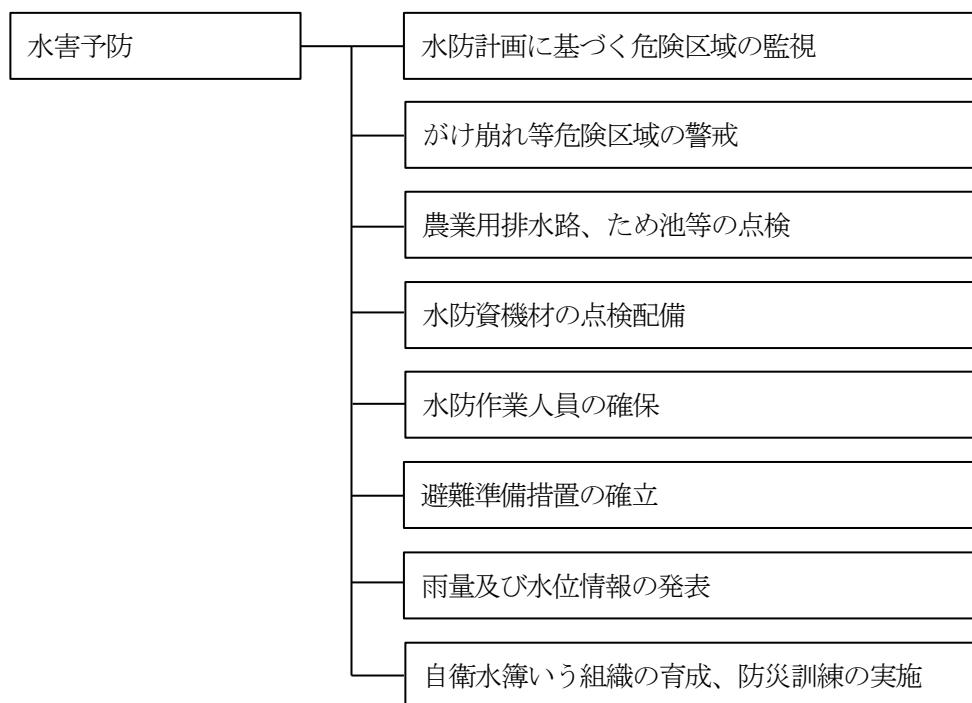
1 基本方針

水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化、及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、輪島市水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。

さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

体 系



2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、豪雨等に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（八ヶ川、河原田川、町野川）に水防警報が発せられたときは、石川県及び輪島市水防計画に定める危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、市地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

配置基準

段階	観測所名	水位	行動
準備	新橋	1.2mに達したとき。	水防団（消防団）幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等開閉の準備
出動		1.8mに達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。	水防団（消防団）が出動し、必要時に水防作業を実施
解除		1.8mを下回って水防作業の必要がなくなったとき。	水防活動の終了

3 がけ崩れ等危険区域の警戒

市は、土石流、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等の発生に備えて、平常時からあらかじめ指定した危険区域の巡視及び警戒を行うとともに、状況に応じて消防団員その他の警戒要員を配置する。

この団員の配置等危険区域の警戒体制については、市地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

4 農業用排水路、ため池等の点検

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあっては、それぞれの管理団体が点検を行い、所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

5 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（八ヶ川、河原田川、町野川）に水防警報が発せられたときは、堤防の監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充するものとする。

6 水防作業人員の確保

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（八ヶ川、河原田川、町野川）に水防警報が発せられたときは、輪島市水防計画に定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

市の水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

7 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（八ヶ川、河原田川、町野川）に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行うなど、住民の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は市長が行う避難指示等の判断を支援するため、市長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

(2) 洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等

国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「氾濫危険水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定の情報を提供するよう努める。

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 市地域防災計画において定める事項

市は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保をする必要があると認められる施設がある場合には、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

(4) 洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」をあらかじめ作成するとともに、市地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、市民に周知する。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場

所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢であること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 企業防災の促進

浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について市長に報告する。

8 雨量及び水位情報の発表

水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自動的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遗漏のないよう注意する。

※避難指示等の標準的な意味合い

種 別	発令の基準	住民に求める行動	市の避難誘導活動
高齢者等避難	要配慮者等、避難に時間を要する人が避難を開始する時点 人的被害の発生する可能性が高まった段階	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する	必要な避難所の開設を完了して避難者の受入を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難を開始する時点 具体的に人的被害が発生する前兆が差し迫った時点	危険な場所から全員避難	避難誘導活動 対象区域の拡大を検討 避難所の増設を検討
緊急安全確保	人的被害の発生する危険性が非常に高まった段階 決壊や越水・溢水が発生した場合 災害が実際に発生している段階	いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する等の安全確保を行う	

9 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

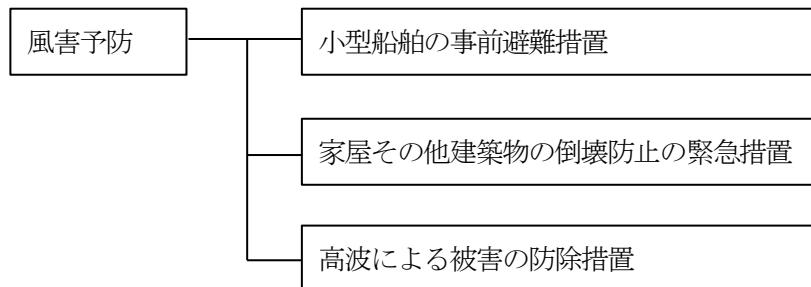
また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。なお、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第11節 風害予防

1 基本方針

季節風及び台風に対する災害予防は、予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

体 系



2 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出港を見合わせるなど所要の措置を講ずる。

石川県漁業協同組合輪島支所及び門前支所は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確立し、無線電話あるいは標識による警告等所要の措置を講ずる。

3 家屋その他建築物の倒壊防止の緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて、市は、それぞれ管理者に対し、次の措置の徹底を図る。

- (1) 外れやすい戸や窓、倒壊のおそれのある壁等には、筋違、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- (5) 建築物周囲の倒れるおそれのある立木は、枝おろしをする。

(1) から (5) までの緊急措置の徹底が困難であるとき、又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の居住者に対して市長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

4 高波による被害の防除措置

市長は、風浪の状況に応じて護岸及び防潮堤の巡視を行うものとし、水害計画に準じ、危険区域の監視、水防作業人員の確保、水防資機材の点検配備、避難準備措置の確立に努める。

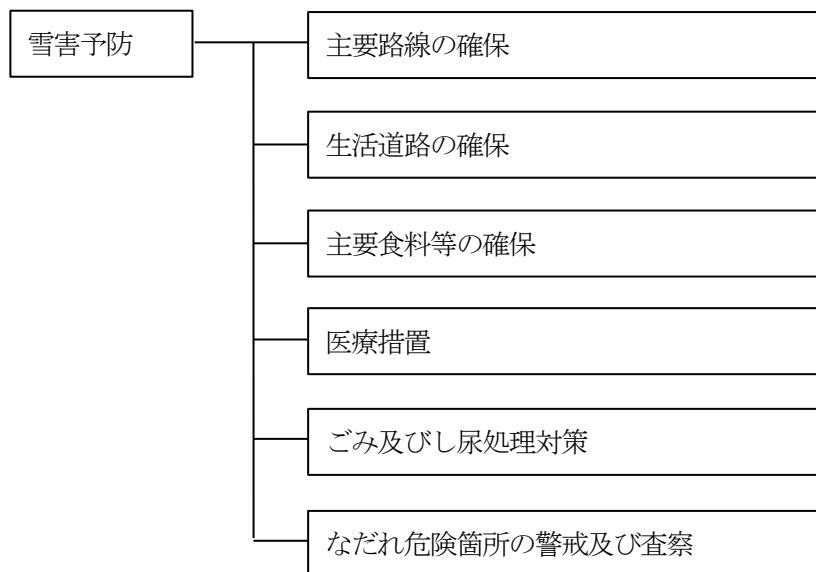
5 高潮による湾港の被害の防除措置

湾港管理者は、湾港における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

1 基本方針

雪害の予防は、道路交通の確保を図ることによりその効果を期し、市民生活の安定を図る。

体 系



2 主要路線の確保

路線の重要性、交通量、除雪の可能度等を勘案し、別に定める除雪計画により計画路線の確保に努める。

計画路線の決定にあたっては、県の除雪計画と十分調整する。

3 生活道路の確保

生活道路を確保するため、異常降雪の場合の除排雪は、関係機関、町内会等の協力を得て適宜にこれを行う。

4 主要食料等の確保

県と協議し、関係事業者団体及び市民の協力を得て次の措置を講ずる。

- (1) 応急用米穀の確保
- (2) 生鮮食料品の確保
- (3) 燃料の確保
- (4) その他生活必需品の確保

5 医療措置

医療施設から著しく離れた集落等における急患発生に備えて、その搬送体制を整備する。

6 ごみ及びし尿処理対策

降積雪期間のごみ及びし尿の収集等は、次の処置により計画的に処理するとともに、一般市民に周知してその協力を求める。

(1) ごみの収集及び処分

各家庭に呼びかけ、コンポスト処理等自家処理できるものはできる限り自家処理し、あわせてごみ排出抑制とごみの分別を徹底し、要収集ごみの減量を図るとともに、一時家庭でごみを保管するよう依頼する。

また、降雪により塵芥車の通行が不可能となった町内の集積所は、収集可能な道路や集積所までごみの持ち出しを行う。

(2) し尿の汲取り及び処分

降積雪時の要汲取りの低減を図るため、降雪期前に計画的に一斉汲取りを実施するほか、気象状況により作業計画を調整し、袋小路などバキューム車が通行不可能となる箇所の優先汲取りを実施する。

7 なだれ危険箇所の警戒及び査察

道路、農地、公共施設、住宅等で特になだれの発生が予測される箇所については、警戒するとともに、関係機関において適時査察を実施し、事故の防止を図る。

第13節 避難体制の整備

1 基本方針

市は、建物倒壊、出火、延焼、土砂災害、洪水等の災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町内会（自治会）、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図り、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるとともに、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など、生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

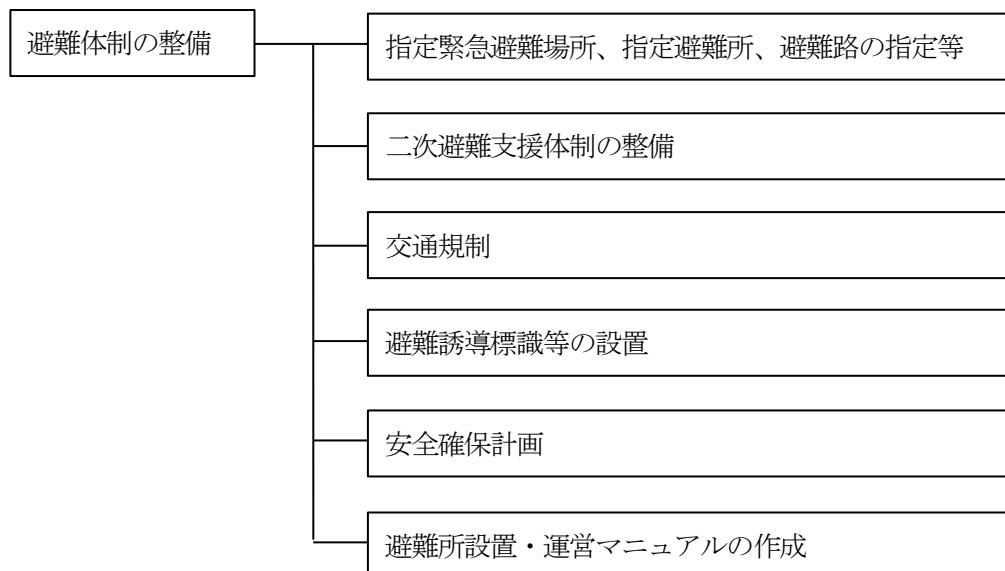
さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所設置・運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

体 系



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会（自治会）、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

（1）指定緊急避難場所（輪島市地域防災計画附属資料参照）

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対し安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流にあっては、標高の高い所であること。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

（2）指定避難所（輪島市地域防災計画附属資料参照）

ア 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有すること。

イ 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所であること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション等避難生活に必要な物資や新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調設備、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

- キ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。
- ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。
- ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努めること。
- コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。
- シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
- ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

（3）避難路

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水等の危険性がない所であること。
- イ 道路付近に延焼の危険のある建物及び危険物施設がないこと。
- ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- エ 津波や浸水の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量が少ない道路であること。
- カ 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

（4）避難情報の発令基準の策定

- ア 市長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するとともに必要に応じて見直すよう努めるものとする。この場合、雨量、河川の水位等（土砂災害に関する情報を含む）の具体判断基準を導入するよう努め、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。

また、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	総務部長
3	市長があらかじめ指名した職員

- イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者は避難所内的一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（D W A T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内的一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

市は、警察及び輪島市交通安全推進隊と連携し、災害時に市民等が円滑に避難をするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

市は、避難場所等について、町内会（自治会）、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童、生徒の安全確保

教育委員会及び校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全性を確認するとともに、市長、P T A等と協議し、飲料水、医薬品等の調達及び保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認、避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所設置・運営マニュアルの作成

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした避難所設置・運営マニュアルを作成する。併せて、福祉避難所設置・運営マニュアルについても作成し、訓練等を通じ、適宜見直しを行うよう努める。

8 情報連絡体制の整備

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所がハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかどうか確認を行うことができるよう平常時から連携する。また、保健所が自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供できるよう連携する。

第14節 緊急輸送体制の整備

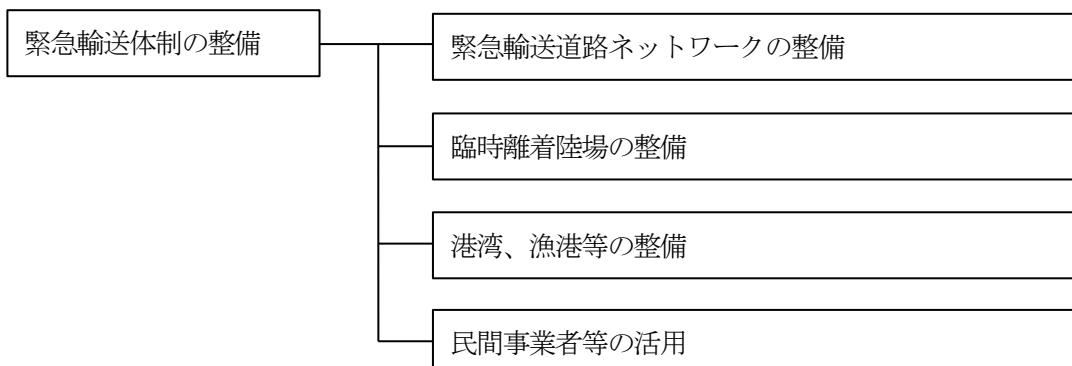
1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量の輸送を行うための船舶の確保や、港湾、漁港等の整備を図る。

また、市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

体 系



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県の設置基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークは、次のとおりであり、これを参考に緊急輸送道路の整備に努めるものとする。

区分	設定基準	接続される防災拠点
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保及び地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	市役所、能登空港、奥能登土木総合事務所、奥能登総合事務所、航空自衛隊第23警戒隊輪島分屯基地、市立輪島病院、奥能登広域圏事務組合消防本部、輪島消防署、輪島警察署
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	門前総合支所、町野支所、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	—

※ なお、上記表に含まれない市道にあっても、常に避難・迂回路として利用されることから、路線の安全確保に努めるものとする。

3 臨時離着陸場の整備

市は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

場外離着陸場（輪島市地域防災計画附属資料参照）

4 港湾、漁港等の整備

港湾等管理者は、人員・物資及び復旧資材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。

また、同時に緊急輸送物資の集積場所及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

5 民間事業者等の活用

- (1) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。
- (2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

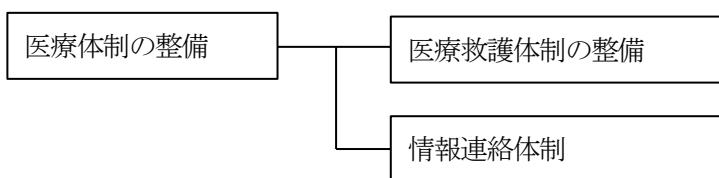
1 基本方針

災害時には、多数の負傷者が発生し、さらに医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため迅速な医療救護体制が要求される。

このため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時であっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

体 系



2 医療救護体制の整備

(1) 市

- ア 市は、能登北部医師会、市立輪島病院等の全面的な協力を得て、あらかじめ地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- イ 医療救護班は、原則として、医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるように努める。
- ウ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。
- エ 市は、災害が発生した場合に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- オ 市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検しておく。
- カ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- キ 市、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平常時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMA T（災害派遣医療チーム）及び医療救護班の編成及び派遣、他の医療機関から派遣されたDMA T及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成してておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的に防災訓練を実施する。

(4) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

医療救護活動に係る情報連絡体制は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市が整備し、災害時後方病院体制に係る情報連絡体制については県が整備する。

(2) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EM I S）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備しておく。

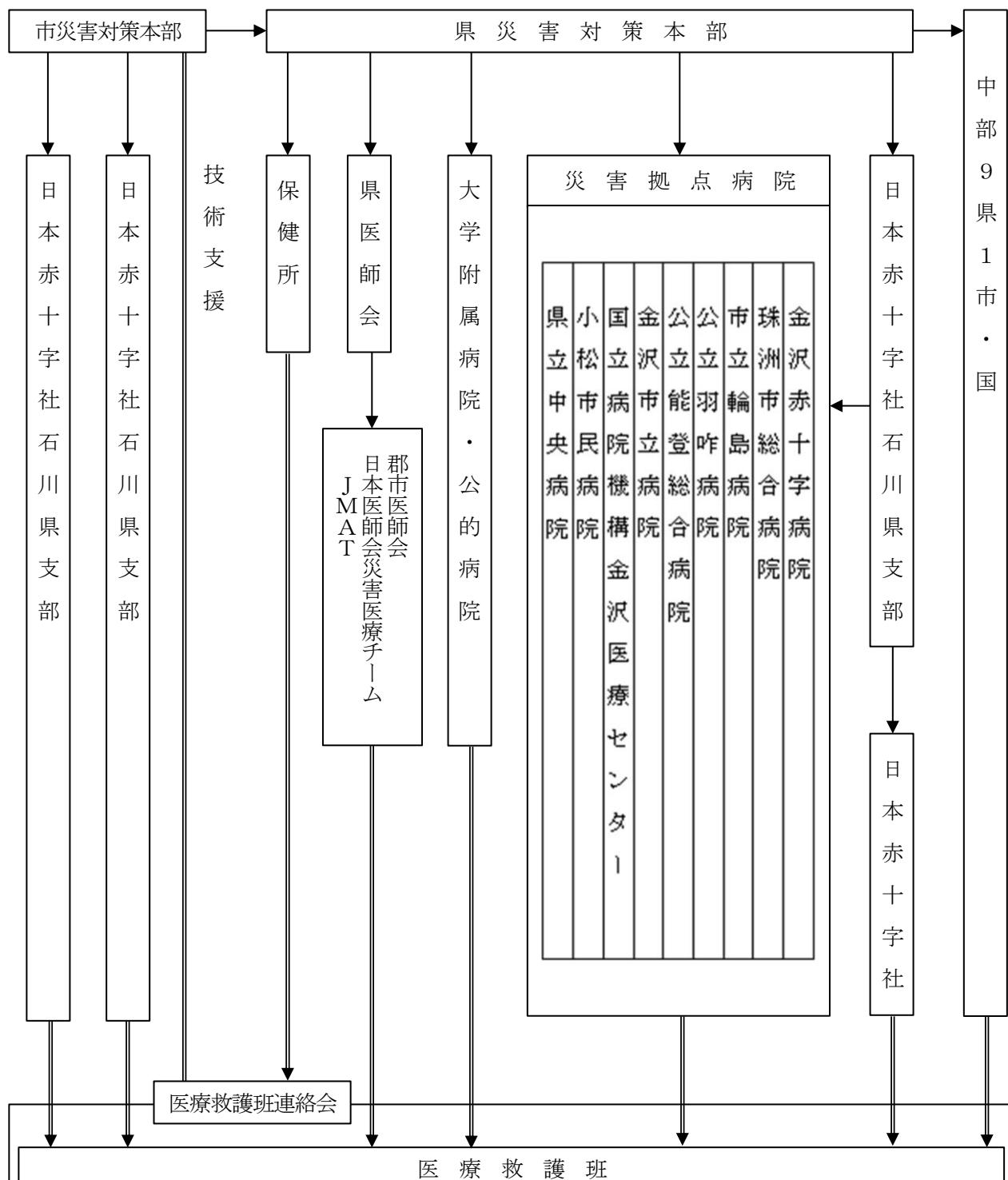
イ 災害拠点病院、透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話等を含めた複数の通信手段の整備に努める。

ウ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

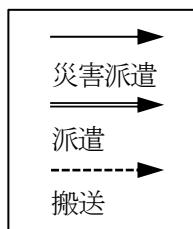
(3) 災害医療対策本部等の開催及び運営に関する訓練等

市は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療対策本部、医療救護活動調整会議及び医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

医療救護活動系統図



(注) 「9県1市」は、災害応援協定を締結している次の県市である。
協定名：中部9県1市災害応援協定に関する協定（平成7年11月4日）
協定県市：石川県、富山県、福井県、長野県、新潟県、岐阜県、
　　静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市



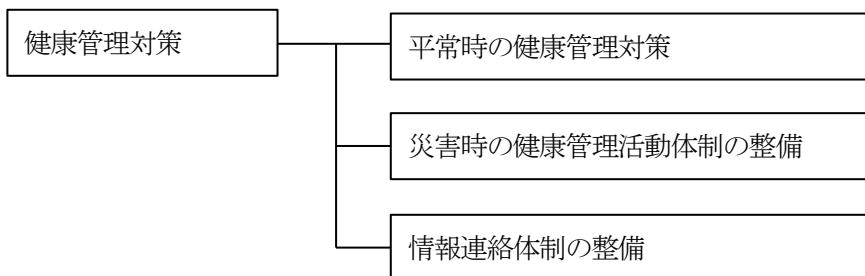
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は医療救護班と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期するため、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

体 系



2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生・児童委員、健康づくり推進員、母子保健推進員等との協働・連携の構築に努める。

3 災害時の健康管理活動体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、「石川県災害時の健康管理活動マニュアル」に基づき、高齢者、障害者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

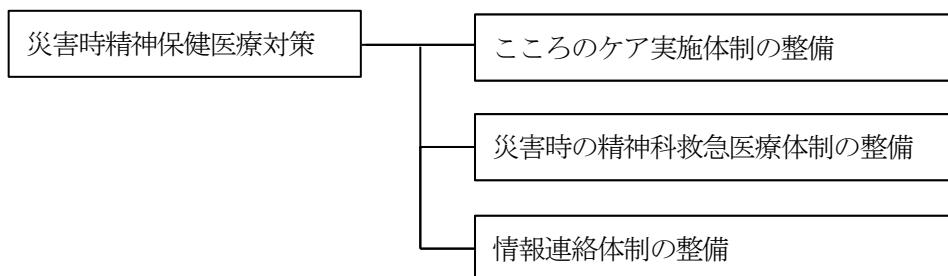
4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病的悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体 系



2 こころのケア実施体制の整備

- (1) 市は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ県と協議しておく。
- (2) 市は、平常時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。
- (3) 市は、精神科医療を必要としないものの、継続した見守りが必要な被災者に対するケアの体制を整えておく。

3 災害時の精神科救急医療体制の整備

市は、災害により急発・急変し、緊急に入院を要する精神科医療が必要な場合、迅速に医療を確保するため、県と協力し、体制整備に努める。

4 情報連絡体制の整備

市は、平常時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動要領」等を踏まえながら、石川D P A Tの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

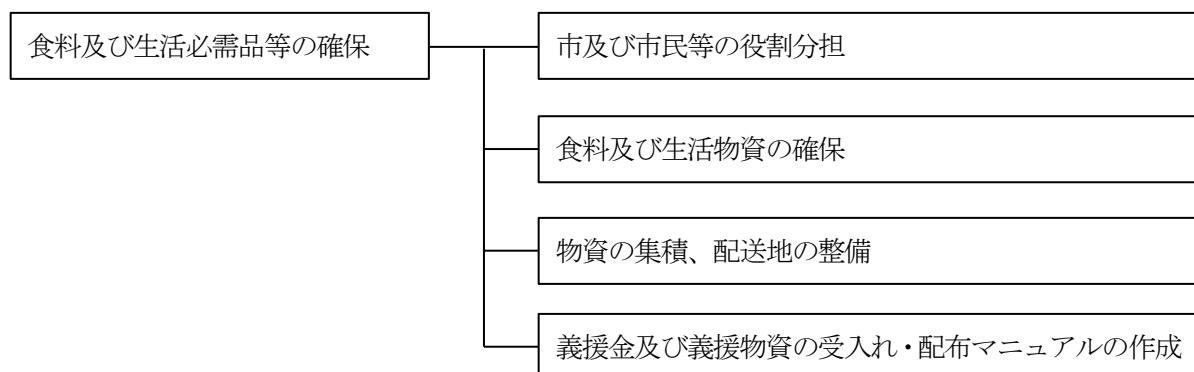
住宅の被災等による食料や生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

体 系



2 市及び市民等の役割分担

食料及び生活必需品等の確保を図るため、次のとおり役割分担してその確保に努めるものとする。

- (1) 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (4) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

市は、平常時から災害の発生に際して、必要となる非常食の備蓄に努めるほか、備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、被災地における迅速な対応を図るため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄に配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。備蓄の目標は、能登半島地震発生時の人口と避難所に避難した一日あたりの最大人数の割合を基に、5,400 食とする。

また、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養バランスや要配慮者に配慮した、避難者が必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業者等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速、適切に対応できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるよう、それぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受入輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (2) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発生直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

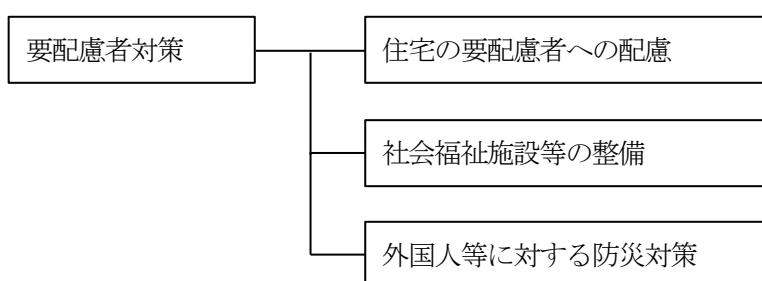
また、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間業者の活用を事前から検討しておく。

1 基本方針

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病等の患者、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るために防災対策の一層の充実を図る。

体 系



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）及び個別避難計画の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉関係部局など関係部局の連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、町内会（自治会）等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）を作成する。

避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、序舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

市は、輪島市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等

ア 市は輪島市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画「輪島市災害時要配慮者避難支援計画」を活用し、防災関係部局と福祉関係部局、輪島警察署等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ 市は、輪島市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(3) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システム等の普及を促進するとともに、地域の避難誘導体制の確立を図る。

(4) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者の家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(5) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(6) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦は避難所内的一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとに福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。
また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(8) 二次避難支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

なお、避難者において、障害があるなど特に必要と認められる場合は、福祉避難所は一次避難所として機能する必要がある。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設等の管理者は、平常時から関係機関、地域住民、自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

なお、発災 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育及び防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害発時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

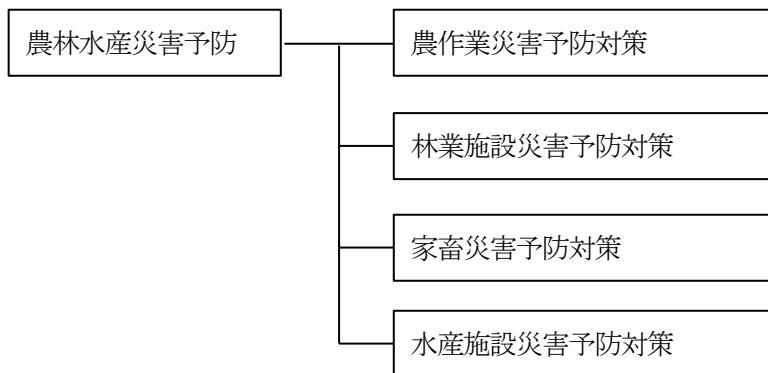
市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人や旅行者等が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で外国人への支援システムや救助体制の整備等に努めるとともに、外国人向けのマニュアルの作成に取り組む。

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

体 系



2 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止し、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的な予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稲

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ畠水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病害虫発生予察情報に基づき、不稔防止のため深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の使用等を行う。

ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ 台風対策

台風襲来が予想されるときは、フェーン現象や強風による被害の軽減を図るため、事前には場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壤の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壤水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類又はうどんこ病が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照及び長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風襲来のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等の防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壤水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあっては草刈りの励行等を実施する。また、土壤の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。

また、病害が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風襲来のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壤浸食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には、高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置、窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があったときは、サイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風襲来のおそれがあるときは、トウモロコシ等の長大作物は事前に刈取る。

エ 雪害対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設災害予防対策

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土壤及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流出等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ 低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

家畜、鶏舎等施設の設置にあたっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を推進する。

5 水産施設災害予防対策

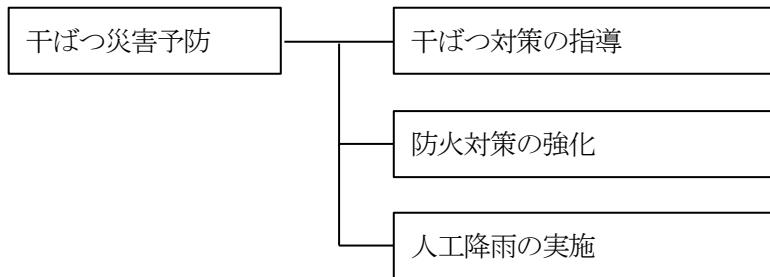
水産施設の災害予防にあたっては、次の事項に留意し、適時適切に対応する。

- (1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいので、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。
- (2) 漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報を把握し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。
- (3) 事故又は原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の把握に努め、については、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

1 基本方針

干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保等の必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

体 系



2 干ばつ対策の指導

- (1) 市及び防災関係機関等の関係機関は、干ばつが予想される場合は、農林水産物の干ばつ被害の防止技術等について指導するものとする。
- (2) 渇水時には、市民に節水協力を求めるとともに、水圧低下、井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、タンク車等による生活用水の供給に万全を期す。

3 防火対策の強化

渴水時には、火災の危険性が増大するので、市及び消防機関は、防火体制の徹底や消火用水を確保するとともに、市民に対し火災予防の周知徹底を図る。

4 人工降雨の実施

異常渴水が長期間継続することが予想される場合は、県に対して人工降雨の実施の検討を要請する。

第22節 防災パトロール

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、防災パトロールを次のとおり実施する。

(1) 調査対象

防災パトロールの調査対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- イ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- ウ 孤立予想集落及び臨時離着陸場

(2) 実施方法

防災関係機関は、それぞれ専門的な立場から災害の未然防止、拡大防止及び応急対策について調査検討する。

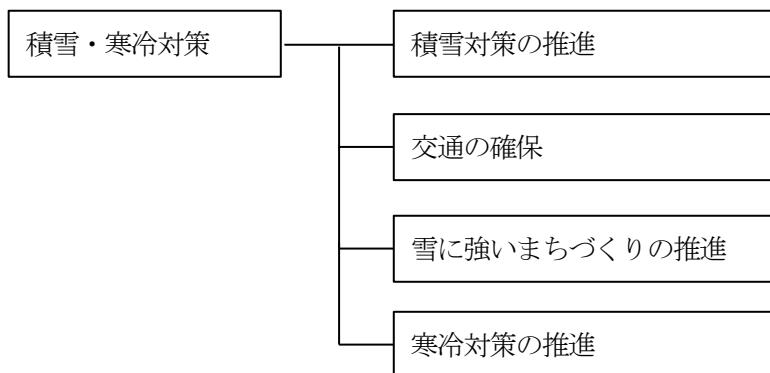
(3) 調査結果

市及び防災関係機関は、防災パトロールによる調査結果を踏まえ、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、適切な予防対策に努めるものとする。

1 基本方針

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

体 系



2 積雪対策の推進

積雪期における災害対策については、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策を推進することにより行う。

このため、市及び防災関係機関は「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を次とおり推進する。

(1) 除雪体制の確保

ア 道路管理者は、一般国道、県道、市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期間の交通の確保を図るため、道路整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(3) 臨時離着陸場の確保

市は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに除雪体制の強化を図る。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による災害時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導に努める。

また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

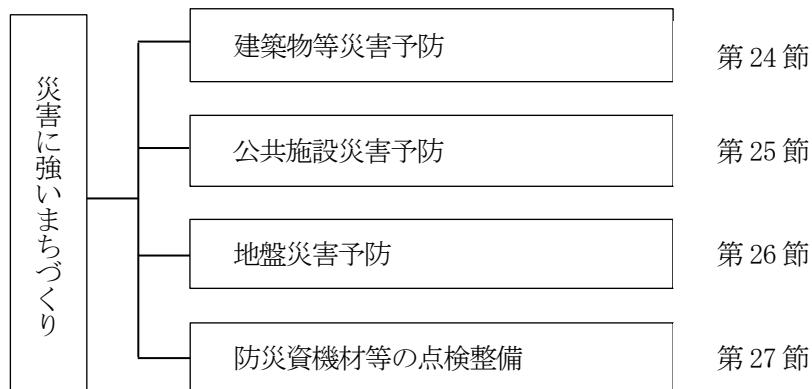
(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備及び備蓄に努める。

また、応急仮設住宅の建設は、積雪のため着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者及び避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

【災害に強いまちづくり】

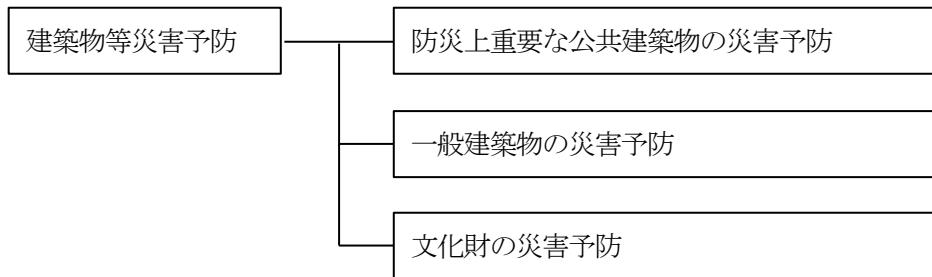
災害時に強いまちづくりを推進するため、公共施設や多くの人が集まる施設及びライフライン等の公共的施設の安全化に一層努める。



1 基本方針

災害に強いまちづくりを行うにあたって、市は、公共建築物及び一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに災害に対する安全性を一層高める。

体 系



2 防災上重要な公共建築物の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達、救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。

3 一般建築物の災害予防

市は、災害における建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

- (1) 特殊建築物の検査、指導

市及び消防署は、旅館、マーケット、病院等多数の者が出入りする建築物及び設備について、定期的に立入検査を実施し、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防関係法令に定められた技術上の基準に適合した状態に維持するよう所有者又は管理者に対し、適切な指導をする。

- (2) 老朽危険建物

市は、老朽建築物についてはその構造、危険度等を調査し、これらの建築物の補強、改修を指導し、特に危険と認められる建築物については、使用の制限、除却等の措置を講ずるよう所有者に対して指導する。

また、老朽危険建築物のうち空き家であるものについて、その所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等を行う。

- (3) 不燃性建築物の建築促進

不燃性建築物対策としては、必要な地域については都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく

防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策の強力を推進する。

（4）中高層建築物の防火対策

ア 整備方針

- (ア) 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。
- (イ) 建築物に対して、法令に基づく立入検査を年2回以上実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備及び防火避難用設備の設置、維持及び管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

イ 指導方針

- (ア) 高層建築物の不燃化
- (イ) 火気設備及び火気管理の規制
- (ウ) 防災設備の集中管理
- (エ) 避難計画

ウ 防災管理体制の強化

- (ア) 防災計画の樹立
- (イ) 自衛消防訓練の実施
- (ウ) 避難管理

エ 具体策

- (ア) 旅館等における夜間又は休日の防火体制の確立
 - a 防火管理体制の確立
 - b 模様替え等の作業管理
- (イ) 旅館等における一般的な防火体制の確立
 - a 火災の発生又は拡大危険のある物質の安全管理
 - b 上階への延焼防止措置
 - c 避難技術の検討
 - d 消防隊の進入経路の確保
 - e 注排水措置の確立
- (ウ) 消防訓練（特に避難訓練の実施の徹底）

オ その他

- (ア) 特別避難階段の設置
- (イ) 排煙口の確保
- (ウ) 消防隊進入口の確保
- (エ) 消防専用エレベーターの運行の確保
- (オ) 既存防火対象物等に対する消防用設備等の設置の指導

（5）建築物避難施設対策

- ア 敷地の道路に対する基準を確保する。
- イ 宅地又は敷地内通路の基準を確保する。

- ウ 廊下及び直通階段の基準を確保する。
- エ 出入口又は非常口の基準を確保する。
- オ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下の基準を確保する。
- カ 防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置を確保する。
- キ 排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。
- ク 非常用進入口の基準を確保する。
- ケ その他旅館、マーケット、病院、興業場、集会所等の特殊建物については、定期報告により維持保全を図る。

4 文化財の災害予防

(1) 建築物等予防対策

- 指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防機関及び警察と協力して所有者、管理者等を指導する。
- ア 防火管理の体制を整備する。
 - イ 環境の整理整頓を実施する。
 - ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
 - エ 火災危険のある箇所の早期発見並びに施設の改善を行う。
 - オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
 - カ 消火設備を完備する。
 - キ 警報設備を完備する。
 - ク 消防用水の確保措置を講ずる。
 - ケ 消防車両の進入道路を確保する。
 - コ 防火塀、防火帯を設ける措置をする。
 - サ 防火壁、防火戸を設置する。
 - シ 自衛消防組織の訓練を実施する。
 - ス 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

(2) 美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、できる限り耐火・耐震性の強い収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建築物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

災害が発生しても人命に被害が及ぼぬよう平常時の管理に万全を期すよう指導する。

(4) 事前対策

ア 防災対策の意識啓発と予防対策

市又は市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

また、火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

イ 民間団体との連携

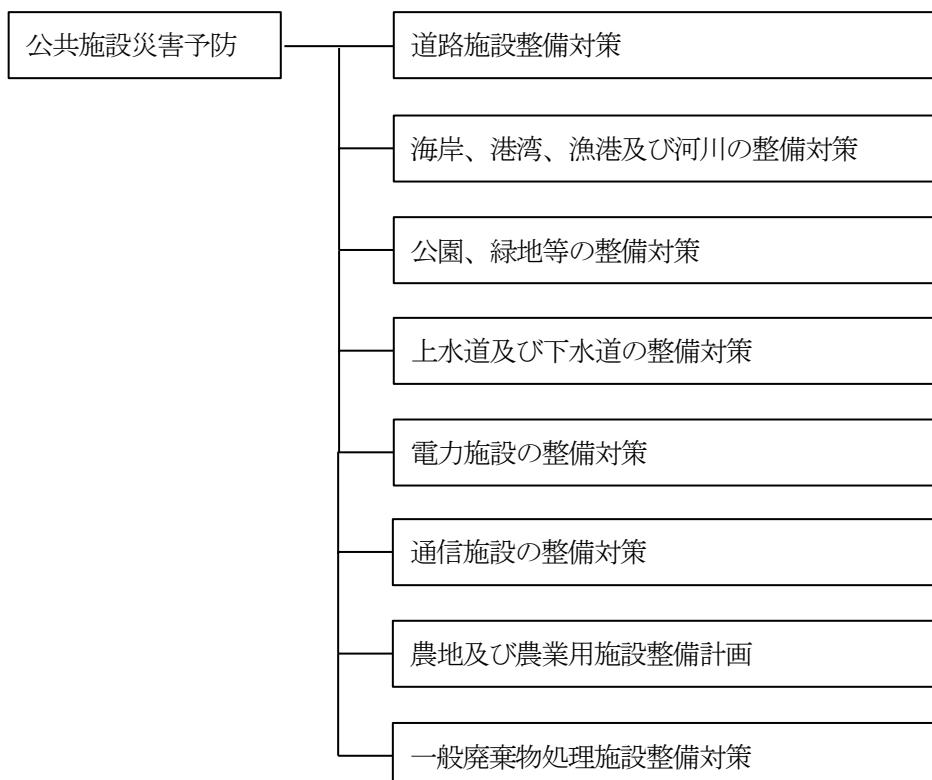
市又は市教育委員会は、文化財保護のため、平時から、民間団体等との連携を強化する。

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話等の公共施設は、市民の日常生活、社会及び経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うにあたっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

体 系



2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また、通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を發揮できるようにするため、緊急性度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靭な道路交通網を構築する。

また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、安全性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靭な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面から土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板などの施設の破損による二次被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される箇所に対して、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化のおそれのある地区においては、避難や救護に必要な道路の整備に努める。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設にあたっては、最新の仕様を準用し、建設する。

(3) 駅の整備

駅の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機滅灯対策を推進する。

3 海岸、港湾、漁港及び河川の整備対策

(1) 海岸、港湾、漁港の整備

ア 人員、緊急物資輸送、復旧資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、整備する。

また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。

イ 護岸等についても、安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

ウ 水害対策としては、背後地の住民を守るための海岸保全施設等を整備する。

(2) 河川の整備

ア 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

イ 災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の破損により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能が低下するおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難場所としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備に努める。

(2) 地域防災拠点施設の整備

地震発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

市は、断水等水道被害に即応するため、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

市（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

(イ) 市（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置等の動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係事業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市（水道事業者）は、連絡手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できる体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

市（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の安全性の確保

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互に融通できる連絡管等に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水、湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク、給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機、管材等の整備に努める。

また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水、施設復旧等に際しては、道路の通行不能となった状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水について指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法を実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説 ((公社) 日本下水道協会)」及び「下水道施設地震対策指針と解説 ((公社) 日本下水道協会)」、「下水道の地震対策マニュアル ((公社) 日本下水道協会)」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の確保

a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプなど必要な資機材の整備等に努める。

c 市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう次の事項について定めておく。

a 初動時の要員の確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑な活動ができるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初期時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

- ウ 大規模災害時における相互連携に関する確認書
- エ 大規模災害時における障害物除去等に関する確認書

締結者	協定締結日	TEL
輪島市 北陸電力株式会社 七尾支店北陸電力送配電株式会社	R4. 6. 24	0767-53-0204
		0120-837-119

7 通信施設の整備対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、市、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、県との協力に努める。

(1) 市防災行政無線

無線を利用した専用通信は、情報連絡手段として極めて有効である。特に、災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、次の点に留意して通信の確保に努める。

ア 耐火性の強化

局舎、装置等について、耐火等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を推進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図る。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 通信訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による通信訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(2) Lアラート（災害情報共有システム）

県、市及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

8 農地及び農業用施設整備対策

農地及び排水路、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

9 一般廃棄物処理施設整備対策

市は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

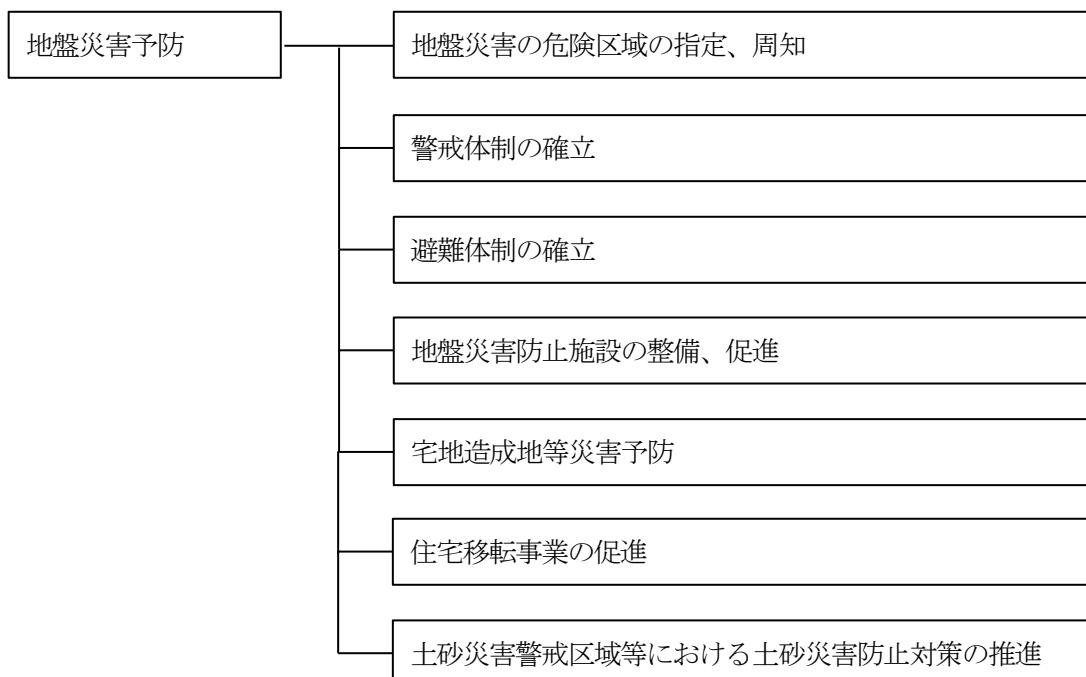
また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気、水、熱の供給設備を設置するよう努める。

1 基本方針

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、市は、国や県と連携してこれら の災害から人命等を守るため、地域の災害危険区域の現況を把握し、地域住民等に周知徹底するとともに、避難体制の確立及び防止施設事業の推進を図る。

また、災害危険区域内の住宅等の移転を促進する。

体 系



2 地盤災害の危険区域の周知

市は、地盤災害から市民の生命、財産を保護するため、指定された危険区域や指定区域外の危険な箇所について、周辺住民に対して周知徹底を図る。

また、指定された危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を市地域防災計画に明示するとともに、これらの危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

3 警戒体制の確立

(1) 市は、県と合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視及び点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、市地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視及び警戒にあたるべき時機を失しないよう関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。

4 避難体制の確立

市長は、大雨警報（土砂災害）（浸水害）や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合においては、当該地域の住民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認められるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、市地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを市地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

5 地盤災害防止施設の整備、促進

(1) 治山対策の促進

山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、地元住民にかけ崩れを誘発するような行為の制限、防止対策工事を指導する。

また、地元住民だけで崩壊防止工事の施工が困難な箇所のうち、危険度の高い重要な区域から順次公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行うよう県に要望し、かけ崩れの防止に努める。

6 宅地造成地等の災害予防

市は、宅地の造成に伴うかけ崩れ、土砂の流出等の崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成により、かけ崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれのある区域に対して、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、かけ崩れ又は土砂の流出の防止を図る。

また、都市計画区域内においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。

なお、必要があると認められるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

7 住宅移転事業の促進

市及び県は、災害危険区域のうち住民を災害から守るため、住居の集団移転を促進することが適當と認められる区域については、防災のための集団移転促進事業の促進を図るとともに、移転者に対し生活確保に必要な援助に努める。

また、石川県建築基準条例（昭和40年石川県条例第67号）で指定した「災害危険区域」及び建築を制限している区域にある住宅で、移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の促進を図り、本制度の活用について、地域住民の理解と協力を得るよう努めるとともに事業の促進を図る。

8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- (1) 市は、県から警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発表及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害にかかる避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (2) 市は、前項エに記載する事項を定めるときは、これらの施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達を電話、FAXまたは電子メール等を用いて、施設責任者等に伝達する。
- (3) 市は、市地域防災計画に定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を配布する。
- (4) 県及び市は、協力して土砂災害に対して市民を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとし、土砂災害にかかる避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

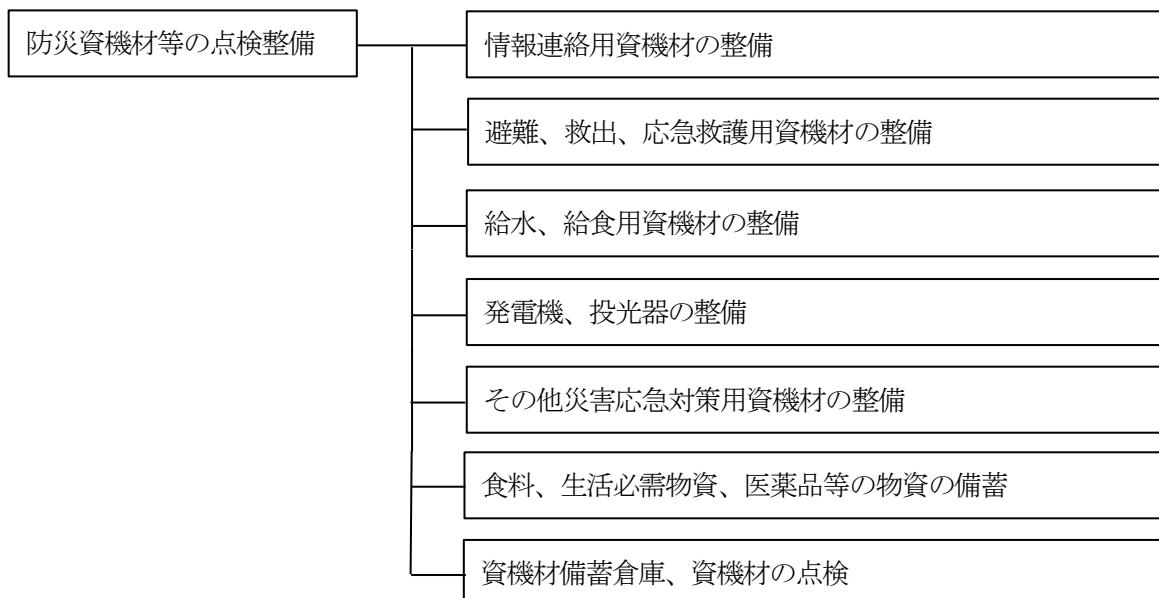
第27節 防災資機材等の点検整備

総務部、関係各部、上下水道局、防災関係機関

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関は、それぞれ実情に応じて必要な防災資機材の整備、物資の備蓄に努める。

体 系



2 情報連絡用資機材の整備

市は、災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。

3 避難、救助、応急救護用資機材の整備

市は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のためのチェンソー、エンジンカッター、可動式ワインチ、チェーンブロック、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

4 給水、給食用資機材の整備

市は、断水世帯への給水、被災者等への給食のための給水器、応急給水タンク、炊き出し用具等の整備に努める。

5 発電機、投光器の整備

市及び防災関係機関は、災害時等における応急活動を円滑に推進するため、可搬式発電機及び投光器の整備に努める。

6 その他の災害応急対策用資機材の整備

市及び防災関係機関は、その実情に応じて必要とする他の災害応急用資機材の整備増強に努める。

7 食料、生活必需物資、医薬品等の物資の備蓄

市は、食料、生活必需物資、医薬品等の物資について、業者等との供給協定等を行い、調達体制の確立を図るほか必要に応じてこれらの物資の備蓄に努める。

なお、市は、地域住民に少なくとも3日分程度の備蓄を指導するものとする。

8 資機材備蓄倉庫、資機材の点検

市及び防災関係機関は、防災資機材及び物資の適正管理を図るため、年1回以上保管状況を点検するとともに必要に応じて補充するなど万全を期す。

第3章 一般災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、災害が発生するおそれがある場合は、災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

総務部、関係各部

1 基本方針

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 輪島市災害対策本部等に係る配備態勢及びその基準等

輪島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備態勢及びその基準等（以下「配備態勢及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

市長は、災害の状況に応じて次の本部設置前及び本部設置の区分により、配備態勢を決定し、各部長に指示するものとする。

（1）災害対策本部設置前

ア 注意配備態勢

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報が石川県輪島市に発表される等被害が予想される場合で情報収集及び連絡活動を円滑に行える態勢

イ 警戒配備態勢

気象業務法に基づく警報が石川県輪島市に発表される等災害が予想される場合又は現に被害が発生しつつあり、かつ、相当な被害の発生が予想される場合で各部の所要の人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況により本部設置体制に移行しうる態勢

警戒配備態勢をとった場合は、総務部長の発議により副市長、各部の部長、総務部総務課長、総務部防災対策課長、建設部土木課長、産業部農林水産課長及び教育委員会教育総務課長を構成員として隨時災害対策連絡調整会議を開催し、今後の対応方針、災害対策本部設置の必要性の有無等について協議し、市長に具申するものとする。

（2）災害対策本部設置態勢

市の区域内において相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合で各部全員が配置につき、速やかに活動しうる態勢

配備態勢及びその基準

配 備 計 画		基 準	動員対象職員
災 害 対 策 本 部 設 置 前	注意配備態勢 ・情報収集及び連絡活動を円滑に行える態勢 (配備基準：注意配備) 責任者：総務部長 副責任者：防災対策課長	・金沢地方気象台が石川県輪島市に次の注意報・注意情報を発表したとき。 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③竜巻注意情報 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 (自宅待機) (輪島市災害対策本部条例施行規則による。)
	警戒配備態勢 ・災害対策本部の設置に備える態勢 (配備基準：警戒配備) 責任者：総務部長 副責任者： 防災対策課長	警 戒 配 備 一 ・金沢地方気象台が石川県輪島市に次の警報を1以上発表したとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③大雪警報 ④高潮警報 ⑤洪水警報 ⑥暴風雪警報 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 ・門前総合支所地域振興課職員 (責任者が被害の状況〔予測を含む。〕等から判断して、災害応急対策に必要な範囲の動員対象職員を指名したときは、当該対象職員)
		警 戒 配 備 二 ・金沢地方気象台と石川県が石川県輪島市に土砂災害警戒情報を作成したとき。 ・奥能登土木総合事務所長が水防警報を発表したとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。	・総務部防災対策課職員 ・門前総合支所地域振興課職員 ・各課職員 (輪島市災害対策本部条例施行規則による。)
災 害 対 策 本 部 設 置 後	本部設置態勢 (配備基準：非常配備) 本 部 長：市長 副本部長：副市長	・金沢地方気象台が石川県輪島市に特別警報を発表し、市の区域内に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に災害が発生し、その規模、範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市の区域内に災害救助法の規定を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。	・全職員 (本部長が災害発生〔予測を含む。〕規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、当該対象職員) ※地域活動拠点設置 ・門前地区：門前総合支所 ・町野地区：町野支所 ・南志見地区：南志見出張所 ・三井地区：三井出張所 ・西保地区：西保出張所

3 通報連絡体制及び市職員の動員

(1) 通報連絡体制

- ア 本庁各課長及び出先機関の長は、あらかじめ職員の配備計画及び非常時職員連絡系統図を定め、所属職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。
- イ 毎年度、新たに策定（変更を含む。）した職員の配備編成計画及び非常時職員連絡系統図を毎年4月15日までに災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告する。

(2) 職員の動員

- 注意配備態勢又は警戒配備態勢になったときは、各課の配備計画による職員は速やかに登庁する。また、災害対策本部設置態勢となったときは、全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。
- なお、道路等の被害状況から指定の部署に参集できない職員は、それぞれ指定の地域活動拠点施設に参集し、指示を受けるものとする。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次に掲げる基準のいずれかに該当し、市長が必要と認めるときに災害対策本部を設置する。

なお、知事が必要と認めた場合は、現地災害対策本部を市の庁舎内に設置し、県と合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

- ア 石川県輪島市に気象業務法に基づく特別警報を発表したとき。
- イ 市の区域内に災害救助法の規程を適用する災害が発生したとき。
- ウ その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策及び防災の推進を図る必要があるとき。

(2) 災害対策本部廃止

市長は、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当した場合は、災害対策本部を廃止する。

- ア 当該災害に係わる防災及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- イ 発生するおそれがある災害が発生しないことが明らかとなったとき。

(3) 災害対策本部の組織は、「輪島市災害対策本部条例」及び「輪島市災害対策本部条例施行規則」の定めるところによる。

(4) 災害対策本部は、市長を本部長として、災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に本部会議、部及び本部連絡員を置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

(6) 災害対策本部は、原則として輪島市役所3階大会議室とする。ただし、特に本部長が指定する時は、この限りではない。

(7) 本部会議

- ア 本部会議は、災害に関する方針の協議及び決定の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、本部員（各部の部長（門前総合支所長を含む。）、各班の班長及び本部長が指名する防災会議委員）及び本部長が指名する職員をもって構成する。

- イ 本部会議は、必要な都度本部長が招集する。

(8) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部設置後においては、当災害の総合的指揮所として本部室を開設し災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、輪島市防災会議と緊密な連携のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

なお、各部及び各班の組織及び事務分担は、「輪島市災害対策本部条例施行規則」の定めるところによる。

本部の所掌事務

- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害情報の広報に関すること。
- 救援隊の要請及び受入に関すること。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- 水防その他被害の緊急防御対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保に関すること。
- 災害時における車輌、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関する、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

5 意思決定の手続き

本部長（市長）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	職　名
第1位	副本部長（副市長）
第2位	総務部長
第3位	市長があらかじめ指定した職員

6 災害対策本部設置等の表示等

災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係機関、報道機関等に通報するとともに、市民等に周知する。

また、廃止した場合も、遅滞なく通報を行い、市民等に周知する。

7 災害応急対策の総合調整

- (1) 県が災害対策本部を設置したときは、相互に連絡調整を図りながら、応急対策を円滑に実施する。
- (2) 市が災害対策本部を設置したときは、輪島市防災会議は、必要に応じて連絡員室を設置し、防災関係機関相互の連絡調整の円滑化を図る。
- (3) 市は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

8 受援体制の確立

市は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 県及び他の市町への応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事及び他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(2) 防災関係機関への出動要請

本部長は、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関に対して、次の事項により応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 出動要請する理由
- ウ 必要とする区域及び範囲又は内容
- エ 必要とする期間
- オ その他必要な事項

(3) 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、市長は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、市長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町村長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請にあたっては、市長は次の事項を明らかにする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣が必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣が必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(5) 受入体制の確立

災害応援要請をした市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講じ、受入体制に万全を期す。

- ア 派遣職員等の現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関し便宜を図る。

9 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域の災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、市長は、県下市町はもとより、広域応援市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。

(1) 災害救援対策本部等の設置

市長は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。

また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

(2) 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他の被災都道府県（市町村）への応援部隊の編成にあたっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務チーム（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編制する。
 - ・救護班（救護活動について応援する。市立輪島病院の医師、看護師を中心に編成）
 - ・防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センターの技師を中心に編成）
 - ・復旧班（被災地における復旧作業を応援する。土木部の技師を中心に編成）
 - ・技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
 - ・輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する。技能労務職員を中心に編成）

(3) 市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

10 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予想される地震が発生した場合には、原則として本人が所属する部署へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害の状況を確認させるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期間にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させるなどの措置を講ずる。

2 市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれのあるときは、法令又はこの市地域防災計画の定めるところにより、次の措置を講ずる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第 58 条）

- ア 消防機関、水防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。
- イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第 59 条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者、管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

(3) 避難の指示

本章第 21 節「避難誘導」に定める。

(4) その他応急措置

市地域防災計画に掲げる市長の応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 市長の応急措置に関する責任（災害対策基本法第 62 条第 1 項）
- イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第 63 条、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 23 条の 2、第 28 条、第 36 条、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 21 条、道路交通法（昭和 35 年法律第 45 号）第 6 条第 4 項）
- ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第 64 条第 1 項、同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条）
- エ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第 64 条、同法施行令第 25 条～第 27 条）
- オ 従事命令（災害対策基本法第 65 条、消防法第 29 条第 5 項、水防法第 24 条、災害救助法第 7 条第 1 項、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条、水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）第 50 条第 2 項）
- カ 災害対策基本法第 63 条第 2 項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。
- キ 損失補償（災害対策基本法 82 条第 1 項）
市長は、ウによる工作物等の使用、収容等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずるべき損失を補償すること。
- ク 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償（災害対策基本法第 84 条第 1 項、同法施行令第 36 条第 1 項）
市は、市長又は警察官が、従事命令及び警戒区域の設定のため当該市の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償すること。

ケ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。(災害対策基本法 71 条)

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団
	水防作業	水防法第 24 条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
従事命令 協力命令	災害救助作業 (災害救助法適用救助)	災害救助法第 7 条	知事又は市長(知事の委任を受けた場合)
		災害救助法第 8 条	
従事命令 協力命令	災害応急対策作業 (災害救助法が適用された場合を除く。)	災害対策基本法第 71 条 災害対策基本法第 65 条第 1 項 災害対策基本法第 65 条第 3 項 警察官職務執行法第 4 条	市長、警察官、海上保安官 又は災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官(以下「部隊等の自衛官」という。)

コ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令対象の作業	根拠法令	対象者	根拠法令
消防作業	消防法第 29 条第 5 項	火災の現場付近にある者	
水防作業	水防法第 24 条	市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による市長の従事命令)	災害救助法第 7 条 災害対策基本法第 71 条	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産婦又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 鉄道事業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者	
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令)	災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	
災害応急対策全般(警察官職務執行法)	警察官職務執行法第 4 条	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	

サ 従事命令等の執行

市における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、総務部防災対策課が担当する。

シ 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収容命令及び管理命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

命 令 等	根拠様式
災害救助法による従事及び協力命令	災害救助法施行規則に定める様式による。
災害対策基本法による従事及び協力命令 同上命令の変更命令 同上命令の取消命令	災害対策基本法施行規則に定める様式による。
物資の保管命令 管理（使用、収用）命令	災害対策基本法施行規則に定める様式による。

3 市の委員会、委員の応急措置（災害対策基本法第62条第2項）

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市地域防災計画の定めるところにより、市長の所管の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。

4 警察官、海上保安官の応急措置

（1）警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、市の区域において災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知する。警察官又は海上保安官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処置は市長が行う。

（2）応急公用負担

警察官又は海上保安官は、市の区域において災害対策基本法第64条第7項又は同法第65条第2項に基づき応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知する。

5 被害発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生の防ぎよするために必要な措置は、それぞれの災害応急対策責任者が、その機能を上げて所要の措置を講ずる。

このために、市は、消防機関、水防団その他市の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関、指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止にあたり、被害の規模が大きく第1段階である当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他の市町長等に対し応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれにあたり、事態の推移に応じて、それぞれの災害応急対策責任者は、知事に対して状況報告をするとともに応援のあっせんを求める。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

第3節 気象業務法に定める予報、注意報、警報等の細分区域及び種類 並びに発表基準

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等についての注意報、警報、特別警報を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。

2 予報、注意報、警報、特別警報の細分区域

(1) 石川県の細分区域

	一時細分区域	二次細分区分
石川県	能登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町 中能登町、穴水町、能登町
	加賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市 川北町、津幡町、内灘町
	沿岸の海域	（海岸線からおおむね20海里（約37km）以内の水域）

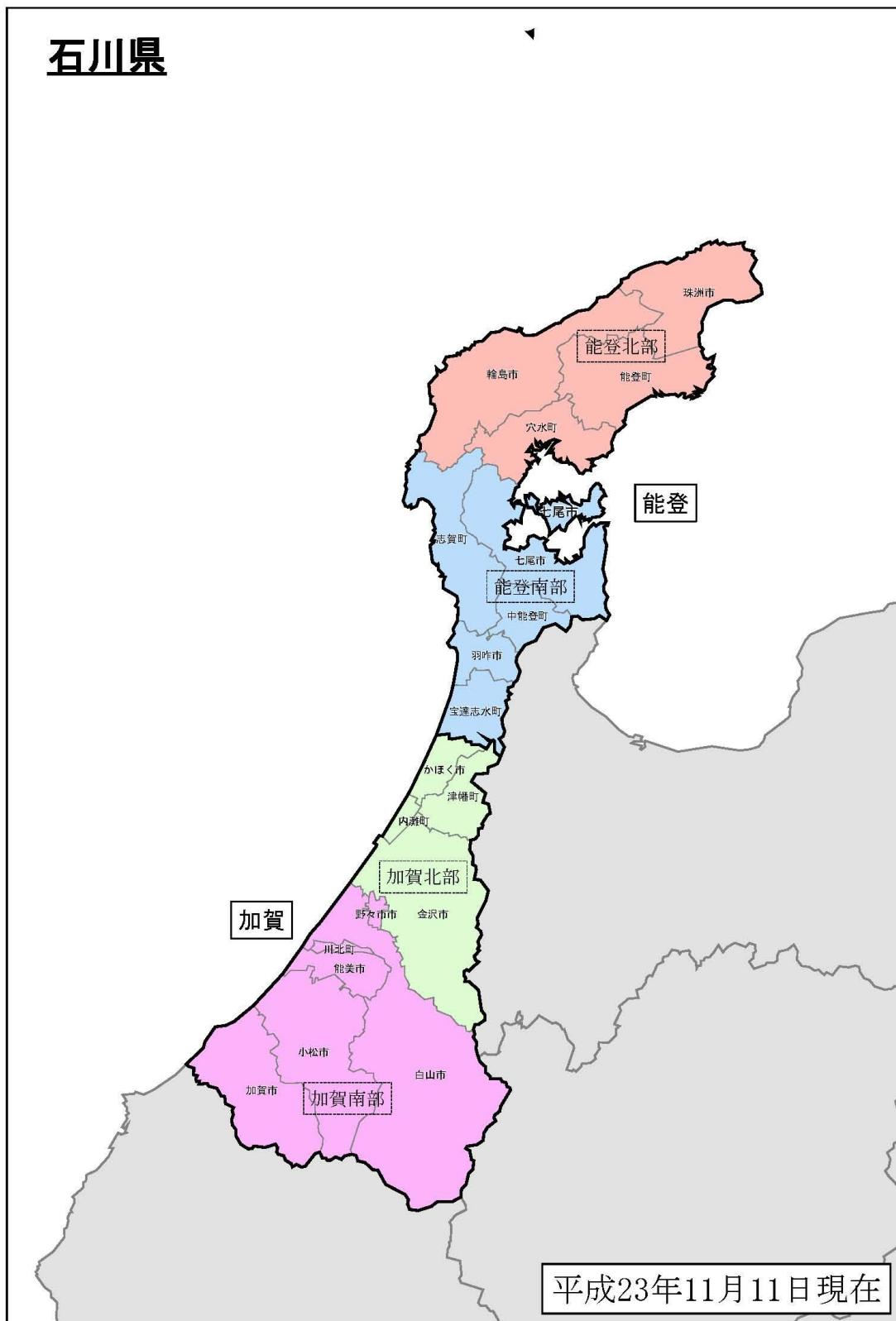
一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

（注）大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町村等をまとめた地域の名称
能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

(2) 予報細分区域地図

市町区分



3 種類及び発表基準

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らで守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

金沢地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が酷に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために事前の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、大雪特別警報には、大雪特別警報（土砂災害）、大雪特別警報（浸水害）、大雪特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために事前の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風特別警報には、暴風特別警報（土砂災害）、暴風特別警報（浸水害）、暴風特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るために事前の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、暴風雪特別警報には、暴風雪特別警報（土砂災害）、暴風雪特別警報（浸水害）、暴風雪特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、波浪特別警報には、波浪特別警報（土砂災害）、波浪特別警報（浸水害）、波浪特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには、高潮特別警報には、高潮特別警報（土砂災害）、高潮特別警報（浸水害）、高潮特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときは発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる規程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害に発表するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性が言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付与されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときは発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農産物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農産物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予測されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

ウ 警報等の基準

警報・注意報の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において隨時見直しを行っている。最新の値については気象庁ホームページを参照すること。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

輪島市 雨に関する 50 年に一度の値（令和 3 年 3 月 25 日現在）

- (注) 1 略語の意味は右のとおり。R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壤雨量指数(Soil Water Index)。
- (注) 2 「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。
- (注) 3 R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小までに厳密に評価する意味は無い。
- (注) 4 特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。
個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。
- (注) 5 特別警報の判定に用いる R03 の値は、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

地 域					50 年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一時細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
石川県	石川県	能登	能登北部	輪島市	284	117	189	86

参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf#page=38>

輪島市 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深（令和 2 年 10 月 29 日現在）

- (注) 1 “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50 年に一度の値は “—” としている。
- (注) 2 データ不足のため、50 年に一度の値が算出できない地点は、値を “—” としている。
- (注) 3 “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。
- (注) 4 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- (注) 5 大雪特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象。
個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	84	110

参考) <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf#page=6>

輪島市 警報等の発表基準一覧表

令和3年6月8日現在
発表官署 金沢地方気象台

輪島市	府県予報区	石川県				
	一次細分区域	能登				
	市町村等をまとめた地域	能登北部				
警 報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	15			
		土壤雨量指基準	86			
	洪水	流域雨量指基準	町野川流域=24.5、南志見川流域=10.0、塙田川流域=6.3、河原田川流域=21.6、西二又川流域=8.1、八ヶ川流域=16.4、阿岸川流域=8.3、南川流域=7.6、仁岸川流域=9.8、鈴屋川流域=9.6、鳳至川流域=13.6、浦上川流域=7.8、神田川流域=6.1、仁行川流域=7.3、別所谷川流域=8.7			
		複合基準 *1	町野川流域=(6, 22)、塙田川流域=(6, 5.6)、河原田川流域=(6, 19.4)、八ヶ川流域=(6, 14.7)、鳳至川流域=(6, 12.2)			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	暴風	平均風速	陸上	20m/s		
			北海上	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			北海上	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30cm		
			山地	12時間降雪の深さ 45cm		
	波浪	有義波高	5.0m			
	高潮	潮位	1.2m			
注意報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	7			
		土壤雨量指基準	72			
	洪水	流域雨量指基準	町野川流域=19.6、南志見川流域=8.0、塙田川流域=5.0、河原田川流域=17.0、西二又川流域=6.4、八ヶ川流域=13.1、阿岸川流域=6.6、南川流域=6.0、仁岸川流域=7.8、鈴屋川流域=7.6、鳳至川流域=10.8、浦上川流域=6.2、神田川流域=4.8、仁行川流域=5.8、別所谷川流域=6.9			
		複合基準 *1	町野川流域=(5, 16.0)、塙田川流域=(5, 4.9)、河原田川流域=(6, 13.6)、八ヶ川流域=(6, 13.1)、仁岸川=(6, 6.9)、鈴屋川流域=(5, 5.9)、鳳至川流域=(6, 9.4)、神田川流域=(6, 3.8)、仁行川流域=(5, 4.9)、別所谷川流域=(5, 5.5)			
		指定河川洪水予報による基準	—			
	強風	平均風速	陸上	12m/s *2		
			北海上	15m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s *2 雪を伴う		
			北海上	15m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 20cm		
			山地	12時間降雪の深さ 30cm		
	波浪	有義波高	3.0m			
	高潮	潮位	1.0m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	①積雪地域の日平均気温が 13°C以上 ②積雪地域の日平均気温が 10°C以上で、かつ日降水量が 20mm以上				
	濃霧	視程	陸上	100m		
			北海上	500m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%				
	なだれ	①24時間降雪の深さが 50 cm以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ②積雪が 100 cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5°C以上、又は昇温率 (+3°C/日) が大きい時（ただし、0°C以上）				
		低温 夏期：最低気温 17°C以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 -4°C以下				
	霜	早霜、晩霜期に最低気温が 3°C以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 輪島特別地域気象観測所の観測値は 15m/s を目安とする。

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである
- (2) 警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、一次細分区域及び市町をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、金沢地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町については、その欄を“—”で、示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町等の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町の域内における基準の最低値を示している。
- (5) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町において主要な河川は存在しないことを表している。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報または氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (9) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流域を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指數の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指數の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(3) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に二次細分区域において、キクルの「非常に危険」(うすい紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認することができる。

(5) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（加賀、能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（加賀・能登）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（石川県）で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

4 水防法に定める水防警報

(1) 知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区域	発表者
八ヶ川	門前町山辺（山辺橋上流60m～海までの間）	奥能登土木総合事務所長
河原田川	東中尾町（粉川橋～海までの間）	
町野川	鳳珠郡能登町五十里（新世紀橋～海までの間）	

(2) 水防警報は、河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要性が予想されるとき、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、おおむね次の4段階により必要な警報を発表する。

段 階

準 備：水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの

出 動：水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの

状 況：水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等水防活動上必要とする水位の状況、越水、漏水、破壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの

解 除：水防活動の終了を通知するもの

河 川 名	観測所名	準 備	出 動	解 除
		氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	氾濫注意水位を下回つて水防作業の必要がなくなったとき
八ヶ川	広和橋	0.80m～1.30m	1.30m	同 上
河原田川	姫田橋	1.70m～2.60m	2.60m	同 上
		洲衛雨量観測所で60分雨量40mm以上を観測したとき		
河原田川	新橋	1.20m～1.80m	1.80m	同 上
		洲衛雨量観測所で60分雨量40mm以上を観測したとき		
町野川	明治橋	2.50m～3.20m	3.20m	同 上

(3) 知事が指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位

河 川 名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意水位
八ヶ川	広和橋	輪島市門前町和田	広和橋	1.30m
河原田川	姫田橋	輪島市横地町	姫田橋	2.60m
	新橋	輪島市河井町	新橋	1.80m
町野川	明治橋	輪島市町野町川西	明治橋	3.20m

5 水位情報の通知及び周知

(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長が直接これを発表する。

河 川 名	区 域	発表者
八ヶ川	門前町山辺（山辺橋上流60m～海までの間）	奥能登土木総合事務所長
河原田川	東中尾町（粉川橋～海までの間）	
町野川	鳳珠郡能登町五十里（新世紀橋～海までの間）	

(2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

ア 沈没警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長が発表する。

イ 沈没危険情報（沈没危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が沈没危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長が発表する。

ウ 沈没発生情報

沈没が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	沈没危険水位
八ヶ川	広和橋	輪島市門前町和田	広和橋	1.40m	1.70m
河原田川	姫田橋	輪島市横地町	姫田橋	2.90m	3.20m
	新橋	輪島市河井町	新橋	1.90m	2.20m
町野川	明治橋	輪島市町野町川西	明治橋	4.40m	4.50m

参考図

6 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は市の区域を対象として市長が、消防法第22条の規程により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 警報を発する場合の基本基準は、地域的特性を加味して、市地域防災計画においてこれを定める。
- (3) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町や各消防本部に伝達される。
- (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となつたときに、市長の避難指示や住民の自主避難を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 発表対象および単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報はの発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

ア 震度5強以上の地震を観測した場合

イ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度が高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。

なお、市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象地区をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すように努める。

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予測されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

8 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制及び基準

(1) 警戒体制及び基準は次のとおりとする。

	警 戒 態 勢	非 常 警 戒 態 勢
基 準	前日までの連続雨量が 40 mm～100 mmで、 当日の雨量が 50 mmを超えたとき。	前日までの日雨量が 40 mm～100 mm以上 で、当日の雨量が 50 mmを越え時間雨量が 30 mmを超えたとき。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域に関する雨量は、関係区域に設置された雨量観測所（テレメーター）の測定値によるものとし、雨量測定開始時期は、気象台による大雨に関する注意報が発せられるか市長の命によるものとし、測定間隔は10～30分毎とする。

(3) 警戒体制においては、急傾斜地崩壊危険区域の警戒巡回及び住民等に対する広報を実施し、非常警戒体制においては避難準備を行うほか、必要に応じ、避難の指示等の措置を実施するものとする。

(4) 詳細情報の提供

市は、石川県が提供する「土砂災害情報システム」および気象庁が提供する「防災情報提供システム（インターネット）」から詳細情報を確認するものとする。

9 その他の警告等

市長は3～7以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対して所要の指示警告を行う。

第4節 災害予警報別の伝達

1 基本方針

気象、水防、火災等に関する警報等については、伝達系統、手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達を行う。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台から伝達のあった各種気象警報等については、次の要領により住民及び関係機関へ周知するものとする。

なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(1) 周知事項

- ア 輪島市を対象とする特別警報及び大雨、大雪、暴風、洪水、高潮警報
- イ 水防警報、火災警報、土砂災害警戒情報及び急傾斜地崩壊危険区域の状況
- ウ 避難の指示等
- エ その他住民の生命に関わる緊急かつ重要な情報

(2) 周知方法

- ア 防災行政無線等による方法
- イ サイレン、警鐘等による方法
- ウ 災害時優先電話等による方法
- エ 広報車、消防車等を利用する方法
- オ 標識等を利用する方法

(3) 県及び報道機関との協力体制

県及び報道機関との協力体制については、次節に定めるとおりとする。

3 火災警報の伝達

火災警報を発し、又は解除した場合には、防災行政無線、告知放送、サイレン吹鳴、その他市地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に徹底し、県に通報する。

4 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を参考となる警戒レベルと合わせて作成・発表し、土砂災害警戒情報伝達系統図のとおり、速やかに関係機関へ伝達する。

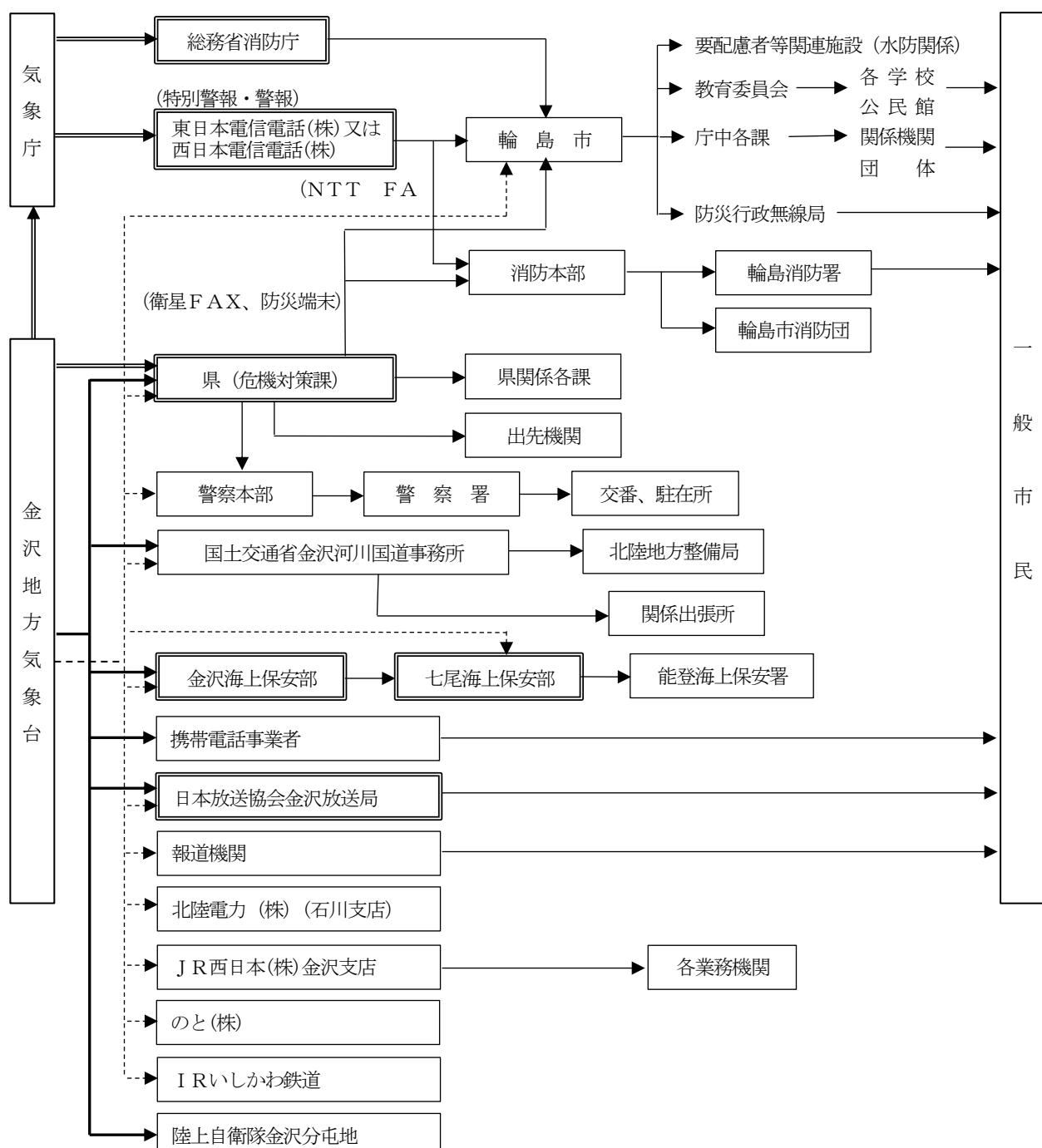
5 市長が行う警告等の伝達

市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、輪島市地域防災計画に定めるところによる。

◇気象警報等各種伝達系統について◇

別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図

ア 一般気象



(凡例)

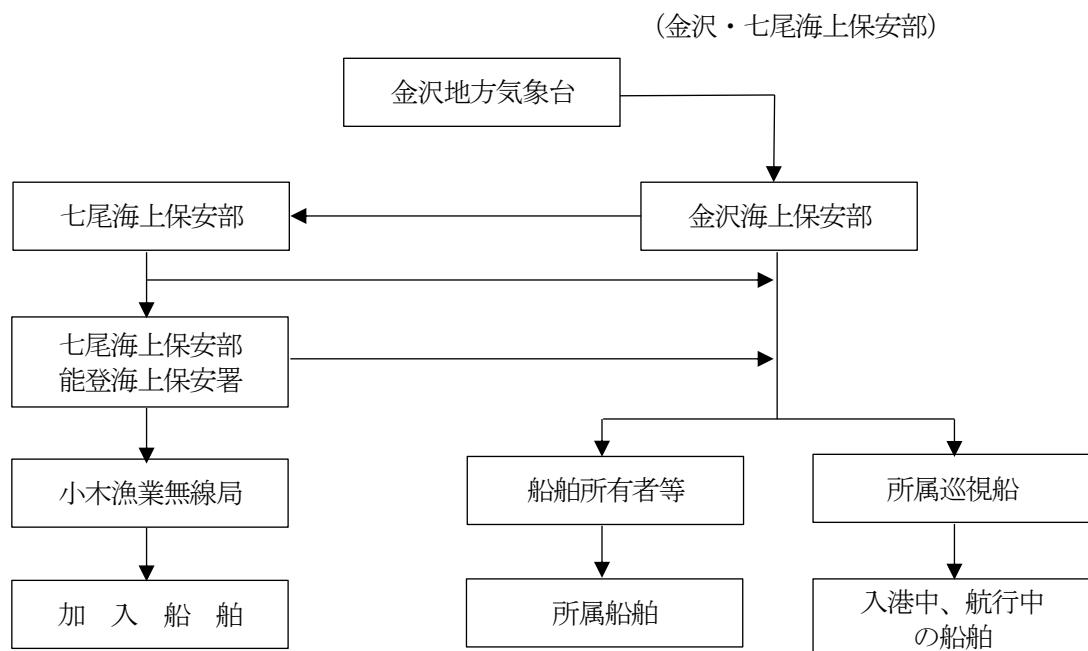
- 気象情報伝達処理システム
- - - → 防災情報提供システム（インターネット）（注）
- 防災情報提供システム（専用回線）
- 各機関伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

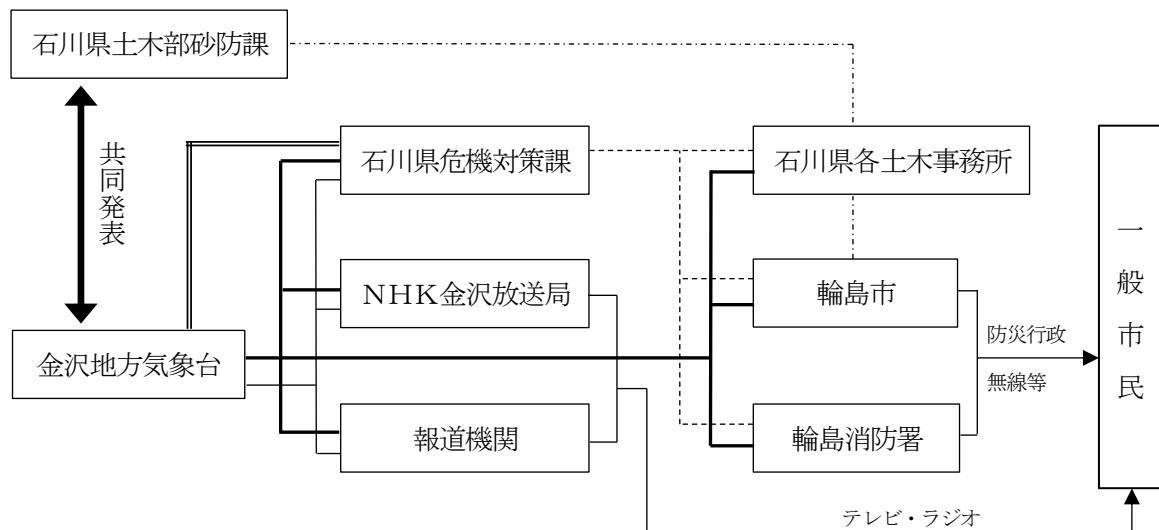
* 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別図2 金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図



備考　船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

別図3 土砂災害警戒情報伝達系統図



(凡例)

- 気象情報伝達処理システム
- 防災情報提供システム（インターネット）（注）
- 防災情報提供システム（専用回線）
- - - 防災行政無線FAX
- - - 一般加入電話

（注）インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

第5節 災害情報の収集及び伝達

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア 市

(ア) 市は、自ら、あるいは防災関係機関や地区の町内会（自治会）と連携をとりながら、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の災害の発生状況等に関する情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

(イ) 市は、119番通報に係る状況を把握し、直ちに消防庁及び県へ報告する。

(2) 被害状況や応急対策状況の報告

市災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を県が開設した災害情報センターに随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市は、本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 警察

(ア) 警察署長は、市長その他関係機関と密接に連携して、災害活動上必要な災害に関する情報を収集する。

(イ) 収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により関係機関に連絡する。

(ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察署においては警備課が行う。

ウ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに上記の各機関は、その管理に属する施設についての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県危機対策課に通報する。

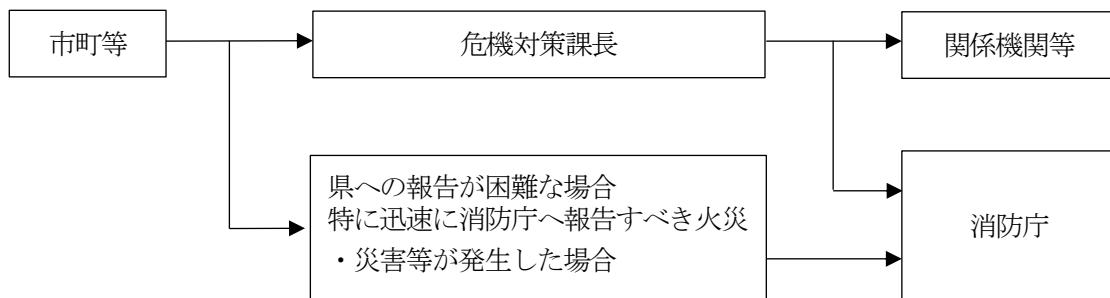
エ 関係機関等の協力関係

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態について認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や態勢を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関での連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

カ 情報収集伝達体制

県は、市町等から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。



(4) 航空機等による災害状況の把握

市は、画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

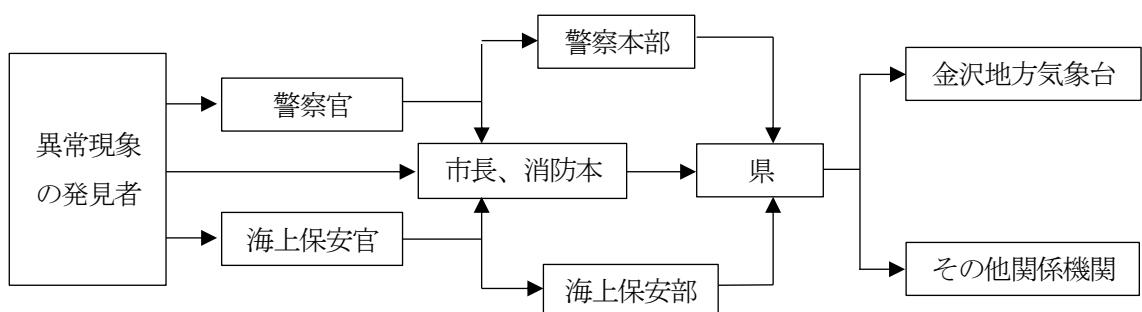
市は、武力攻撃事態における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

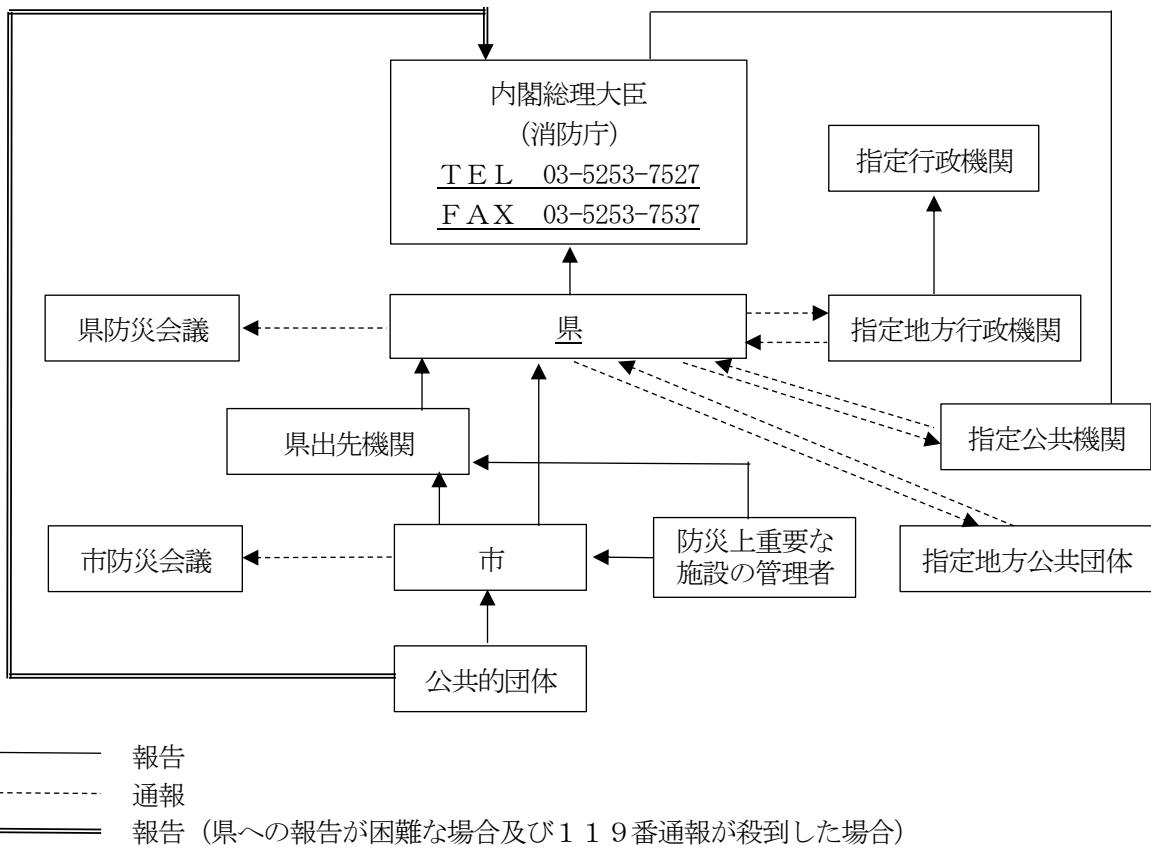
災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、警察官及び海上保安官のうちいざれかに速やかに通報する。この場合、市（消防本部を含む）がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へ速やかに通報する。

- ア 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等大きな災害となるおそれがあるとき。
- イ 異常な突風、竜巻、強いひょうがあつたとき。

異常現象発見者の通報系統図



ウ 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



3 被害状況の調査及び被害報告

災害情報及び被害状況に関する情報は、輪島市災害対策本部条例施行規則の事務分掌に定めるところによる。

4 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概略的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が災害対策本部を設置したもの
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるものの、又は県より報告の要請があったもの

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国又は県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、次のとおりとする。

(ア) 直ちに被害規模に関する包括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次市災害対策本部設置状況等、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報、被害状況等の報告様式

速報、被害状況等の報告様式は、次のとおりとする。

1. 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（月 日 時 分報告）

市町 村名	発生 日時	発生 場所	原因	被害の 種類	負傷の 程度	被 害 者					備考 (処置)
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

2. 住家被害（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損・床上浸水・床下浸水）

（月 日 時 分報告）

市町 村名	発生 日時	発生 場所	原因	棟数	被害の 種類	対策又 は状況	世 帯 主				世帯 人員	被 害 額 (千円)	備考
							住所	氏名	性別	職業			

3. 非住家（公共建物・その他）

（月 日 時 分報告）

市町 村名	発生 日時	発生 場所	施設名又は 所有者	種類	原因	棟数	被害の 程度	対策又 は状況	被害額 (千円)	備考

4. 田 (水稻)・畑

(月 日 時 分報告)

市町 村名	地 区	種 别	流失 ha	埋没 ha	冠水 ha	浸水 ha	倒伏 ha	その他	作物被害額 (千円)	備考

5. 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

(月 日 時 分報告)

市町 村名	発生 日時	場 所	施設名	原 因	被害の程度	対策又は 状 況	被害額 (千円)	公立・ 私立別	備考

6. 道路・橋りょう

(月 日 時 分報告)

市町 村名	路線及び 橋りょう名	場所	種別	被害の 内 容	発生 日時	被害額 (千円)	通行止等 の 規 制	迂回路		復旧 見込	備考
								有無	路線名		

7. 河川・海岸・港湾・漁港・砂防

(月 日 時 分報告)

市町村名	河川等名	位置	種別	被害の 内 容	発生 日時	被害額 (千円)	通行止等 の 規 制	復旧 見込	備考

8. 水道

(月 日 時 分報告)

市町 村名	水道 事業 名	断水 地域	断水状況		被 害 の 状 況						被 害 額 (千円)	応 急 対 策	復 旧 見 込	備 考	
			戸数	人口	取水 施設	導水 施設	浄水 施設	送水 施設	排水 施設	給水 施設					

9. 下水道

(月 日 時 分報告)

市町 村名	下水道事業名 (公共 特環 流域)	被災 位置	種別 (管渠、処理場 等)	被 害 内 容	下水処理不能 戸数・人口	被 害 額 (千円)	応急対策	復旧見込 時期	備考

10. がけ崩れ・地すべり・土石流

(月 日 時 分報告)

市町村名	発生日時	発生場所	規模	被害の内 容	対策	種類	被害額(千円)	備考

11. バス

(月 日 時 分報告)

市町村名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

12. 船舶

(月 日 時 分報告)

市町村名	船舶名	用途別	トン数	所有者		被害の程度	被害額(千円)	備考
				住所	氏名			

13. 電話

(月 日 時 分報告)

市町村名	発生日時	不通区間 又は地域	不通戸数	原因	被害状況	不通回線路	復旧見込	備考

14. 電気・ガス

(月 日 時 分報告)

市町村名	発生日時	原因	停電又は供給 不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

15. ブロック塀等

(月 日 時 分報告)

市町村名	発生日時	発生場所	所有者 管理者名	箇所数	被害の程度	被害額(千円)	備考

16. 火災

(月 日 時 分報告)

市町村名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は 管理者名	種別	火災の状況	被害額 (千円)	備考

17. 避難指示

(月 日 時 分報告)

市町村名	指示日時	避難所		世帯主			世帯人員	避難の 理 由	備考
		住所	場所・ 施設名	住所	氏名	年齢			

18. その他

(月 日 時 分報告)

市町村名	地区	農地		○ ○		○ ○		備考
		面積	被害額 (千円)	面積又は箇所	被害額 (千円)		(千円)	

災害（事故）緊急報告書（第　　報）

		報告日時		年	月	日
				午前・午後	時	分
報告事項		報告者	所 属			
			職・氏名			
			TEL			
発生日時	平成　　年　　日　　日 () 午前・午後　　時　　分頃					
発生場所						
災 害 (事 故) 概 要 ・ 対 応 状 況 等						
		受 信 者	危機対策課：			

報告先：危機対策課

TEL. 076-225-1482

FAX. 076-225-1484

避難指示等の発令状況

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数 (※)	対象人数 (※)	解除日時	対象世帯数 (※)	対象人数 (※)	解除日時	対象世帯数 (※)	対象人数 (※)	解除日時

※ 対象世帯数を確認中場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

被害状況速報

(被害状況速報)

都道府県			区分		被 害	区分		被 害	都道府県	災等 害の 対設 策置 本状 部況	市町村			
災害名 ・ 報告番号	災害名		田	流室・埋没	ha	公立文教施設		千円						
	第 報			冠 水	ha	農林水産業施設		千円						
(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	公共土木施設		千円						
				冠 水	ha	その他の公共施設		千円						
			学 校	箇所		小 計		千円						
			病 院	箇所		公共施設被害市町村数		団体						
			道 路	箇所		そ の 他	農業被 害	千円						
			橋 り よ う	箇所			林業被 害	千円						
			河 川	箇所			畜産被 害	千円						
			港 湾	箇所			水産被 害	千円						
			砂 防	箇所			商工被 害	千円						
			清 掃 施 設	箇所										
人 的 被 害			崖 く ず れ	箇所			そ の 他	千円						
			鉄 道 不 通	箇所										
			被 害 船 舶	隻			被 害 総 額	千円		119 番津報件数 件				
			水 道 戸			災 害 の 概 要								
			電 話 回線											
			電 気 戸											
			ガ ス 戸											
			ブ ロ ッ ク 堀 等	箇所										
住 家 被 害														
公 共 建 物						火災発 生	り 災 世 带 数	箇所		消防機 関の活 動状 況				
							り 災 者 数	人						
							建 物 件	件						
							危 険 物 件	件						
							そ の 他 件	件		自衛隊の災害派遣				
										その他				

※1 被害額を省略することができるものとする。

※2 119 番津報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、(50 件を越える場合は多数) とすること。

被害状況等の判定基準

被害等区分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者の中1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者の中1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊は甚だしいが、修理すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 損 壊	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木のたる積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

そ の 他	田 の 流 失 、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかたるものとする。
	畑 の 流 出 、 埋 没 、 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
被害等区分		判 定 基 準
そ の 他	学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	空 港	空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）に規定する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
そ の 他	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下 水 道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条の 2 に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。

	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 壁 等	倒壊したブロック壁又は石壁の箇所数とする。
	被 害 等 区 分	
罹 災 世 帯		災害により全壊(全焼)、半壊(半焼)及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火 灾 発 生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法(昭和31年法律第80号)による国庫負担の対象となる空港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 产 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備 考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

第6節 通信手段の確保

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段

災害時における通信の手段は、通信網の被災状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害発生時における緊急通信のため、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）金沢支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生時により緊急連絡が必要な時は、上記アにより決定された災害時優先電話電話を用いて行う。

なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、（局番なし102番）に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 災害時優先電話 0768-22-8866

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本金沢支店等（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信の利用

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第41条の規定により、他の機関が整備する有線電気通信設備及び無線通信設備を次のとおり利用することができる。

イ 利用上の注意事項

（ア）非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用する。

（イ）非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

（ウ）通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- ① 人命の救助に関する通報
- ② 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- ③ 秩序の維持のための必要な緊急措置に関する通報
- ④ 遭難者救護に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- ⑤ 電信電話回線の復旧のための緊急を要する通報
- ⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- ⑦ 非常災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・石川県防災会議会長及び輪島市防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び市災害対策本部長
- ⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報
- ⑨ その他の通報

(エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) レアラート（災害情報共有システム）の活用

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、市及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防用主運用波通波無線の利用

市は消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

(7) 消防用統制波無線の活用

県域を超えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

3 通信設備の応急復旧

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶えたときは、早急な応急復旧を優先的に行い、通信の確保に努める。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信を優先的とし、次により応急復旧に努める。

- (1) 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧に図る。
- (2) 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。
- (4) 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

1 基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターの出動を県に要請する。

2 支援要請

知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

（1）支援要請の要件

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次に該当する場合に、知事に消防防災ヘリコプターの支援を要請する。

- 災害が、隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 市の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）要請方法

知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

（3）要請先

石川県危機監理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

第8節 災害広報

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時の混乱した事態に民心の安定及び秩序の回復を図るため、住民に災害の事態及び災害応急対策の実施状況を迅速かつ的確に周知できるよう緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報体制

(1) 災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、輪島市災害対策本部条例施行規則に定める本部室（班）広報チームが被害状況その他の災害情報の広報を行う。

(2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害情報の広報は、原則として防災対策課が行うものとする。

3 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- 被害状況その他の災害状況
- 災害応急対策及びその活動状況
- 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- 初期消火、人命救助等の自主的な防災行動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市内における災害の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水、食糧、物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等のライフラインの復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 安否状況の提供、各種相談等に関する情報
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段

市長は、情報伝達にあたっては、ホームページ、掲示板、広報紙、広報車及び防災行政無線等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど、迅速的確な情報提供に努める。

なお、報道機関への協力を要請するときは、県を通じて行う。

5 各種情報提供

市は、的確な安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を、隨時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災地のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

- (1) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への発表、情報提供
- (2) インターネットの活用

協定者	協定締結日	TEL
輪島市	ヤフー（株）	R2. 10. 1 03-6898-5312

- (3) 携帯電話の活用
- (4) 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）
- (5) 臨時広報誌の発行
- (6) 相談窓口による情報提供
- (7) レアラート（災害情報共有システム）の活用
- (8) 広報車の活用

6 被災地域の相談、要望等の対応

市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、その対策を講ずる。

また、その対策の積極的に広報活動する。

7 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、石川県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

8 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 基本方針

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより住民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎよ等に全機能をあげてあたる。

2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、住民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して、初期消火に努める。

また、市及び消防本部（輪島消防署）は、台風などによる強風等の気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかに防災行政無線による放送及びラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得るなどして、市民等に対し出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

3 応援要請

（1）市長の相互応援

市長は、必要に応じ、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を要請する。

ア 災害が発生した場合、消防長は、市の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行なうことができる。

（2）緊急消防援助隊の応援要請

被災地の市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

4 消防活動

（1）火災発生状況の把握

消防機関は、警察等と協力して迅速かつ的確に消防活動を実施するため、市内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車、その他車両、消防無線等通信連絡施設、消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災発生の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災の発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路、防災活動上重要な施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

5 救助及び救急活動

救助及び救急活動については、本章第12節「救助及び救急活動」により実施する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医師等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

7 警防

(1) 組織的防ぎよ作戦を遂行するため、全市を16の防ぎよ区域に区分し、各分団を配置する。

各分団の消防隊の行動は、輪島消防署の規定による。

(2) 火災通報連絡等

火災覚知、情報連絡、火災通報、出動指令、現場報告等については、消防本部の規定による。

サイレン及び打鐘による信号方法は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）により次のとおりとする。

種類	打鐘	余韻防止付サイレン信号	その他
山林火災信号	近火信号（消防屯所から約800m以内の時） 	約2秒 	
	出場信号（署所団出場区域内） 	約5秒 約3秒 	
	応援信号（署所団特令応援出場の時） 		
	報知信号（出場区域外の火災を認知した時） 		
	鎮火信号 		
山林火災信号	出場信号（署所団出場区域内） 	約10秒 	
	応援信号（署所団特令応援出場の時） 同上	同上	
火災警報信号	火災警報発令信 	約30秒 	掲示板、旗及び吹き流し（火災警報発令中赤地に白字）  
	火災警報解除信号 	約10秒 約1分 約3秒 	口頭伝達、掲示板の撤去、吹き流し及び旗の降下
演習招集信号		約15秒 	
備考	1. 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 2. 信号継続時間は適宜とする。 3. 消防職員又は消防団員の非常招集を行う時は、近火信号を用いることができる。		

(3) 出動計画

市内における火災発生に際し消防隊の出動配備体制は、次の第1出動から第4出動までの4種とし消防署及び消防団は密接な連繋のもとにその機能を十分に發揮し、被害の軽減をはかるものとする。

出動区分	火 灾 の 態 様	出 動 台 数			
			消防署	消防団	計
第1出動	1 透視ができる場所で火災又は煙が確認できないとき。 2 火災を確認できない普通建物火災のとき。	市街地	2	3	5
	準市街地	2	2~3	4~5	
第2出動	1 火炎又は煙が確認でき火災の規模が大きいとき。 2 災害の通報状況及び先着部隊等の状況連絡により、必要があると認めるとき。 3 建築物の構造等に火災発生の状況により火災が延焼拡大のおそれが予想されるとき。	市街地	4	6	10
	準市街地	4	5	9	
	市街地	6	9	15	
第3出動	1 火災警報発令中、烈風下又は特殊大建物危険火災のとき。 2 社会的影響その他の状況により特に異例で必要があると認めたとき。	準市街地	6	8~12	14~18
第4出動	第3出動の規模に該当する火災がさらに拡大したとき、又はこれらの状況が予測されるとき。		6	9~17	15~23

7 警察との相互協力

警察と消防との相互援助協定については緊急事態における消防の警察に対する援助協定、及び警察消防共助協定については消防長と警察署長との協定による。

第10節 自衛隊の災害派遣

1 基本方針

災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請にあたっては、県及び防災関係機関と連携を密にして、自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるよう的確な情報提供に努める。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣され場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認め知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、この場合の判断基準は、次のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について〈平成7年10月25日消防庁防災課長通知〉）。

- ア 関係機関に対して当該災害に係わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
- エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

- (4) 庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣要請手続き

- (1) 市長は、災害応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、次の事項を明らかにした文書で知事（危機対策課）に自衛隊の災害派遣要請を要求する。（様式1号）

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

(2) 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

市長は、この場合、速やかに知事にその旨を通知する。

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171(内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0073-62-2250(内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101(内線231)

4 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市長に通知する。

1 被害状況の把握	知事等からの要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊等に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具を持って、消防機関に協力して消火にあたる。
6 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
7 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送	要請があつた場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 炊飯及び給水	要請があつた場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
10 救援物資の無償貸付け又は譲与	要請があつた場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する總理府令（昭和 33 年總理府令第 1 号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
11 危険物の保安及び除去	要請があつた場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

6 派遣部隊の受入体制

(1) 受入準備

知事から派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期するものとする。

- ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- イ 派遣部隊との連絡責任者を定める。
- ウ 応援を求める内容、所要人員、資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後直ちに活動ができるよう準備をする。
- エ ヘリコプターによる応援を受ける場合は、着陸地点、風向表示等の必要な準備をする。
なお、ヘリポートとして使用可能な箇所をあらかじめ選定しておくものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊責任者と作業計画等について協議調整し必要な措置をとり、次の事項を知事に報告する。

- ア 部隊到着日時
- イ 隊員数
- ウ 部隊の責任者の官職及び氏名
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

(3) 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害の救援活動が終了し災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたときは、速やかに知事に対し文書（様式2号）をもってその旨を報告し、撤収を要請する。

7 経費の負担区分

自衛隊の活動に要した経費は、原則として市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について、疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料並びに借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるための通常必要とする燃料を除く。）、電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬及び修繕費
- (4) 県が管理する有料道路料

8 自衛隊航空機の行う災害派遣に対する諸準備

(1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡する。

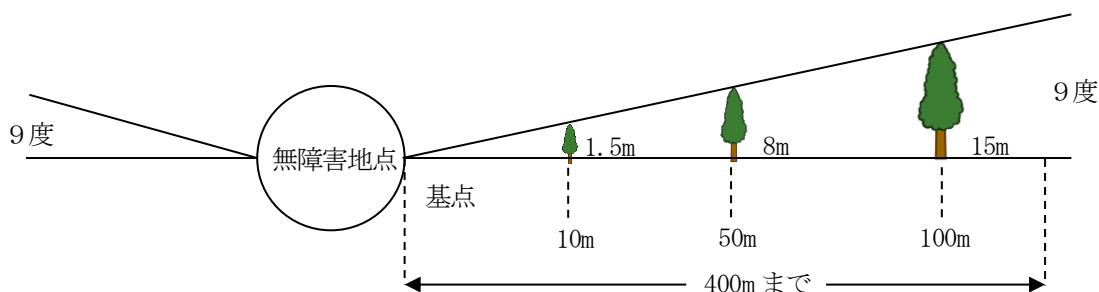
なお、異常がない場合は、旗を振らないこと。

- | | |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合 | 赤 旗 |
| イ 食料が極度に不足している場合 | 青 旗 |
| ウ 両方とも発生している場合 | 赤青両旗 |

(2) ヘリコプター発着場の設定

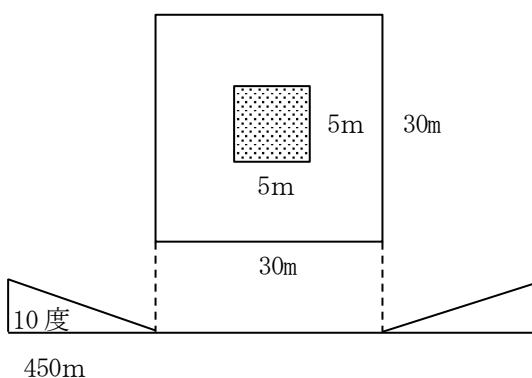
ヘリコプターの離着陸のための適地として、平坦（こう配 $4^{\circ} \sim 5^{\circ}$ 以下）であつて、周囲に建物、灌木、電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

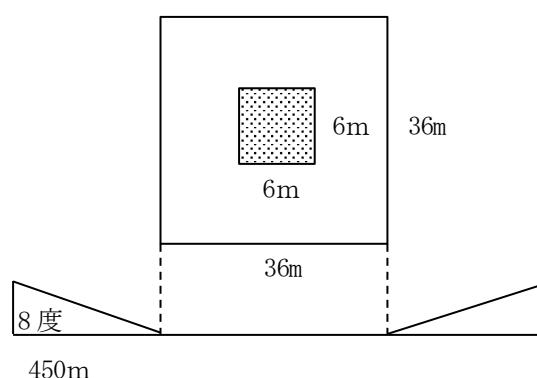


(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

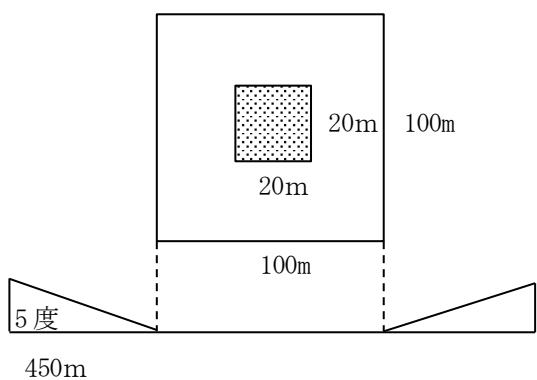
a 小型機 (OH-6) の場合



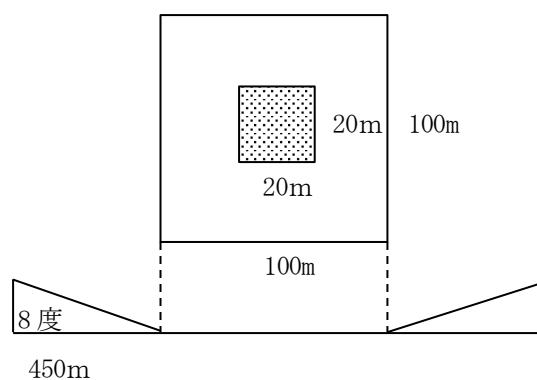
b 中型機 (UH-1) の場合



c 大型機 (UH-60) の場合



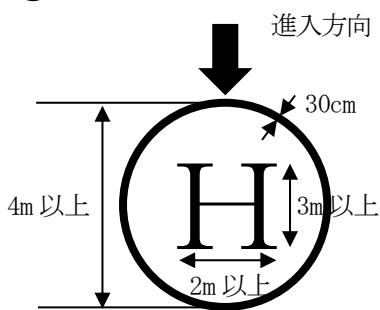
d 大型機 (CH-47) の場合



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準の (H) 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から、風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

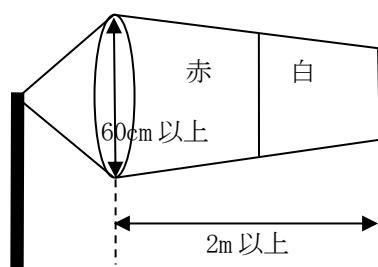
(ア) (H) 記号基準



- ・石灰等（積雪時は、墨汁、絵の具等）で明瞭に表示

(イ) 吹き流しの基準（吹き流しがない場合は、

吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚）



- ・生地は繊維
- ・形は円形帶

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第 号
年 月
日

石川県知事 様

輪島市長 印

災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により、下記のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 灾害の状況（実施中の応急措置の概況を含む。）
- (2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を必要とする期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣区域
- (2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

- (1) 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- (2) 部隊等が派遣された場合の責任者等

5. 経費の負担

自衛隊の防災活動に要する経費は、原則として本市が負担する。

第 号
年 月 日

石川県知事 様

輪島市長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

平成 年 月 日付け第 号により自衛隊の派遣要請を要請した〇〇については
(災害の復旧) おおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2. 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3. 撤収要請部隊名

第11節 救援隊等の受入

1 基本方針

災害の状況により、県又は隣接市町からの救援隊、警察官、自衛隊等の派遣を要請した場合の受入場所（宿舎）及び食料の確保、供給等に万全を期す。

2 救援隊等の受入場所（宿舎）

救援隊等の受入場所（宿舎）については、おおむね次の4箇所にテント等により応急仮設の宿舎を設ける。

名 称	住 所	有効面積	受入可能人員
輪島市総合体育館	稻舟町歌波 93 番地	1,325 m ²	800 人
輪島市門前健民体育館	門前町清水 7 の 1 番地	1,677 m ²	980 人
輪島市ソフトボール場	三井町漆原丑 1 番地	19,452 m ²	
輪島市門前グラウンドゴルフ場	門前町道下にの 49 番地 1	28,792 m ²	

第12節 救助・救急活動

1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷、車両事故、船舶の海難等による負傷者等、救助及び救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、市及び防災関係機関は、相互に連携し、住民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命及び身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護及び搬送活動にあたる。

また、住民、自主防災組織等に対して救助活動の協力を求める。

イ 市及び消防本部の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、市から応援要請を求められたときは、機動力を發揮して救助・救急活動にあたる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。)

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第9節「消防活動」6による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第13節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の救助基準は、第16節「災害救助法の適用」による。

6 記録等

救助を実施した場合に整備保存すべき記録等は、次のとおりとする。

(1) 救助状況記録簿

(2) 救助関係支払証拠書類

(3) 救助燃料受払簿

(4) 救助用機械器具修繕費支払簿

1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者が発生し、医療、救護の需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療及び救護活動を実施する。

2 DMA T（災害派遣医療チーム）・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、能登北部福祉保健センター所長の助言を得て、能登北部医師会、市立輪島病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、隨時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。

なお、市のみでは十分な対応ができない場合には、隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 市長は、患者等の搬送や医療薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施にあたり必要な措置を講ずる。

(3) 石川DMA T指定病院

ア 石川DMA T指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMA Tを待機させる。

イ 石川DMA T指定病院は、県から「石川DMA Tの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMA Tを出動させる。

石川DMA Tの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	市立輪島病院	H25.3.1

ウ 石川DMA T指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMA Tを出動させる。

この場合、石川DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMA Tの業務内容

(ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）

(イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）

(ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）

(エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）及び広域災害医療情報システム（DMA T管理）、衛星電話、災害時優先電話などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

ア 地域災害拠点病院である市立輪島病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療活動を行う。

種別	病院名	TEL	FAX
地域災害拠点病院	市立輪島病院	22-2222	22-6598

医療救護班の業務内容

- 傷病者のトリアージ
- 傷病者に対する応急措置
- 重症者の後方病院への搬送手続き
- 救護所における診療
- 避難所等の巡回診療
- 被災地の病院支援
- その他必要な事項

トリアージの実施基準

※ トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、重症者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

分類	優先順位	識別票
最優先治療群（重傷）	第1	赤
非緊急治療群（中等症）	第2	黄
軽処置群（軽症）	第3	緑
死亡群	第4	黒

医療救護班の派遣

- 医療救護班の派遣は、市災害対策本部の指示に基づき行う。
- 医療救護班の派遣は、被災地の状況に応じ適切な場所に順次行う。
- 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまで行う。

イ 医療救護班の情報の共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話等により、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引き継ぎ等を行う。

ウ 災害拠点病院は、他のDMA T及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(5) 公立病院等

市立輪島病院は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 災害時の医療救護活動は、災害対策本部医療班が行うものとするが、必要に応じ、県等に応援を求める。

3 救護所の設置

(1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

(2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置及び運営を検討する。

4 災害時後方医療体制

(1) 医療施設又は救護所では対応できない重傷患者や特殊な医療を要する患者については、適切な災害時拠点病院や大学付属病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 災害拠点病院は、重症病患者の受入れ及び搬出、医療救護班の派遣及び地域の医療機関への応急用資材の貸出等を行う。

5 重傷患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については市及び県が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなど、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプターの使用については、第7節「消防防災ヘリコプターの活用」及び第10節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達を要請する。

(2) 市災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。

市において、調達できない場合は、県災害対策本部へ要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

7 医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講ずる。

イ 県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部は、当該医薬品等卸業者と連携を図り、輸送する。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部は、石川県赤十字血液センターと連携を図り、輸送する。

8 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して医療機関への優先的な供給を要請し、特に、透析機関への上水道の供給に配慮する。

9 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。

10 記録等

医療及び助産を実施した場合に記録すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 助産実施記録日計票

(2) 医薬品衛生材料等受払簿

(3) 助産台帳

(4) 助産関係支出証拠書類

(5) 救護活動状況記録簿

(6) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

(7) 医薬品衛生材料購入関係支払証拠書類

(8) 医療助産券交付簿

第14節 健康管理活動

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と密接な連携を図りながら、被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

市は、保健師・管理栄養士等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

市は、被災者等の健康管理に際し、市の保健師・管理栄養士等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師・管理栄養士等の派遣を要請する。

4 健康管理班活動

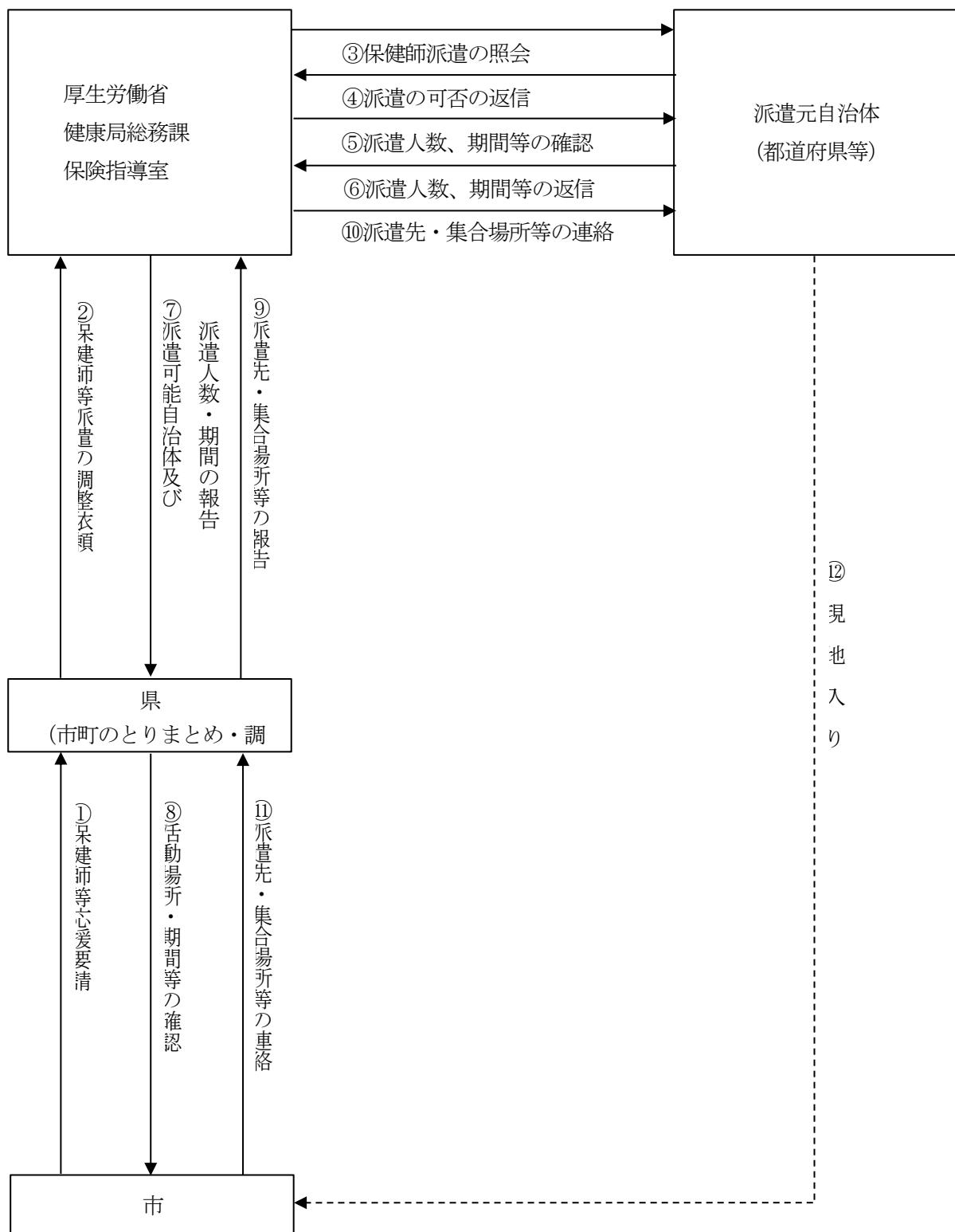
(1) 健康管理活動にあたっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

(2) 災害時の健康管理活動マニュアル等に基づき、避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し、保健指導、栄養指導を行い、食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、脳血管疾患、心疾患等の発症予防に留意する。

(3) 健康管理活動にあたっては、県が設置する地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図 災害発生直後の保健師等派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第15節 水防活動

1 基本方針

市及び防災関係機関は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害拡大防止に努める。

2 監視、警戒活動

豪雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川等に水防警報が発表されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発表されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作を「輪島市水防計画」の定めによって行う。

3 水防団（消防団）の出動

市及び防災関係機関は、次に示す基準により水防団にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行わせる。

（1）出動準備

- ア 洪水予報が発せられたとき、又は県水防計画に定められた警戒水位に達するか若しくは警戒水位を越えるおそれがあると予想されるとき。
- イ 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、その他水防上必要と認められるとき。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、高潮の危険が予想されるとき。

（2）出動

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき並びに干拓堤防、ため池、用排水路に危険のおそれのあるとき。
- イ 潮位が異状を示し高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が近くを通過するおそれがあるとき。
- ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

4 各河川の警戒水位等

河川名	観測所名	所在地	付近の 堤防高	水位の状況				
				水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫 注意水位 (警戒 水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水 特別警戒 水位)	氾濫 危険水位 (洪水 特別警戒 水位) 設定箇所
河原田川	姫田橋	横地町	5.40m	1.70m	2.60m	2.90m	3.20m	3.70m
〃	新橋	河井町	4.10m	1.20m	1.80m	1.90m	2.20m	2.80m
鳳至川	小伊勢橋	小伊勢町	4.60m	1.00m	1.50m			
町野川	明治橋	町野町川西	7.70m	2.50m	3.20m	4.40m	4.50m	4.93m
八ヶ川	広和橋	門前町広瀬	2.90m	0.80m	1.30m	1.40m	1.70m	2.20m
仁岸川	紅葉橋	門前町馬場	2.70m	1.40m	2.00m			

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）： 知事が定める「水位情報周知河川」において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位で、市長が避難指示等を発令する目安となり、住民の避難判断の参考となる。

避難判断水位： 知事が定める「水位情報周知河川」において、市長が高齢者等避難を発令する目安となる水位で、住民に対し氾濫に関する情報への注意喚起を行う。

氾濫注意水位（警戒水位）： 知事が定める「水防警報河川」において、水防団の出動の目安となる水位。

水防団待機水位（通報水位）： 知事が定める「水防警報河川」において、水防団が出動のために待機する水位。

5 避難及び救助

- (1) 市長は、洪水、雨水出水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。
この場合、所轄する警察署長に通知しなければならない。
- (2) 避難指示等は、防災行政無線、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し伝達する。

避難指示等の基準

区分	発令基準	判断基準（水位）
高齢者等避難	避難行動要支援者が避難するために必要な時間後に、避難判断水位に到達すると予測される場合	氾濫注意水位 (警戒水位)
避難指示	1 破堤につながるような漏水の発見又は通報があった場合 2 泛濫危険水位に到達すると予測される場合	避難判断水位
緊急安全確保	1 堤防が決壊した場合 2 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見した場合 3 泛濫危険水位を越え、引き続き水位が上昇し、極めて危険と判断した場合	泛濫危険水位 (洪水特別警戒水位)

- (3) 避難の場所及び経路は、状況に応じてその都度指示伝達する。

6 応急復旧

水防計画等に基づき、水防管理者が行う巡視により、水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

1 基本方針

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき。
(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項第1号—令別表第1)
- (2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき。(令第1条第1項第2号—令別表第2、第3)
- (3) 本県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって当該市町の区域内の家屋滅失世帯数が多数であるとき。(令第1条第1項第3号前段)
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第3号後段)
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令(平成25年10月第68号)で定める基準に該当するとき。(令第1条第1項第4号)
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(内閣府令第2条第1号)
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)

適用基準（抜粋）

輪島市の人口 (令和2年10月1日国勢調査人口)	A 輪島市の住家滅失世帯数	B 県区域内の住家滅失世帯総数 1,500世帯以上の場合
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯

※市の人口は、直近の国勢調査による。

(注) 住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

3 適用手続

市長は、市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

また、救助が緊急を要し、知事の救助を待つことまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

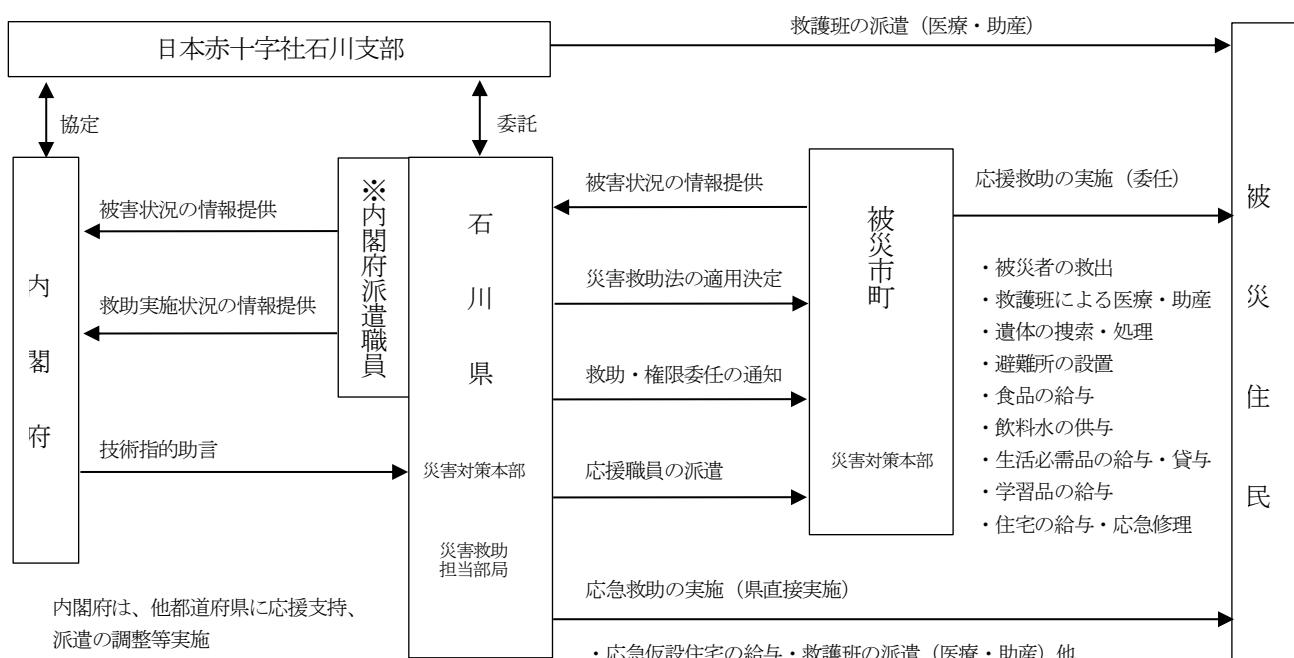
次頁「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 228 号) のとおりとする。

ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令 3 条第 2 項)

5 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市が実施し、災害救助法による救助に準じて行うものとする。

災害発生からの応急救助までのフロー



※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を輪島市へ派遣し、本省と輪島市との連絡調整にあたる。

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和元年10月23日現在

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所では避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している物への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。					
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では、住家を得ることができない者	1 規模、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 5,714,000円以内であればよい。 2 建設型応急住宅を同一敷地内等に概ね 50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 給与期間最高 2年以内 5 貸貸型応急住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。					
3	炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
5	被覆、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
			区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
			全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			全焼	夏	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
			流失	冬	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			半壊	夏	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
			床上浸水	冬						
6	医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内上	患者等の移送費は、別途計上					

番号	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産をする状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
9	被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 1人当たり 4,500円 中学生生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
11	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警察及び海上保安部は、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 実施体制

災害発生時における住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備については、「石川県地域防災計画」及び「石川県警察災害警備計画」の定めるところによる。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	国土交通省 又は県	1 道路の破損、欠壊その他事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市町道	市	
	臨港道路	県又は市	
	漁港道路	県又は市	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずる おそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察署に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋りょう、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

なお、道路管理者等は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

b 災害時において、交通に危険があると認められる場合、又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

c 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。

d 道路交通の規制の措置を講じた場合は、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 警察

a 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

b 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し又は規制する。

c 通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(c) 警察（公安委員会）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ウ) 自衛官及び消防吏員

上記c「通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 緊急通行車両確認の手続等

市長は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため、知事又は公安委員会に緊急車両の通行を申し出るものとする。

オ 運転手のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・ 停車後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままでし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

海上保安部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 船舶標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

1 基本方針

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

市は、行方不明者及び遺体の搜索は、警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施するが、被災の状況により実施困難な場合は、自衛隊等の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

(2) 応援要請等

ア 市において被災その他の事情により実施が困難と考えるとき又は遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、県及び隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に搜索の応援を要請する。

イ 応援要請は、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- (ウ) 応援を求める人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

3 遺体の見分及び処理

市は、速やかに県及び管轄警察署に連絡しその遺体の検視（見分）の後、市において検案、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医療関係機関等と調整を図り実施する。

また、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬にあっては、火葬手続きが速やかに行えるよう配慮する。

- (1) 災害の際、死亡した者に対してその遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族が不明の場合は応急的に埋葬するものとする。
- (2) 棺又は骨づぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって埋葬を行う。
- (3) 埋葬の実施にあたっては次の点に留意する。

ア 遺体の埋葬に関する被災家族からの照会及び相談に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

イ 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬にあたっては火葬とする。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いによる。

- (4) 市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

5 海上漂流遺体の搜索

死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに海上保安部、自衛隊等に搜索を要請する。

6 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

7 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市長と密接に連携し、県、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の搜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

8 海上保安部の措置

(1) 災害により市周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視艇により搜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

9 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

10 記録等

死体搜索、処理及び埋葬を行うときは、次の書類及び帳簿を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 遺体処理台帳
- (3) 遺体処理費支出関係証拠書類
- (4) 搜索用機械器具状況記録簿
- (5) 遺体の搜索状況記録簿
- (6) 遺体搜索用関係支出証拠書類
- (7) 埋葬台帳
- (8) 埋葬費支出関係証拠書類
- (9) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (10) 被災者救出状況記録簿
- (11) 被災者救出用関係支払証拠書類

1 基本方針

電力施設、通信施設及び下水道施設のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、国が開催する現地作業調整会議において、実働部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 電力施設

北陸電力株式会社輪島営業所及び北陸電力送配電株式会社（輪島配電センター）は、同社の防災業務計画の定めるところにより、被害状況を迅速的確に把握し、被害の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給に努める。

大規模災害時における相互連携に関する確認書

大規模災害時における障害物除去等に関する確認書

協定者		協定締結日	TEL
輪島市	北陸電力株式会社 七尾支店	R4. 6. 24	0767-53-0204
	北陸電力送配電株式会社		0120-837-119

3 通信施設

NTT西日本関係事業所は、NTT西日本防災業務計画等の定めるところにより、被災した通信設備の応急復旧にあたり、通信の確保を図る。

4 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配備を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害情報を迅速に収集し、及び伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異常があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等により応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

第20節 公共土木施設等の応急対策

1 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋りょう、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査及び把握し、緊急時の道路の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置や迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、応急工事を施工する。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合には、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。

3 河川、海岸、港湾、漁港等施設等

(1) 応急措置

市及び七尾海上保安部は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合は、市地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、市は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

施設の管理者及び海上保安部等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

4 公園、緑地施設

公園管理者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検及び応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地及び避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

5 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設の管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

6 空港施設

空港事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

滑走路、エプロン等の空港施設の早期の被災状況の収集、伝達を図り、航空機の離着陸を中止するなどの必要な措置を講じ、乗客の安全確保に万全を期す。

(2) 応急復旧

空港施設の被災状況を調査し、早期復旧に努めるとともに、運航状況を広報する。

7 公共建築物

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して、二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第21節 避難誘導等

1 基本方針

災害により、火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険地域から住民及び滞在者の生命及び身体の安全を確保するため、市長は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難させるための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

市長等は、次の措置を講ずる。

(1) 市長（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。

市長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、輪島市地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

エ 市長は、避難のため立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第62条の2）

市長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法【昭和22年法律第136号】）

前記（1）の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(4) 水防管理者（市長）（水防法【昭和24年法律第193号】第21条）

水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(5) 知事又はその命を受けた職員（水防法第21条、地すべり等防止法【昭和33年法律第30号】第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄警察署長に通知する。

(6) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

【洪水】

区分	実施基準	実施責任者	措置
高齢者等避難	水防法に定める氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、避難行動要支援者が避難するために必要な時間後に、避難判断水位に到達すると予測される場合		
避難指示	1 破堤につながるような漏水の発見又は通報があった場合 2 気象危険水位に到達すると予測される場合	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告 (知事に報告)
緊急安全確保	1 堤防が決壊した場合 2 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 3 気象危険水位を越え引き続き水位が上昇し、極めて危険と判断した場合	知事又はその命令を受けた職員 (水防法第21条)	
		水防管理者 (水防法第21条)	立ち退きの指示 (警察署長に通知)

【土砂災害】

区分	実施基準	実施責任者	措置
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に指定された地域において避難行動要支援者の避難に必要な時間後に、危険な状況に到達すると予測される場合		
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が継続する見込みがある場合 2 土砂災害につながるような重大な兆候（湧き水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等）の発見又は通報があった場合において、特に危険と判断した場合	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告 (知事に報告)
緊急安全確保	1 大雨特別警報（土砂災害）が発表され、さらに降雨が継続する見込みがある場合 2 土砂災害災害が発生する極めて重大な兆候（山鳴り）の発見又は通報があつた場合 3 土砂災害の発生する極めて重大な事象（流木の流出）がある場合 4 土砂災害が発生する等、極めて危険であると判断した場合	知事又はその命令を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	
		市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの指示・立ち退き先の指示 (知事に報告)

【高潮災害】

区分	実施基準	実施責任者	措置
高齢者等避難	高潮、風浪及びうねり等により避難行動要支援者の避難に必要な時間後に、危険な状況に到達すると予想される場合		
避難指示	1 高潮警報または高潮特別警報が発表され、高潮、風浪及びうねり等により災害が発見又は通報があり特に危険な場合 2 高潮、風浪及びうねり等により災害が発生し、避難を開始しなければ特に危険であると判断される場合	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告 (知事に報告)
緊急安全確保	1 高潮特別警報が発表され、高潮、風浪及びうねり等により災害が発見又は通報により極めて重大と判断される場合 2 高潮、風浪及びうねり等により災害が発生し、避難を開始しなければ極めて危険であると判断される場合	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの指示・立ち退き先の指示 (知事に報告)

【その他】

区分	実施基準	実施責任者	措置
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に急を要するとともに必要あると認められるとき。	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの指示・立ち退き先の指示 (知事に報告)
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体の危険が及ぶおそれがあると認めたとき。		「屋内安全確保」の指示
	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。		立ち退きの指示・立ち退き先の指示 (市長に通知)
	市長が「屋内安全確保」を指示することができないと認めたとき。		「屋内安全確保」の指示
	災害の状況により特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。		避難の措置 (警察官)
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の措置

(7) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知及び報告するとともに避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。

(8) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令にあたっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市長等は次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品及び服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配線盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

市長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のため時間が少ない局所的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(3) 住民への周知

市長等は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずから判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

4 高齢者等避難の発令

市長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

なお高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記2及び3を準用する。

5 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講ずる。

(1) 市長（災害対本法第63条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官、海上保安官は（1）に定める市長の職権を行うことができる。

この場合において、警察官、海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 警戒区域設定の周知等

- (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- (2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

7 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市職員等が行うが、当該誘導にあたっては、各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心がけ、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り、積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

8 避難所の開設及び運営

避難所の開設が必要となった場合は、輪島市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(1) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示等の対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

(2) 市は、避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 避難の世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者も含める。）
- 避難所の開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

(3) 避難等の状況把握

関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(4) 避難所の運営

- 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難した人々の代表者及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営にあたっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。
なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(5) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県にあっせんを求める。

また、女性専用の仮設トイレや高齢者、障害者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(6) 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害となっている場合は、福祉避難所などの適切な二次的避難所をあっせんし、移転するなどの支援措置を講ずる。

(7) 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は、生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(8) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けている福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

※福祉避難所については、市で策定している「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき行う。

(9) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家族のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(10) ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(11) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して、公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(12) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じてペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受け入れられるよう、連携に努める。

(13) 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

9 広域避難体制

(1) 市

ア 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災住民を受け入れた市町は協力する。

オ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 広域一時滞在

ア 被災市町は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

10 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」いう基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、N P Oやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める

12 記録等

本部及び各避難所には、維持及び管理のため、それぞれ責任者を定めて、次の帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 避難者名簿
- (2) 救助実施記録日計票
- (3) 避難所用物資受払簿
- (4) 避難所設置及び収容状況記録簿
- (5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

1 基本方針

災害により、水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、県及び関係機関に応援を求め、速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策

市（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集をし、次のとおり応急給水対策を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

- ア 動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。
- イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。
- ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し応援を求める。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動**(1) 給水の拠点**

飲料水の確保の困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校等の拠点避難場所等、病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

(2) 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から 3 日まで (生命維持に必要な水量)	3 リッター/人・日	おおむね 1 km	耐震性貯水槽・タンク車
災害発生から 10 日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20 リッター/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から 21 日まで (更に最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100 リッター/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から 28 日まで (通常の給水量の供給)	約 250 リッター/人・日	おおむね 10m	仮配管から各戸共用栓

(3) 応急給水活動は市が行うが、市において対応できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど、一元的な対応に努める。

- 給水に必要とする人員数
- 給水を必要とする期間、給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等の水道用資機材の品目別数量

(4) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せて井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

イ 飲料水の運搬配分等、市の実施する応急給水に協力する。

4 施設応急復旧活動

(1) 被害施設を早急に復旧するため、住民からの情報や職員による施設巡回により、速やかに次のとおり施設の損壊状況、漏水箇所等の把握に努める。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早急に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効果的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 復旧に必要な資材は、事前に確保しているものを使用するほか、不足する場合は、あらかじめ指定している水道工事等関係業者に次の事項を示して協力を要請し調達する。

(4) 市が、自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあっせんを要請する。

- 応急復旧作業を必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(5) 被災箇所の復旧までの間、二次災害の発生のおそれのある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次による措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、安全柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の給水基準は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

6 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 飲料水の供給簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第23節 食料の供給

1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省生産局に引渡しを要請する。

(2) 県への備蓄食糧・おにぎり・パン等の要請

市は、県の保有する備蓄食糧の提供及び供給を要請する。

4 炊出しの方法

炊き出しは、ボランティア等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

(1) 当初は、市所有の非常食（乾パン及びアルファー米）を主に配食する。

(2) 炊出し現場には責任者を配置し、責任者はその実態に応じ指揮するとともに、炊出しの状況、場所数及び場所別給与人員を市へ報告する。

(3) 被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯、漬物、かん詰等の副食を供給する。

(4) 直接炊出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し供給する。

5 応援等の手続き

炊出し等で食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

(1) 市長は、応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施

(ア) 所要食数（人数）

(イ) 炊き出し予定期間

(ウ) 炊き出し品送付先

イ 物資の確保

(ア) 所要物資の種別及び数量

(イ) 物資の送付先及び期日

6 食品衛生

炊出しにあっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には飲料に適する水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には皿洗い設備、器具類等の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校等の給食施設、公民館、社寺等の既存施設を利用するが、これが得がたい場合は、環境衛生の良好な場所等を選定して設ける。

7 副食、調味料の確保

- (1) 市は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。
- (2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。
 - ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
 - イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
 - ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し、調整する。

8 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

9 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

10 記録等

食料供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 炊出しその他による食品供給物品受払簿
- (3) 炊出しその他による食品供給状況記録簿
- (4) 炊出しその他による食品供給のための食料購入代金等支払い証拠書類
- (5) 炊出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

第24節 生活必需品の供給

1 基本方針

市は、被災者に対して、衣料、燃料等の生活必需品を調達し供給を実施する。

2 実施体制

市長は、被災者に対して衣料、生活必需品等物資を供給する。

ただし、市で対応できないときは、県、隣接市町、その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

(2) 市は、必要に応じて、被災者に対し確保状況等の情報を提供するものとする。

4 物資の輸送（配送）拠点の確保と運営

(1) 市は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し、輸送拠点を決定する。

(2) 市は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 市は、地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

(4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

5 供給の方法

(1) 冬季、夏季それぞれについて世帯構成員別被害状況に基づき、救助物資購入（配分）計画を立て、これにより購入し、供給する。

(2) 所要物資の調達が困難な場合は県に依頼する。

(3) 調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、被災の程度に応じ定める。

6 供給する品目

次の品目の範囲内で現物をもって供給する。

- (1) 寝 具 就寝に必要な毛布、布団等
- (2) 外 衣 普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌 着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 身回品 タオル、長靴、ズック、雨具等
- (5) 炊事用具 鍋、包丁、バケツ、ガス器具等
- (6) 食 器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、プロパンガス等

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給計画は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

8 記録等

生活必需品の供給を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資の供給状況記録簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第25節 障害物の除去

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋、土砂、立木等を迅速に除去し、緊急輸送ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

- (1) 市長は、被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。
- (2) 施設管理者は、市の協力を得て、障害物を除去する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力及び機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれ実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地、空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

6 淚水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

- (1) 淚水排除
 - ア 市の区域内における宅地又は農地の広範囲にわたる滬水は、市又は土地改良区が排除する。
 - イ 災害の規模が大きく、当該関係者が処理できない場合は、県に応援を求める。
- (2) 堆積土砂
 - ア 被災地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。
 - イ 宅地の土砂は、市の指定する場所まで搬出し、集積土砂は、市が運搬廃棄する。
- (3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

7 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の適用の過程において、市は生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

9 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 障害物除去記録簿
- (3) 障害物除去支出関係証拠書類

第26節 輸送手段の確保

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するにあたり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。

また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受入体制について、あらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資

3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 車両による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

なお、状況により業者の車両を借上げ、利用する。

- (1) 物資の輸送については、災害の範囲及び実情を総合的に勘案し、県及び関係機関と密接な連絡及び協議を行い、決定する。
- (2) 緊急輸送にあたっては、事前に知事又は公安委員会へ緊急車両届を行い、災害時に標章及び証明証の発行を受け、掲示及び携行する。
- (3) 災害時において優先輸送される人員及び物資はおおむね次のとおりとする。

ア 人員

- (ア) 災害対策本部員
- (イ) 救出された罹災者
- (ウ) 公共施設の応急復旧作業員
- (エ) 災害応急要員

イ 物資

- (ア) 食糧及び飲料水
- (イ) 医薬品及び防疫物資
- (ウ) 生活必需品
- (エ) 災害復旧資材
- (オ) 車両用燃料

5 船舶による輸送

災害により陸上輸送が不可能な場合、船舶により輸送を行う。市内に借り上げる船舶がない場合は、直ちに次の事項を明らかにして県又は隣接市町に応援を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 輸送する対象等

市内の輸送船舶が接岸可能な岸壁

岸壁名	面 積	市役所までの距離
輪島港マリンタウン岸壁	52,000 m ² (緑地含む)	1,500 m

6 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合は、人夫等による人力の輸送を行う。

なお、労務者の確保は、本章第35節「労務供給計画」による。

7 航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、県に対して次の事項を明らかにしてヘリコプターの派遣を要請し、輸送を行う。

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を必要とする場所及び資機材
- (4) その他必要な事項

市内のヘリコプター離着陸場適地

ヘリコプター離着陸場適地	面 積	市役所までの距離
輪島高等学校グラウンド	10,300 m ²	500 m
旧輪島中学校グラウンド	13,329 m ²	700 m
輪島中学校グラウンド	16,952 m ²	1,500 m
東陽中学校グラウンド	8,988 m ²	20,000 m
旧三井中学校グラウンド	9,904 m ²	12,500 m
鳳至小学校舳倉島分校グラウンド	3,220 m ²	50,000 m
舳倉島灯台臨時ヘリポート	1,444 m ²	50,000 m
旧西保小学校グラウンド	7,692 m ²	10,000 m
鳳至小学校グラウンド	12,017 m ²	600 m
河井小学校グラウンド	8,390 m ²	500 m
旧南志見小学校グラウンド	3,720 m ²	16,000 m
町野小学校グラウンド	7,870 m ²	20,000 m
三井小学校グラウンド	4,982 m ²	12,500 m
輪島市輪島野球場	12,000 m ²	2,400 m
輪島市町野野球場	17,992 m ²	18,000 m
輪島消防署	5,625 m ²	2,000 m
門前中学校グラウンド	18,127 m ²	500 m
門前高等学校グラウンド	24,665 m ²	50 m
輪島市門前総合運動公園	52,307 m ²	700 m
輪島市門前グラウンドゴルフ場	33,000 m ²	3,000 m
旧仁岸小学校グラウンド	5,242 m ²	12,000 m

8 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

9 記録等

車両、船艇、人夫等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 燃料及び消耗品受払簿
- (3) 輸送記録簿
- (4) 輸送関係支払証拠書類

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、「石川県災害時のこころのケア活動マニュアル」に基づき、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者により、医療機関での対応が十分にできない場合には、県に現地避難所に精神科救護所の設置を要請する。
- (2) 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市は、円滑に実施できるよう協力する。

第28節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電等による冷蔵食品の腐敗等により、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒を実施し、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

- (1) 市は、防疫班（衛生技術者及び事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族・昆虫の駆除、飲料水の消毒並びに感染症患者の隔離を実施する。
- (2) 市は、防疫活動の状況を県に報告する。
- (3) 市は、防疫活動の実施にあたっては、能登北部保健福祉センターの協力を得て実施するものとするが、市のみで実施できないときは、県又は隣接市町及び関係機関の応援を要請して実施する。
- (4) 市は、県の協力を得て、防疫・保健衛生活動を実施する。
- (5) 市は、避難生活が長引く場合は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。
- (6) 防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、県が設置する地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所の設備は応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 検病調査及び健康診断

避難者に対して検病調査を実施するものとする。また、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

(2) 清潔、消毒

手洗いの消毒液を配置するとともに仮設トイレ等の消毒を行う。

(3) 給食の衛生保持等

避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意する。

4 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市は、防疫用資材の備蓄に努める。

また、防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者から調達するほか、県に対して調達、あっせんを要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める「健康危機管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」により、県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、避難所における同行したペット動物の飼育に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して飼養者に適切な飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、県から避難所におけるペット動物の飼育に関し、必要な資材の提供等の支援を受ける。

7 特定動物の逸脱対策

特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

8 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込額調書及び関係書類
- (4) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (5) そ族・昆虫駆除等に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

第29節 要配慮者の安全確保

1 基本方針

災害時においては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病等の患者、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 支援体制の整備

市は、要配慮者避難支援のため、要配慮者支援班を設置するなど支援体制の整備に努める。

また、要配慮者が災害からの避難後に命に危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策に努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難する。

避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうちから、以下の要件に該当する者とする。

（ア）75歳以上の人暮らし又は高齢者のみの世帯の者

（イ）介護認定を受けている者

（ウ）障害児・者・身体障害者手帳1～2級・下肢1～6級・視覚1～2級・聴覚4級以上の障害者手帳の交付を受けている者

（エ）療育手帳の重度（A）の判定を受けている者

（オ）精神障害者通院公費の対象となっている者

（カ）その他透析・在宅酸素の治療を受けている者又は人工肛門・人工膀胱を装着している者

イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（ア）氏名

（イ）生年月日

（ウ）性別

（エ）住所又は居所

（オ）電話番号その他の連絡先

（カ）避難支援等を必要とする事由

（キ）上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(4) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害対策基本法第49条の11に基づき、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。

イ 避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

(ア) 輪島消防署及び消防団

(イ) 輪島警察署

(ウ) 民生・児童委員

(エ) 自主防災組織

(オ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

ウ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

(イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明すること。

(ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠加納な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。

(エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

(オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

(カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者必要に応じて協定を締結すること。

エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

オ 要配慮者の配慮

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に努めるものとする。

(5) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況を確認し、その安否確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿（要配慮者台帳）を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて区長（町内会長）、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(6) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難にあたっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

また、避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮する。

(7) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに、在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供給等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(8) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けている福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助者となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

※ 福祉避難所については、市で策定している「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき行う。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設管理者は、施設が被災した場合、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づいて、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災したときは、施設職員、近隣の住民又は自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少數のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況等を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能となった場合

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能な施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災したときは、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

(1) 市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集及び提供ができる体制の整備等に努める。

(2) 市は、防災行政無線や広報車により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を要するため、市は、防災関係機関及び関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受入れ**(1) 災害対策ボランティア現地本部の設置**

市及び市社会福祉協議会は、県にボランティア本部が設置されたときは、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、県及び市、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により、現地の受入れが円滑に行われるよう努める。

(2) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともにボランティアの生活環境について配慮する。

(3) 災害ボランティアコーディネーター派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、市及び日本赤十字社等は、調整してボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア現地本部の機能**(1) 状況把握、状況報告**

現地災害対策本部、関係機関、関係団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域及びボランティア保険加入の有無を把握するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応じる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、市及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体と行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

(7) 繙続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校等施設の一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第31節 災害廃棄物等の処理

1 基本方針

被災地の廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみを含む。）及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の収集並びに処分を迅速かつ能率的に実施する。

また、災害廃棄物等は、可能な限り、再利用・再資源化をし、埋立処分量の減量化・安定化の推進を図る。

2 実施体制

（1）被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として市が実施するが、事業所、工場等から排出される災害廃棄物等については、事業主が市の指示により実施する。

（2）隣接市町又は県の応援

ア 被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して、隣接市町又は県の応援を求めて実施する。

イ 市は、県が示す「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理業務マニュアル）」等を参考に、あらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その対策を定めておく。

また、隣接市町及び廃棄物関係団体等と次の事項を調整し、災害時の相互協力体制を整備しておく。

- し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿処理受入先）
- 生活ごみの処理（収集運搬車両台数と人員数及び処理受入先）
- 災害廃棄物の処理及び処分
- 応援者の宿泊場所等の確保

3 被災地の状況把握

市は、災害発生直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）等の被害状況
- 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数並びにし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込量及び処理方法
- 全半壊建物数、解体を要する建物数、災害廃棄物の発生見込量及び処理方法

4 災害廃棄物等の収集、運搬及び処分方法

市は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、災害廃棄物等の収集運搬及び適正な処理処分を実施する。

ただし、適正処理困難物については、次のとおり実施する。

（1）一般家庭から排出される場合

業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進するため、業者へ協力要請を行う。

- (2) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）に該当する場合
災害発生時においても、通常と同様に、事業者の責任において処理することを原則とする。

- (3) 産業廃棄物に該当するが、家屋の倒壊により搬出が困難な場合
あらかじめ解体の際に、その旨を市に報告し、処理方法を事業者と市が協議する。
この場合にも、事業者による処理を原則とする。

- (4) 避難所での応急処理により発生する感染症廃棄物の場合
専門の処理施設において適正処理を行う。

- (5) 家屋の解体によりアスベスト廃棄物が発生する場合
市と解体業者の間で、その処理方法を協議した上で、適正処理を行う。アスベストの処理は、「廃棄物処理法」及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」などに従って適正処理を行う。

- (6) エアコンや冷蔵庫等に含まれるフロン類
家電リサイクル法、フロン排出抑制法に基づき製造業者又は第一種フロン類充填回収業者に引き渡す等、適正に処理する。

5 災害時における災害廃棄物の処理目標

（1）一般廃棄物

市は、災害時に生じた災害廃棄物等の収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理対策を実施する。

ア 災害廃棄物の収集処理量

建築物の解体に伴うもの 0.41 トン/m²

火事に伴うもの 60 トン/棟

①建築物の解体に伴うもの+②火事に伴うもの=要総処理量

イ し尿収集処理量

し尿発生量 1.34 ヶツ/人日

①避難所からのし尿の発生量+②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量+③通常時し尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量=要総処理量

ウ 生活ごみ、粗大ごみの収集処理量

生活ごみ発生量 1,012 グラ/人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54 トン/棟

①避難所からのごみ発生量+②住民の在宅している世帯からのごみ発生量+③通常時の粗大ごみ発生量+④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量=要総処理量

（2）産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械、器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬、処分経路をあらかじめ明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

（1）仮設トイレ、消毒剤、脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置にあたっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。

また、閉鎖にあたっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保に努める。

(3) 仮設トイレの仮置場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 災害廃棄物等の応急的措置

市は、おおむね次の方法により応急的な災害廃棄物等の処理を行う。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物等を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積込む際には、木くず、プラスチック、コンクリートくず、家電製品、金属くず、有害物品（廃石綿、P C Bが含まれるトランス等）、その他の廃棄物等に分別する。

(2) 災害廃棄物等の仮置場及び最終ルートの確保

災害廃棄物等が多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速な災害廃棄物の処理ができるよう、あらかじめ設定した仮置場に、これらを一時的に保管する。

また、大量の災害廃棄物の最終処分までの処理処分ルートを確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿等の廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員及び器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 災害廃棄物等の最終処分

収集、運搬した災害廃棄物等の処理は、分別搬入や仮置場における選別を進めるとともに、災害廃棄物等については、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立等の方法で行う。し尿処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなど、公衆衛生や環境衛生の保全に支障のない方法で行う。

(6) 携帯トイレの確保

し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物集積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早急の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

1 基本方針

市は、災害によって家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市は、あらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。

さらに、被災者用の住宅として利用可能公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる場合は、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用した場合は、知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的に入居させるとともに、高齢者・障害者向けの仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対して仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法など、再建に向けた相談・助言を行う。

(4) 市のみでは対応できない場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 応急仮設住宅入居者選考基準

入居対象者は、次の条件に該当する者とする。

(1) 住家が次のいずれかの状態で居住できないこと

ア 全壊又は流出

イ 半壊又は大規模な損壊で若干の補修では居住できないもの（補修に相当の日数が必要なもの）

ウ がけ崩れや流出等の恐れのある住家で、避難指示が出されているもの

エ 震災で道路が通行止めのためなど、住家へ入れない場合

オ その他特別な事情により住家にすむことができないと市が認めた場合

(2) (1) の住家のほかに居住する住家がないものであること。

(3) 自らの資金では住家（借家を含む。）を確保できないものであること。

4 応急修理対象世帯及び内容

(1) 応急修理対象世帯

応急修理対象世帯は、次のすべての要件を満たす世帯とする。

ア 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと。

イ 応急処理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

ウ 応急仮設住宅（民間借上げ住宅含む。）を利用しないこと。

(2) 応急修理の内容

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。

5 建設用地

災害の状況に応じ、市において適宜定めるものとする。

6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

7 住宅確保の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後に おける住宅対策については、本章第21節「避難誘導」に定めるところによる。

対策種別及び順位			内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既施存設公入営所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人等の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入居
	3 機金構融資資	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公宅営建住設	(1) 災害公営住宅の整備	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5	災害救助法による仮設住宅建設	災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。
住宅の修繕	1	自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3	災害救助法による応急修理	生活能力が低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。
障害物の除去	1	自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	2	除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3	災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

- (注)① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付けの条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ② 「住宅の確保」のうち、3の融資並びに4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- ③ 「住宅の修繕」のうち、2の(1)の融資及び3の修理は、家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

8 その他

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

9 記録等

仮設住宅を設置し、又は住宅の応急処理をしたときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

(1) 応急仮設住宅を設置した場合

- ア 救助実施記録日計簿
- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- エ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- キ 工事原材料受払簿
- ク 大工人夫等の出納簿
- ケ 輸送簿等

(2) 住宅の応急修理をした場合

- ア 救助実施記録日計票
- イ 住宅の応急修理記録簿
- ウ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

第33節 文教対策

1 基本方針

教育委員会は、児童、生徒、教職員及び学校その他の文教施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

文教施設の管理者は、被害を受けた場合は速やかに被害状況を調査し、教育委員会と連携を密にしながら、被災学校の授業開始のための応急施設整備計画を立て、社会教育施設等については、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 文教施設の管理者は、被害の程度により又は学校が長期にわたり地域の避難所として使用される場合には、個々の状況に応じ、次表の方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

被 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
市内の大部分（広域な範囲）について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかつた最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

- 学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合は、次の点に留意して応急教育を実施する。
- (1) 児童生徒、教職員等の状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
 - (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期、方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
 - (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
 - (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
 - (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
 - (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
 - (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるよう努める。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。

(2) 登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康保健管理

身体の健康管理やこころのケアが必要な児童生徒には、保健室でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法等については、教育委員会及び学校が、あらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法が適用された場合は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

7 給食措置

(1) 児童生徒の対策

市は、被害状況報告に基づき、県に対し災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行うとともに、速やかに応急給食を実施する。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。

なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

8 保健衛生

教育委員会は、福祉環境部と密接な連絡をとり、本章第28節「防疫、保健衛生活動」に従い、適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、福祉環境部と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して、予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を福祉環境部の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、福祉環境部の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

9 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

10 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、次のとおり必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が生じた場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、救出等により当該文化財を保護する。

イ 文化財に被害が生じた場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会経由で県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬送、修復・保全、一次保管等の応急措置を講ずる。

その際、市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

(4) 事前対策

教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

また、火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を図り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的な会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開される場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 記録等

学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 学用品の給与状況記録簿
- (3) 学用品購入関係支払証拠書類
- (4) 備蓄物資払出証拠書類

第34節 農林水産物災害応急対策

1 基本方針

市は、災害から農林水産物の被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置をとる。

2 農作物関係

(1) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲改植を必要とする場合が生じたときは、市長は、県に改植用苗の補給を要請するなど、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病害虫防除対策

市は、県の指示により、定められた計画に基づき病害虫の防除を実施する。

(3) 防除器具の確保

市は、管内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて、緊急防除の実施に際して集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、市は、県及び関係団体の協力を得て必要な防疫を実施する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の火葬場又は獣畜取扱所において、焼却又は埋却する。

イ 被害家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、県に対し防疫班の派遣を要請する。

ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、県に対し家畜防疫班及び消毒班の派遣を要請する。

エ 家畜に対する診療

市長は、災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、県に対して家畜診療班の派遣を要請する。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。

また、市は必要があるときは避難所の選定、避難方法等についてあらかじめ計画しておく。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、市長は、県に対し飼料の供給を要請する。

4 林産関係

災害による林産物の被害拡大を防止するための応急措置として、次の措置を講ずる。

(1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。

(2) 台風による立木の倒伏等があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病害虫発生の予防措置をとるよう関係者に徹底を図る。

1 基本方針

災害応急対策を実施するための必要な要員を確保し、応急対策を円滑確実に実施する。

2 動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員等を行うものとする。

- (1) ボランティアの動員
- (2) 労務者の雇用
- (3) 労務者等の強制従事

3 応援要請

災害の程度によりボランティア、労務者等による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し、県等に応援又は派遣の要請を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

4 ボランティアの編成及び活動

災害時において、ボランティアの編成及びボランティアが従事する作業は、おおむね次のとおりとする。

(1) ボランティアの編成

ボランティアは、おおむね次の団体等で編成する。また、平常時の組織等を考慮し、災害ボランティア活動の実態に即した編成をする。

- ア 地域の青年団、婦人会
- イ 各種ボランティア団体
- ウ その他有志

(2) ボランティアの作業

ボランティアは、主として次の作業に従事する。

- ア 炊出しその他災害救助活動の協力
- イ 災害応急対策用物資及び資材、生活必需物資等の支給作業の協力
- ウ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- エ その他被災住民のニーズに応じたボランティア活動

5 労務者等の雇用

災害応急対策の実施において、災害対策本部員及びボランティアの動員が不足したとき、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、次のとおり労務者を雇用する。

(1) 労務者雇用の範囲

ア 罹災者の避難のための人夫

市長の指示による避難で、誘導人夫を必要とするとき。

イ 医療助産の移送人夫

医療救護班では処理できない重傷患者若しくは医療救護チームが到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者を病院若しくは診療所に運ぶための人夫又は医療救護班の移動に伴う人夫を必要とするとき。

ウ 罹災者の救出

罹災者を救出するための人夫を必要とするとき及びその救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水の供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品の整理、輸送又は配付に人夫を必要とするとき。

カ 遺体の搜索、処理

遺体の搜索、その搜索に要する機械器具その他資材の操作し、又は遺体の洗浄、消毒等の処理又は遺体を仮安置所まで輸送するための人夫を必要とするとき。

キ その他の場合

上記以外の救助作業のために人夫の必要が生じたときは、次の事項を付して県へ申請する。

(ア) 人夫の雇用を要する目的又は救助種目

(イ) 人夫の所要人数

(ウ) 雇用を要する期間

(エ) 理由

(オ) 地域

(2) 労務者雇用の期間

各救助の実施期間中とする。

6 労務者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための人員が、ボランティアの動員、労務者の雇用等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき又は緊急の必要があると認められるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条 〃	知事、市長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	市長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条	警察官
消防作業	〃	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	〃	水防法第 17 条	水防管理者、消防機関の長

(2) 命令対象者

命令区分作業対象	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事命令等の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官及び海上保安官が従事命令を発した場合については、直ちに市長に通知する。

(4) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取消すときは、次の命令書を交付する。

- ア 災害救助法による従事、協力命令
- イ 同上命令の取消命令
- ウ 災害対策基本法による従事、協力命令
- エ 同上命令の変更命令
- オ 同上命令の取消命令

(5) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助（知事命令）	災害対策基本法 (知事命令)	市長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約
補償等の種類	療養扶助金、休業扶助金 障害扶助金、遺族扶助金 葬祭扶助金、打切扶助金	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	規約で定める額

7 記録簿

労務者を雇用したとき等は、次の書類及び帳簿を整備しておく。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 人夫雇上げ台帳

第4章 一般災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設の災害復旧

関係各部、教育委員会、防災関係機関

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再発防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るために迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市道が被災した場合、市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市は、国の災害査定が速やかに実施できるように努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行えるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果の上がるよう、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

輪島警察署は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

(7) 小規模災害の措置

公共土木施設災害復旧事業の対象とならない小規模な災害で、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、県又は市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これから実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

(1) 市災害復旧事業

被災市において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。

この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。関係機関は、迅速な資料の提出等災害復旧事業費の早期決定に必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罷災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による休職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第3節 被災者への支援

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害発生後の市民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

なお、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について、指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給、損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進及び利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

3 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入れの促進を図る。

この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機関に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支給するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害援護資金の貸付け

市は、輪島市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年条例第 150 号）の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

7 災害弔慰金の支給

市は、輪島市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

8 災害障害見舞金の支給

市は、輪島市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

9 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活支援金を支給し、生活の再建を支援する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

10 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家の喪失、環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとしいれることとなる。

このため、市及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮をする事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、県、市及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対して、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明書の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- ・市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

6 被災者に対する職業のあっせん

被災により職を失った者に対して、公共職業安定所に協力を求め、積極的に職業のあっせんを行う。

7 税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、被災者の納付すべき市税等について、条例等の規定に基づき申告、申請、請求及びその他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、市税等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

市は、災害により住居を滅失し、又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等を整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失し、又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

(1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、N P O等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画を立て、確実かつ迅速に配分を行う。

2 支援物資の募集

市は、受入れを希望する義援物資を具体的に示した上で、募集するものとする。

また、県及び市は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効果的に届く体制とする。

3 義援金及び義援物資の受付

義援金及び義援物資の受付は、輪島市災害対策本部条例施行規則の定めにより行うものとする。

4 義援金の配分

義援金の配分については、市が配分検討委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

市は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

市の義援物資の一時保管場所を文化会館大ホールとする。

第6節 復興計画

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障害者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 復興計画の作成と進め方

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全を環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めるよう努める。

併せて、高齢者、障害者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、輪島市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講ずる。

第2節 災害予防対策

1 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講ずる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

- (1) 市は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請することなどについてあらかじめ定めるよう努める。
- (2) 市は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて市民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地災害対策本部や県の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

市は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は市に避難先等情報を示す。
- (3) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が予想される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必要物資の調達

市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、輪島警察署や道路管理者と連携し、代替となる輸送道路や輸送手段を確保する。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、輪島市地域防災計画の本編第4章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。